

タイにおける知的財産の状況

2022年2月

S&I International Bangkok Office Co.,Ltd

1. はじめに	1
2. タイで知財リスクを最小限にするために	2
(1) 出願し早期に権利化すること	2
(2) 先使用権を獲得すること	2
(3) 知財情報を入手すること	2
(4) 冒認に対処すること	3
(5) 権利別の注意点	4
(6) その他の注意点	6
3. 最近の知財法制・審査実務について（知的財産局所管分）	6
(1) 知的財産局全体としてのプロジェクト及び COVID-19 への対応	6
(2) 発明特許および小特許	10
(3) 意匠特許	16
(4) 商標	21
(5) 著作権	25
(6) 地理的表示(GI)	32
(7) RCEP 施行による知的財産制度及び実務への起こり得る影響	34
4. タイ種苗法について	36
(1) はじめに	36
(2) 植物新品種保護の出願適格	36
(3) 植物新品種保護の対象となる植物品種	37
(4) 植物新品種保護の保護期間	43
(5) 植物新品種の育成者権の範囲	44
(6) 植物新品種保護の出願手順	45
(7) 植物新品種保護の権利取得のための政府費用	49
(8) 1999 年種苗法による植物新品種保護以外の保護	50
(9) 日本の種苗法との主な相違	57
(10) 日本からタイへの出願における注意点	59
(11) 出願件数及び登録件数	60
(12) 統計	61
5. 知的財産関連支援制度	64
(1) 税優遇措置	64
(2) 出願料金減免または助成制度	65
6. 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計	67
(1) 直近 5 年間の出願および登録件数	67
(2) 直近 5 年間の知的財産局（DIP）への審判件数	83
(3) 直近 5 年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数	84
(4) CIPITC から専門事案の控訴裁判所（2016 年 10 月 1 日設立）への提訴件数	84
(5) 最高裁判所への提訴件数	85
7. 最近の注目判決	85

(1) 小特許	85
(2) 発明特許および意匠特許.....	87
(3) 意匠特許	91
(4) 商標	99
(5) 営業秘密	109
(別紙) 引用判例の詳細.....	120
(1) 小特許	121
(2) 発明特許および意匠特許.....	124
(3) 意匠特許	132
(4) 商標	147
(5) 営業秘密	166

1. はじめに

2020年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各国での感染状況の違いとワクチン接種の普及、水際感染対策の違いにより、各国でのビジネス環境が様々な産業界によって大きく違う様相が現れ、そして全体的に大きくそして長期に感染による影響を受ける中、各国の知財制度の展開する全体的な底流には大きな変化はなく、①ウイルス感染拡大による知財出願減少は各国の違いはあるものの、実用新案(各国の制度で制度名称が異なる、タイ(小特許)、インドネシア(簡易特許)、フィリピン(実用新案))への出願件数の各国での増大傾向(特に、フィリピン、タイ、インドネシア)、②GI(地理的表示保護制度、Geographical Indication)の各国での国内経済振興策としての大きな期待、③カンボジアを含むアセアン各国への中国からの商標出願急増傾向が挙げられます。中国からは意匠出願の増加傾向も昨年あたりから見られます。日本では、余り知られていないかもしれませんが、この3つの動きは、アセアン知財環境、ビジネス環境を理解する上で、将来の知財の展開を予測する上で重要な視点となると思われます。

さて、昨年2021年のASEAN知財の動きとして、①2月1日にはミャンマーで軍事クーデターが起き、順調に準備されてきていた知財庁オープン(今までの予定では2021年4月)が延期され、現在までその進展はほとんどありませんが、従来通りソフトオープンによる商標出願受付が続行、②コロナウイルス治療薬について特許無効の各国の政策方針の動き(米国、中国、ベトナム、マレーシア、インドネシア、タイなど)、③タイの特許法改正案(特許及び意匠)の公表及び意見聴取、そして著作権法改正案の国会審議、④ベトナム知財法改正(恐らく2022年5月に国会通過予定)の意見聴取、⑤マレーシアの特許法改正、著作権法改正の国会通過、⑥RCEP発効に伴う各国での法規則改正など、多くの出来事がありました。本報告書では、このような国際的環境の中で、タイの知財状況(特に変化を中心に、またタイ種苗法制度も加えて)を報告させて頂き、皆様方の企業戦略、知財戦略の材料となれば、幸甚です。

なお、判例材料として特許、小特許、意匠、商標、営業秘密の事件判例を幾つか収集し紹介しましたので、ご利用ください。

2. タイで知財リスクを最小限にするために

タイに限らず、東南アジア現地での操業、生産、販売を含めたビジネス活動の中で、どのように安全で安心してビジネスを行うことができるかを経営戦略の中で検討しなければならない。

その検討課題の中で、タイで産業財産権リスクを最小限とするために以下の点を留意して戦略を立ててほしい。

(1) 出願し早期に権利化すること

ビジネスの現場がどのような環境下にあるのかに応じて、そのビジネスにかかる知的財産権を取得することである。どのように知的財産権を活用するにせよ、権利を有していないと、侵害に対する警告も、第三者対抗も行えないばかりか、相手企業への問い合わせすら満足にできないことになる。特に、政府登録が発効要件となる特許・小特許・意匠・商標は政府へ出願し、権利化を急ぐ必要がある。

(2) 先使用权を獲得すること

現地市場に進出する際、知的財産権で保護されていない技術や意匠、商標を持ち込んだ場合、権利取得を怠り、他の企業からの権利侵害への行使可能性に常に不安なままビジネスを展開しなければならない。このような不安を安心に変えるため、先使用权を主張できるように公証などを利用して証拠を収集しておく必要がある。

(3) 知財情報を入手すること

知財リスクを調査するために、制度情報、及び知的財産権利情報は各国政府及び政府関連機関から提供されている。これらは簡単に入手できるので、是非利用されたい。特に、Covid-19 の

蔓延した環境下においては、現地へ渡航しての調査や面談は難しく、まずは事前にこれら簡単に入手できる情報を利用することがますます重要となっている。

しかしながら、各国の情報データベース、さらに民間が提供しているデータベースには、限界があり、侵害や無効鑑定などを行うには、調査方法を現地代理人と共に検討する必要がある。

例えば、日本貿易振興会(JETRO)の提供する、知的財産に関する情報

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

をチェックしておくことで、かなりの部分の知財情報の確認が可能である。

また、JETRO バンコク事務所には専門家が派遣されているので、実際にタイ国内で事業を行なっている場合には、直接訪問して情報を入手したり、疑問点を質問するのもよいであろう。

なお、JETRO の在外事務所は、当該国に在住する者以外からの情報照会に対する直接の対応は行っていないことに留意が必要である。

JETRO バンコク事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/

(4) 冒認に対処すること

特に商標において、早期に自らの権利を獲得しない限り、第三者により同じ権利を獲得されて自社に対し侵害の警告状が送付されたり、販売の差止めを求められることが起こり得る。

このような事態を防止するために、早期の権利取得、特にハウスマークについてまず商標取得の必要があるが、上で述べた先使用权の獲得も考慮しつつ、事件の内容によってはハウスマークの変更なども念頭においた活動が必要となる。進出時の商標使用証拠も重要な根拠となる。

また、自社で権利を有していない場合、職務発明にあたるものであっても従業者に勝手に出願をされることや、合弁企業の場合、合弁企業に権利を渡してしまうと、後日合弁相手企業との関係が悪くなった際などに法外な要求を受けることもあり得る。このような点についても十分戦略を検討する必要がある。

(5) 権利別の注意点

権利別の注意点は以下の通りである。

①特許・小特許の場合

(i)実質上、審査は対応外国特許が登録されているかどうかによって左右される。審査が早くなっているとはいえ、まだまだ時間を要している。このため、日本以外にも、欧州、米国、豪州、韓国などの特許を早期に取得しておくことは、タイでの早期権利化に重要である。

(ii)日本特許を取得することにより申請可能な PPH(特許審査ハイウェイ)は、早期権利化に非常に有効な制度である。

最初に、日本出願に基づいて出願する場合、日本出願をどのようなクレームにするか十分に検討しておくことが、現地のクレームを決定するにあたって重要である

(iii)PPH 以外では ASPEC(ASEAN 特許審査協力プログラム)という ASEAN 独自の審査協力制度があり、これを利用することも権利の早期確保の点では有利である。ただし、他の ASEAN 加盟国で先に権利を取得する必要があるが、現状ではその対象となる国としてはシンガポールくらいしか選択肢がない。シンガポールにもあわせて出願して、シンガポールで権利を取得してその後タイに ASPEC 適用を申請することになるが、シンガポールでの権利がそもそも不要であれば、このルートが適切かどうかは要検討である。実際、ASPEC ルートはほとんど利用されていない。

(iv)優先権主張を伴う出願を行う場合、優先権主張の基礎出願と同内容で移行を行うこと。タイへ移行するにあたり、すでに優先権主張を行える期間を徒過した基礎出願に基づいて内容を付け加えて優先権主張を伴ったタイ移行を行えないか、などの相談事例があるが、途上国であるから適当な内容で移行できるのではないかと、などといった一種の楽観は論外である。国際条約の加盟国は、その点において共通の制度を採用している。

(v)また、小特許により権利を早く取得するという考え方もある。確かに小特許の審査期間は特許の審査期間に比べて短いですが、登録要件は、実質的に新規性のみである。また、保護期間も最大

10年と短いことに注意が必要である。だが、権利効果の点では特許と同様であるので、小特許を利用する者が次第に増えてきている。

②意匠の場合

(i)参考図(利用説明図等)及び断面図は不要であり、六面図のみでよい。むしろ参考図類は拒絶理由の対象となることがある。なので、日本の意匠出願の図面をそのまま全て適用できるわけではないため、事前にどの図面を用い、どの図面を用いないかの調査が必要である。

(ii)部分意匠制度は現時点では制度として存在していない。導入の方向で法改正案の中に盛り込まれている。(詳しくは、制度説明の記述を参照されたい)。

(iii)また、現時点では、部分意匠制度が導入されたとして、その権利行使の結果がどうなるか、例えば有効に侵害品の排除に用いることができるかは依然不透明である。従って、部分意匠制度の導入を待たず、全体意匠として権利取得することが通常行われている。

③商標の場合

(i)多区分出願が認められているとはいえ、1区分でも引っかかると全部拒絶(一発拒絶の場合もある)されるので、区分ごとに分けて出願するのと、どちらがよいか事前に検討が必要である。

(ii)また、タイの実務として、非常に商品・役務の解釈範囲が狭く(厳格)なため、指定商品についての補正指令が多く出されるので、事前調査が重要である。

(iii)商標中の一般的表記については一部権利放棄(ディスクレーム制度)を求められた上で登録となることはよくあることである。一部権利放棄を求められたからといって、商標全体が無効になるわけではない。

(iv)一般名詞のような商標の場合、登録可能性を上げるためには図案との組み合わせが権利化する上で、有効である。但し、権利範囲を広く確実に獲得するには、要検討である。

(v)冒認について、特段の制度的な手当をしているわけではないので、出願を早く行うことが重要である。

(vi)商標ライセンス登録を政府に行うことにより、第三者対抗要件を満たすことにより、安心してビジネスを展開できるため、強くお勧めする。

④著作権の場合

著作権登録制度が設けられているので、例えば書籍やカタログについて、この制度を利用して登録を行い、日付を確定しておくことも有効である。

(6) その他の注意点

上記の一般的な知的財産法以外にも、周辺に検討が必要な法規があることに注意してほしい。種苗法については項を改めて解説するが、例えば、営業秘密保護法、消費者保護法、伝統的医薬サービス保護法、化粧品法、ビジネス事業競争法などがあり、エンフォースメントで利用する関税法、民商法、刑法なども知財に関わる条項などが存在する。事業戦略を立てる前に、是非とも制度調査をお勧めしたい。

タイでのビジネス一般については、JETRO バンコク事務所などの公的機関のサービスを利用するか、あるいは近くの相談所(東京都中小企業振興センタータイ事務所)に相談し、解決方法を探るのも一案である。

東京都中小企業振興センタータイ事務所

<https://www.tho.tokyo-trade-center.or.jp/jp/access/>

3. 最近の知財法制・審査実務について（知的財産局所管分）

(1) 知的財産局全体としてのプロジェクト及び Covid-19 への対応

① PATAENT E-DOCUMENT サービスの開始

審査促進及び紙書類削減のため、出願人が、紙書類による提出ではなく、電子ファイルで出願書類を知的財産局(DIP)に提出できるという、電子出願サービス(PATAENT E-DOCUMENT サービス)が、2022年1月1日より開始された。

<https://www.ipthailand.go.th/th/infographic/item/patent-e-document.html>

② 特許電子サービスの開始

発明特許出願が公開されたことを異議申立期間内に知らせる特許電子サービス、および、権利が満了した特許権・今後5年以内に権利が満了する特許権を知らせる特許電子サービスが稼働したことが、知的財産局(DIP)から2021年5月25日に発表された。

③ 商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止

商標権侵害品及び著作権侵害品に関し、輸出入禁止及びタイ国内への持ち込みを禁止とする、商務省告示案が2022年1月4日の閣議で承認された。

この商務省告示案は、2021年7月30日まで、外国貿易局(DFT ウェブサイトで意見募集が行われていたもので、以下の2点を主な内容とする。

・商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及びタイ国内への持ち込みを原則として禁止する(非営利目的で、不当に数量が多くない場合は除外される)。

・商標権者又は著作権者が、侵害可能性のある物品の検査に関し、税関が定める規則・手続・条件に従い税関職員に情報を報告可能とする。

この商務省告示は、官報掲載後90日後に施行される。

④ オンライン紛争解決システムを用いた知的財産紛争解決

2020年12月7日に、タイ仲裁センター(Thai Arbitration Center : THAC)との間で締結された覚書に基づき、タイ仲裁センターで利用中のオンライン紛争解決システムが、知的財産局(DIP)に

おける知的財産紛争解決手続においても利用可能となった。このオンライン紛争解決システムを用いた、2021年1-8月の知的財産紛争解決件数は、著作権事件2件、商標事件2件の合計4件である。

⑤ Covid-19 感染爆発時の知的財産局(DIP)局舎の閉鎖および期間延長

2021年4月のタイ正月後、Covid-19の感染爆発により多くのクラスターが発生し、また、この時点でタイにおけるCovid-19ワクチン接種が十分には進んでいなかったことから、状況を沈静化するため、非常事態令第9条に基づく決定事項により、2021年7月20日から知的財産局(DIP)局内でのサービスが停止され、オンラインおよび電話による対応のみが行われることとなり、また、書類提出は知的財産局(DIP)ウェブサイトを経由したオンライン手続および郵送による提出のみが可能とされた。

知的財産局(DIP)局内でのサービス提供は、2021年11月1日から再開されたが、知的財産局(DIP)窓口での書類提出は、事前予約が必要となった。

⑥ Covid-19 感染爆発時の期間延長

Covid-19の感染爆発を鑑み、知的財産局(DIP)は2度にわたり、発明特許および小特許に関して期間延長を行い、書類提出期間を延長した。

1回目:2021年4月21日に発行された局告示により、2021年4月16日から5月31日までに書類提出期限を迎える発明特許出願および小特許出願に対して、出願人は2021年6月1日から6月30日の間に手続を行えることとなった。

2回目:2021年7月12日に発行された局告示により、2021年7月12日から8月31日までに書類提出期限を迎える発明特許出願および小特許出願に対して、出願人は2021年9月1日から9月30日の間に手続を行えることとなった。

⑦ Covid-19 感染爆発時の電子メール手続

知的財産局(DIP)は、2021年7月30日に、発明特許および小特許出願人に、電子メールを介した書類提出手続および手数料納付を認める局告示を発行した。提出できる書類には、補正書、審査請求書、優先権書類などが含まれ、また、公開手数料や登録手数料の納付にあたっては、支払証拠書類を添付した書類の提出が必要であった。

この電子メール手続ができる期間は、当初2021年8月31日までとされていたが、Covid-19の感染爆発が収束しなかったため、2021年9月30日まで、そして2021年10月31日までの2度にわたり延長された。

⑧ 期限を徒過して納入された商標更新料・特許年金・小特許年金の追加料金免除

2022年1月24日の閣議により、期限を徒過して納入された商標更新料の追加料金を免除する省令案、および、期限を徒過して納入された特許年金・小特許年金の追加料金を免除する省令案が閣議決定された。

この省令案は、Covid-19による景気の影響を受けている商標権者や特許権者の負担軽減を目的とするもので、商標更新料についての省令案は、商標法に基づく追加料金を免除する案で、商標権者が更新料を期限徒過後に納付した場合の庁費用の追加料金20%を免除する。

特許年金・小特許年金についての省令案は、特許法に基づく追加料金を免除する案で、特許権者および小特許権者が法律で定められた期間内に年金を支払わない場合に課される年金の追加料金30%を免除する。

これら省令案は、官報に公告された翌日から2022年9月30日まで有効となる。

現在、省令案は知的財産局(DIP)内で官報掲載へ向けた作業が行われており、3月の早い時期に発効の見込みである。

⑨ ファビピラビル特許の拒絶査定

知的財産局(DIP)は、日本企業による、抗ウイルス薬ファビピラビル(商品名アビガン)の特許出願を拒絶したことを2021年5月に発表した。この拒絶査定後、タイ政府薬事機構(Government

Pharmaceutical Organization : GPO)は国産ファビピラビルの製造に着手した一方で、出願人は拒絶査定を不服として審判委員会に対し審判請求が行われている。

(2) 発明特許および小特許

① 発明特許および小特許の法規則改正

現行の仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法は、現在まで 1991 年、1999 年の 2 度にわたり改正されているが、その手続及び登録制度に関する事項については改正が行われてこなかったため、国際基準に沿ったものではない、非効率で時間のかかるシステムが特許法に含まれている。それゆえに、知的財産局(DIP)は特許法改正案を起草し、特許法改正案の改正条項が、そのプロセスと審査システムをより効率的で、より便利で、特許及び小特許保護がより実用的なものとするように改正するため、最新の公聴会を 2020 年 9 月 30 日から 10 月 31 日まで開催した。

この特許法改正は、まずは特許法のうちの特許部分と意匠部分の改正を切り離して、特許部分のみの改正を先行させるとして、2018 年 1 月 31 日から 2 月 28 日までウェブサイト上に改正法案を公開し意見公募を実施していたものであるが、審議の途中で特許部分と意匠部分を同時改正することに方針が切り替わったため、特許法改正として一本化し、再度公聴会を行なったものである。

さらに、強制実施権関連条項について、2022 年 1 月 18 日に発行された局告示第 23/2565 号により更なる修正案が示されて、2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、パブリックコメントの募集が行われた。

改正法案中、注目すべき主な改正点は以下の通りである。昨年との相違部分を赤字で示した。前回の意見聴取時と同じ条文番号であっても、内容が異なっている場合や、同内容の事項について、条文番号が異なっている点に注意が必要である。

	改正法案の概要	解説
初回出願日の 権利留保請求 (第 6/1 条)	優先権主張を行う出願人は、以下の規定を満たさなければならない。 (1) 第一国出願から 12 ヶ月以内にタイに出願し、 (2) PCT 出願を最初にタイへ国内移行した日を特定するか、第 55/7 条の規定に基づき、優先権主張の権利の留保を認められる。	第 6/1 条(2)は、タイで権利が消滅した国際出願に対する権利の留保として、特許協力条約に従い、省令の形式での記載を増補改訂したものである。これにより、第 19 条の 2 が同時に廃止される。
特許を受けることができない発明 (第 9 条)	「人間または動物の外科手術」および「公序良俗、国民の道義・健康・福祉に反して利益を追求する発明、又は環境に重大な損害を与える発明」を対象に追加する。	-
遺伝資源または伝統的知識およびその派生物 (第 17 条)	新たな改正案では、遺伝資源および/または伝統的知識を含む出願を行う出願人は、出所を明記し且つアクセス前の許可申請および利益配分の合意に関する書類を出願願書とともに提出しなければならない。	出所の開示および書類の送付については省令で規定される。
出願人による分割申 (第 20 条)	出願人による分割申請を認める。	現行法では担当官から分割命令が発行された場合のみ分割ができる。
出願公開の時期 (第 28/1 条)	出願日から 18 ヶ月以内に公開する。	現行法では公開時期について規定されていない。
実体審査請求 (第 29 条)	出願日から 3 年以内に請求することができる。	現行法では公開日から 5 年以内に請求することができる。

		改正法案によって、出願と同時の請求が可能となる。
第三者による資料提出 (第 31 条)	第 28/1 条、第 32/2 条の二度の公開の期間中、第三者による先行技術の資料提出が可能となる。	現行法では、第三者による資料提出制度は規定されていない。
実体審査後の出願公開及び異議申立 (第 32/2 条)	実体審査後の公開制度を追加し、公開日から 90 日以内の異議申立期間を設ける。異議申立が無ければ登録手続へ進む。	1 回目、2 回目の公開費用は出願手数料に含まれる。
先使用权の拡大 (第 36 条)	出願日前にタイ国内で善意により事業操業に関する完全な準備を行なっている場合にまで、先使用权の範囲が拡大される。	-
登録後の軽微な誤訳や誤記の補正 (第 37/1 条)	特許権者は登録された特許の軽微な誤訳や誤記について補正することができる。補正/追加される部分は発明の重要部分または範囲を変更する内容であってはならない。ただし、全ての共同出願人の同意が必要となる。	現在は登録後の誤記等の補正は認められない。

<p>ライセンス契約の取扱い (第 41 条、第 41/1 条)</p>	<p>ライセンス契約は書面により担当官に通知しなければならない。 通知には、少なくとも以下の項目を含むものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特許権者の名前及び住所 (2) 権利実施者の名前及び住所 (3) 特許番号 (4) 権利実施許諾期間 (5) 省令で定める他の項目 <p>通知していないライセンス契約書は、特許譲受人やライセンシーへの対抗手段にならない。</p>	<p>現行法ではライセンス契約の「登録」が定められている(第 41 条)。 登録に際し、ライセンス契約書一式を当局に提出しなければならず、全ての内容を開示する必要があった。</p> <p>改正法案の通り登録制度から通知制度に変更することにより、左記の通知項目(1)~(5)が含まれていれば、契約書の内容全てを開示する必要はない。</p>
<p>強制実施権に関する規定の明確化 (第 48 条削除、第 49 条、第 50 条、第 51 条改正、第 50/1 条、第 50/2 条の追加)</p>	<p>強制実施権に関する規定を明確化するとともに、特許権実施に関する局長の決定に対し、特許権者が 60 日以内に提訴できるとする、第 49 条第 4 項および第 50 条第 2 項の規定を削除した。</p>	<p>2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、パブリックコメントが行われた。</p>
<p>医薬品への強制実施権 (第 51 条の改正、第 51/2 条の追加)</p>	<p>医薬品の生産能力が無い、または医薬品が不足する後発開発途上国や世界貿易機関の加盟国へ医薬品を輸出するため、商務省はいずれの特許を実施することも許可する。 さらに、タイ国内での当該医薬品の製造</p>	<p>TRIPS 協定第 31 条 bis に従い前半部分が追加された。 後半部分は、Covid-19 に対応したものと目される。 2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、強制実施権部分の改正について</p>

	能力が低い場合にも、二重補償を避けるために輸入医薬品に対する強制実施権が適用される。	のパブリックコメントが行われた。
権利種別の変更 (第 65 条の 4)	特許から小特許への変更、また小特許から特許への変更申請受付期間を規定する。 (1)「小特許」を「特許」に変更 タイ国内での小特許出願日から 3 年以内、または発明登録と小特許証交付が行われるまでのうち、先に終了する期間内 (2)「特許」を「小特許」に変更 タイ国内の特許出願日から 3 年以内	現行法でも変更申請は可能だが、改正法案で申請受付期間を明確に規定した。

② 発明および小特許の審査マニュアル

政府からの通知の内容をより分かりやすくする、また国際基準と対応させることなどを目的として、前回 2012 年の改定より 6 年ぶりに、2018 年に知的財産局 (DIP) の審査マニュアルが改定された。この審査マニュアルはすでに公開されて、2019 年 6 月 7 日より運用されている。特許および小特許の審査は現行法とこのマニュアルに従うものである。

本審査マニュアルは、以下の章から構成されている。

第 1 章 発明特許出願

第 2 章 特許出願の異議申し立て

第 3 章 小特許出願

第 4 章 国際出願 (PCT 出願) の審査

第 5 章 化学と医薬品分野の特許出願と小特許出願の審査

第6章 コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許

および小特許の審査

今回の改訂により、第1章に単一性、新規性、進歩性の判断基準が事例とともに追加され、また、第6章が新たに追加された。

この審査マニュアルは、現在 JETRO にて和訳され、以下で公開されている。

特許審査基準 仏暦 2562 年(西暦 2019 年)改訂版(ジェトロ仮訳)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/patent_manual2019_th_jp.pdf

③ 発明特許登録証および小特許登録証の新書式

知的財産局(DIP)は、2021年4月5日に発明特許登録証および小特許登録証の新書式に関する局告示を発行した。

新書式による登録証には、QRコードおよび照会のための番号が記載されており、発明特許および小特許の全文明細書の電子データへのアクセスが可能となる。

新書式による登録証は、2021年4月19日以降に登録料を納付した出願に対して発行される。

④ 審査ハイウェイ(PPH)申請書式の変更

知的財産局(DIP)は、2022年1月13日に、日本特許庁の審査結果を発明の審査に利用することに関する局告示第19/2565号を発行した。

この局告示により、日タイ審査ハイウェイ(PPH)による審査を知的財産局(DIP)に申請する際の申請書の様式が変更されるとともに、オンラインでの PPH 申請が可能となっている。

参考:

日タイ特許審査ハイウェイ試行プログラムについて(日本特許庁)

(3) 意匠特許

① 意匠特許の法規則改正

昨年と状況は変わっていない。タイでは特許法で意匠特許が規定されており、意匠特許に関する法改正の審議は発明特許および小特許とは別々に行われて、改正特許法中の意匠部分の意見公募は2019年10月18日期限で実施された。その後、審議の途中で特許部分と意匠部分を同時改正することに方針が切り替わったため、いまだに法改正は行われていないが、最新の公聴会が2020年9月30日から10月31日まで開催された。そのため、同じ論点を含め、再度の意見聴取を行なったものである。

改正法案中、注目すべき主な改正点は以下の通りである。前回の意見聴取時と同じ条文番号であっても、内容が異なっている場合や、同内容の事項について、条文番号が異なっている点に注意が必要である。

また、一時、意匠部分を意匠法として特許法から独立させることが検討されていたが、これまで通り特許法に意匠が含まれる形式となっている。

改正特許法中の意匠部分の注目すべき主な改正点は以下の通りである。なお、法案作成初期に入っていた、創作性についての登録要件は削除されている。

	改正法案の概要	解説
意匠の定義の改正及び部分意匠の追加 (第3条)	明らかに目で見えるものである点が追加され、同時に部分意匠を含めることが記載された。	部分意匠制度導入のために追加された定義。
本意匠の定義 (第3条)	「本意匠」とは、タイ王国で意匠特許を出願済みで、かつ出願人が関連	部分意匠制度および関連意匠制度の導入により必

	<p>意匠特許出願のベースとして選んで用いる意匠を指す。</p>	<p>要となった定義。</p> <p>条文中、本意匠に対し、関連意匠として認められる意匠の範囲は明確ではない。</p> <p>また、「画面」のデザインが保護対処の意匠に含まれるかどうかは明確ではない。</p>
<p>国内外公知の明記、特許と意匠の先後願及び開示形式についての記載の明確化 (第 57 条)</p>	<p>タイ王国内又は国外で特許出願日の前に広く存在している又は使われている意匠、は新規性がないことが明確になった。さらに、特許と意匠の先後願についても規定された。また、開示の方法は「文書、印刷物、展示により行なわれるか、又はいずれかの方法による公衆への開示であるかは問わない。」とされた。</p>	<p>条文中、本意匠に対し、関連意匠として認められる意匠の範囲は明確ではない。</p> <p>デザインの転用がこの新規性に入らないと考えてよいのか、あるいは、2つのデザインを組み合わせると1つのデザインをするという場合、新規性がないものとするのかは不明である。</p> <p>法案作成初期に入っていた創造性(creativity)は外されている。理由は不明である。</p>
<p>新規性喪失の例外規定 (第 57/1 条)</p>	<p>特許出願の前 6 ヶ月以内になされた以下の図画、重要部分又は詳細の開示は、第 57 条の(2)に基づく図画、重要部分又は詳細の開示と見なさない。</p> <p>(1) 違法行為により起きた、又はその結果行なわれた図画、重要部分</p>	<p>現行法では第 6 条に 12 月間の新規性喪失の例外規定が置かれている。出願人、デザイナーに許可を得た者まで開示する主体を拡げた。</p> <p>あわせて、現行法で外国</p>

	<p>又は詳細の開示</p> <p>(2) デザイナー、意匠特許出願権者、又はデザイナー若しくは特許出願人から許可を得た者による図画、重要部分又は詳細の開示</p> <p>その場合、省令で定める期間、基準、方法及び条件に従い、特許出願人が関連する証拠を添えて証明書を提出すること。</p>	<p>出願意匠についての規定がされている、第 60 条の 2 が廃止される。</p>
<p>出願人による分割申請</p> <p>(第 60/1 条)</p>	<p>出願人による自身の出願の修正追加又は分割申請を認める。</p>	<p>現行法では第 65 条で第 26 条を準用していなかった。</p>
<p>分割命令の応答期限</p> <p>(第 60/2 条、第 60/3 条)</p>	<p>当該命令受領日から 60 日以内に分割出願を行ったとき、タイ国内で最初に出願した日を出願日とみなす。当初の出願と同様の効果があることを規定した。</p>	<p>現行法では第 65 条で第 26 条を準用していなかった。</p>
<p>関連意匠</p> <p>(第 60/4 条)</p>	<p>関連意匠出願について、本意匠と同日に出願した意匠を、本意匠の公開前かつ本意匠の出願から 6 ヶ月以内であれば後日申請可能とした。</p>	<p>関連意匠制度導入に伴い規定された。</p>
<p>公開延長申請の明記</p> <p>(第 60/7 条)</p>	<p>公開延長申請について明確に記載された。</p>	<p>現状は出願願書に記入することにより運用により扱われている。</p> <p>なお、改正案中、公開延長</p>

		申請が可能である時期については記載されていない。
存続期間の改正 (第 62 条)	第 62 条で意匠特許の有効期間は、タイ王国内での特許出願日から 5 年間とし、1 回につき 5 年間の更新を 2 回申請できる、と記載された。これにより権利期間は最長 15 年となった。	現行法では有効期間は出願日より 10 年間であり、延長は認められていなかった。
更新手数料の支払期間 (第 62/1 条)	有効期限の 3 ヶ月前までに行うとともに、期限後 6 ヶ月以内であれば更新の場合に加え割増手数料の支払により更新が認められる。 意匠特許証が特許の有効期限の後で交付される場合、特許証の交付日から 60 日以内に更新手数料を支払う。	
本意匠及び関連意匠の譲渡 (第 63/3 条, 第 63/4 条)	関連意匠特許の譲渡の場合、本意匠とともに譲渡しなければならないことが規定された。	関連意匠制度導入に伴い規定された。

<p>新規性を欠く意匠 に対し不適切に 交付された意匠 特許証の取消手 続 (第 63/5 条)</p>	<p>第 56 条の規定に合致しない、新しい意匠には当たらない出願に対し不適切に交付された意匠特許証の取消手順を規定する。</p>	<p>—</p>
<p>ハーグ協定関連の 改正 (第 65/1 条～第 65/11 条)</p>	<p>ハーグ協定加盟に対応した条文が追加された。</p>	

② 意匠特許異議申立データベースの公開

知的財産局(DIP)により、意匠特許出願について異議申立期間内にある出願を一覧表示するデータベースが公開され、何人であってもアクセス可能とされている。

URL は以下の通りである。

https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIPPublic/_AppPublic/PublicSummaryDesign.aspx

③ 意匠特許の審査実務

意匠特許の審査実務について、以下の点に変更が加えられた。

- ・三次元の形状を示す場合の斜視図の追加

三次元の形状を示す場合に、従来は必要とされていなかった斜視図の提出が、一部の分類において、方式審査による OA として要求されるようになった。この OA については、何らの規則や通知に基づくものではないが、明確な図面を提出することは、意匠権者の利益に叶うものである、との説明がなされている。

また、2022 年 1 月時点では、意匠審査マニュアルの訂正は行われていない。

(4) 商標

タイは 2017 年 8 月にマドリッドプロトコルに加盟し、2017 年 11 月 7 日に同議定書が発効した。指定国官庁である知的財産局 (DIP) は、通報日 (その国際登録が指定国であるタイに送付された日) から 18 ヶ月以内に国際事務局へ拒絶理由の通知を行うことになっているため、2019 年中頃から国際出願の中間手続が開始されている。

なお、商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止に関する商務省告示、及び、期限を徒過して納入された商標更新料の追加料金を免除する省令案については、冒頭の「(1) 知的財産局全体としてのプロジェクト及び Covid-19 への対応」に記載した。

① 新たな商標審査マニュアルの公開

新たな商標審査マニュアルの改正案が 2021 年 2 月 24 日に公開され、2 月 24 日から 3 月 10 日までのパブリックコメント募集期間を経て、2022 年 1 月 17 日に発行された局告示第 18/2565 号により、知的財産局 (DIP) ウェブサイトに公開された。この新たな商標審査マニュアルは、即日使用されている。

この商標審査マニュアルにより、主として以下の点が追加あるいは改定されている。

- (i) 登録手続及び審査官の審査手続についてのフロー図の追加
- (ii) 登録書式や書類リストに関する審査要領の追加
- (iii) 商標法第 7 条第 2 項(4)に規定された「装飾された数字・文字」に関する識別性の段々についての記載を追加
- (iv) 商標法第 8 条(6)に規定された外国又は国際機関の名称及び略称を含む商標につ

いて、当該国又は当該機関から許可がある場合には登録可能であることを記載。

- (v) 商標法第 51/1 条に関して、ある指定商品や指定役務の一部が譲渡可能であることを記載。
- (vi) 証明商標及び団体商標の審査ガイドラインの明確化
- (vii) 商標出願の公開方法の明確化
- (viii) 異議申立手続の明確化
- (ix) 登録間命令に関する法及び規則の追加

② ファストトラック(Fast Track)の採用

知的財産局(DIP)において、タイ商標出願、及び、更新申請に関するファストトラック制度を開始した。

これは、商標出願から登録証の発行まで 16 ヶ月を要し、また、更新申請から更新登録証の発行まで 3~6 ヶ月を要していたものを大幅に短縮するもので、2021 年 2 月 23 日に局告示が発行された後、対象となる商標出願、及び、更新申請の要件が改められている。

最新の要件は 2021 年 12 月 9 日付け局告示第 560/2564 号及び第 561/2564 号によるもので、2022 年 1 月 1 日から適用されている。内容は以下の通りであり、知的財産局(DIP)窓口での出願と電子出願の双方がその対象となるが、タイを指定国とする、マドリッドプロトコルに基づく出願には適用されない。

(i)商標出願ファストトラック(Fast Track)

以下の要件を満たす商標出願について、出願から 6 ヶ月以内にファーストアクションを発出する。

- ・商品／役務の合計数が 50 品目以内
- ・商品／役務の記載が知的財産局(DIP)データベースに収録されている指定商品及び役務リストの記載と一致すること

知的財産局(DIP)データベース: <https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

- ・出願後の補正がないこと

(ii)更新申請ファストトラック(Fast Track)

以下の要件を満たす更新申請について、更新申請書の審査及び更新登録証の発行は 30 分以内に完了する。

ただし、知的財産局(DIP)窓口での申請の場合は、商標権者が直接行うか、更新申請書を提出し商標権者に代わり更新登録証を受領する権限が明確に授権されている委任状により委任された代理人が行う場合に限られる。また、電子出願の場合は、知的財産局(DIP)が更新料全額を受領した日の翌日に完了する。

- ・商品／役務の合計数が 30 品目以内
- ・商標登録事項に変更がないこと
- ・更新手続に必要な政府手数料が全額支払済みであること。

③ 指定商品および役務リスト

2021 年 3 月 1 日より新たな指定商品および役務リストが採用されており、2021 年 12 月 2 日に改正されている。指定商品及び指定役務について、幅広く記述することは認められないという傾向は以前と変わらないため、例えば「被服」とまとめて指定することは認められず、ティーシャツ、ジャケット、セーターのように商品を個々に指定する必要がある。また、この指定商品および役務リストは随時改正されており、下記の知的財産局(DIP)データベースからダウンロード可能である。

<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

④ 欧州連合知的財産庁(EUIPO)による指定商品・役務選択補助データベース(TMclass)への参加

2021年12月15日に、知的財産局(DIP)は、欧州連合知的財産庁(EUIPO)による指定商品・役務選択補助データベース(TMclass)への参加を発表した。

これにより、タイの出願人が、EUをはじめ米国、日本など各国における指定商品・役務記述を事前に確認することが可能となった。このデータベースは、タイ語で利用可能である。

TMclass : <https://euipo.europa.eu/ec2/>

⑤ タイの他の政府機関に対する商標登録証提出・提示が必要な出願人に対する早期審査

2021年12月28日に、知的財産局(DIP)は、タイの他の政府機関に関連する商品・役務であって、タイの他の政府機関に対する商標登録証の提出・提示が必要な出願人に対する早期審査を、2022年1月1日より開始することを規定した局告示を発行した。ただし、この早期審査は、タイを指定国とする、マドリッドプロトコルに基づく出願には適用されない。

この早期審査は以下の要件を満たす商標出願について、出願から3ヶ月以内に申請されたものに対しては、出願から3ヶ月+15日以内にファーストアクションを発出する。また、出願から3ヶ月経過後に申請されたものに対しては、審査官が申請受領後15日以内にファーストアクションを発出する。

- ・商品／役務の合計数が10品目以内
- ・商品／役務の記載が知的財産局(DIP)データベースに収録されている指定商品及び役務リストの記載と一致すること

知的財産局(DIP)データベース: <https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

- ・出願後の補正がないこと
- ・商標登録をタイの他の政府機関に対し提出・提示する必要性及び理由を示した証拠書類を添えた早期審査請求書の提出

(5) 著作権

商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止に関する商務省告示については、冒頭の「(1) 知的財産局全体としてのプロジェクト及び Covid-19 への対応」に記載した。

① 国際条約及びデジタル時代の著作物への対応及び模倣品対策のための著作権法改正案

著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO Copyright Treaty : WCT)に対応させ、デジタル時代における技術変化に対応した著作物の保護に対応させるための写真の著作物の権利保護の見直しと、模倣品対策をより進めるとともに、国際水準に見合った効率性の増進とプロセスを持たせるための改正が進められている。

この著作権法改正案は、2021年11月3日に下院を通過して上院に送付され、2021年12月29日に、上院において大筋承認されたが、そのうちの一部事項についてさらなる審議が必要だとし、下院で再審議されている。したがって、国会通過は時間の問題である。

<1>写真の著作物の権利保護の見直し

現行著作権法は、写真の保護期間について、写真の著作者(写真家)の創作から50年間、ただし、写真の最初の公表の日から50年以内としており、写真の著作者の死後50年間とする、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO Copyright Treaty : WCT)に対応していない。そこで、著作権法改正案において、写真の保護期間を写真の著作者の死後50年間とする改正が検討されている。

<2>模倣品対策のための改正

模倣品対策のために、“ノーティスアンドテイクダウン”、サービスプロバイダの責任、及び、侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制についての改正が検討されている。それぞれの概要は以下の通りである。

(a)“ノーティスアンドテイクダウン”(Notice and Takedown)

現行法においては、著作権者が著作権侵害を発見した場合、著作権者は裁判所に対し著作権侵害データの除去命令を裁判所に請求しなければならず、ために、手続きに時間を要し、その結果として損害が大きくなっていた。

改正法案では、著作権者が著作権侵害を発見した場合、著作権者はサービスプロバイダに対し侵害データ除去のための通知(侵害データの取下請求)を送付することができる。

著作権者からの侵害の通知を受け取った後、サービスプロバイダは苦情の内容を検討し、遅滞なく侵害していると申し立てられたデータの除去あるいはアクセス禁止を含む、適切な手段を講ずるとともに、通知された苦情の写しを著作権侵害の理由で告発されたユーザに即座に送付する。

ユーザからの反論がない場合、サービスプロバイダは侵害データを永久に除去するかあるいはアクセス禁止とする。

ユーザからの反論をサービスプロバイダが受け取った場合、サービスプロバイダは著作権者に対し当該反論を送付するとともに、著作権者がこの件を裁判所に持ち込むことを希望する場合を除いて、その反論を受け取った日から15日後に、侵害データの除去あるいはアクセス禁止を解除すると通告する。サービスプロバイダは侵害データの除去あるいはアクセス禁止を継続する。

このように、改正法案中の手続は、現行法における手続と比べて、裁判所を介することなく多くの時間を節約でき、著作権者により利便性があるものとなっている。

(b)サービスプロバイダの責任について

現行法では、サービスプロバイダの責任については著作権法上何らの記載が存在しない。

改正法案では、サービスプロバイダの責任を規定する条文により改善が図られている。

改正法案におけるサービスプロバイダの責任については、著作権侵害を繰り返すサービスユーザに対し、サービス中止手段の適用をはっきりと宣言し、また、そのようなサービス中止手段を作上げたサービスプロバイダについて、サービスプロバイダが提供するサービスを

- (i) インターネットアクセス、コンピュータデータ送信、コンピュータシステムを通じた他の手段による接続のための仲介物としてのサービス
- (ii) コンピュータデータの一時収納サービス
- (iii) コンピュータデータの預かりサービス
- (iv) コンピュータデータの所在検索サービス

の4類型に分類し、それぞれの類型についての免責条件を詳細に記載して、該当するサービスプロバイダがサービスユーザによる著作権侵害から免責されることが記載されている。

(c)侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制

現行著作権法は、侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売を行ういかなる者に対しても責任を負わせていないため、改正法案では、全ての侵害事件をカバーし、より効率的に規制を行うよう条文を改正している。ただし、研究目的などでの法的行為については除外されている。

以上をまとめると、改正法案中、注目すべき主な改正点は以下の通りである。国会における審議により変更された主要な点を赤字で示す。

	改正法案の概要	解説
「サービスプロバイダ」及び「サービスユーザ」の定義の追加 (第3条)	「サービスプロバイダ」及び「サービスユーザ」の定義が記載された。 なお、「サービスプロバイダ」の定義から「インターネットアクセスのため」との文言が削除された。	サービスプロバイダの責任についての規制導入のために追加された。 インターネットサービスプロバイダ(ISP)は単なるイン

		ターネットへのゲートウェイではないことから明確化のために文言を削除した。
「技術的手段(ハッキングツール)」の定義 (第 4 条)	「技術的手段(ハッキングツール)」の定義が記載された。	侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制導入のために追加された定義。
「技術的手段(ハッキングツール)」からの除外の定義 (第 5 条)	「技術的手段(ハッキングツール)」からの除外の定義が記載された。	侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制導入のために追加された定義。 研究目的などでの法的行為は除外対象となるため、追加された。
写真の保護期間についての記載の除外 (第 21 条)	写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物、音、絵で表現するものの著作物について、創作された時から 50 年間存続する、ただし、最初に公表されたときから 50 年間存続する、としていた規定から、写真についての記載を除外した。	第 19 条に著作物の保護期間は著作者の死後 50 年とする規定があり、第 21 条の規定から写真を除外することで、写真の保護期間は第 19 条が適用される。これにより、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)に対応する。

<p>サービスプロバイダの責任 (第 43/1 条～ 第 43/5 条)</p>	<p>サービスプロバイダの責任についての規制導入のために追加された。</p>	<p>現行法には記載がない。</p>
<p>サービスプロバイダに対する著作権者の手段 (第 43/6 条)</p>	<p>当初案では、規則、手続、条件は商務大臣により官報で告示するとしていたが、直接法案中に記載することとなった。</p> <p>著作権者が、システムからもたらされる著作権侵害を主張するコンピュータデータの取り下げをサービスプロバイダに求めるための、著作権者の通知の詳細の追加、及び、著作権者からの通知を受領した際のサービスプロバイダの責任の詳細の追加が行われた。</p>	
<p>サービスプロバイダに対するサービスユーザーの手段 (第 43/7 条)</p>	<p>当初案では、規則、手続、条件は商務大臣により官報で告示するとしていたが、直接法案中に記載することとなった。</p> <p>サービスプロバイダから、システムからもたらされる著作権侵害を主張されるコンピュータデータの取り下げを求める通知を受領した際の、サービスユーザーの反対陳述の詳細の追加が行われた。</p>	

侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制(第 53/4 条)	侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制のために追加された。	現行法には記載がない。
技術的手段(ハッキングツール)の製造あるいは販売に対する規制(第 53/6 条～第 53/8 条)	侵害事件における技術的手段(ハッキングツール)に関し、サービスの提供、製造、販売、サービス、製品、デバイスの頒布などについての記載が追加された。 第 53/8 条は除外のための規定である。 第 53/8 条は行政による法の行使を定める条文であるため、プライバシー及び個人データの尊重の重要性から、この除外規定に当たる行為を実施する担当官は、目的の下で運用される手段が適切であることを実証する、適切な証拠の提示が必要とされる点が追加された。	現行法には記載がない。

なお、この著作権法改正案に対しては、上院事務局、及び著作権法改正案検討委員会から、以下の点を含むコメントや注意が行われている。

- (i) 知的財産局(DIP)に対し、施行前に法案の普及啓蒙を行うことを求めるとともに、サービスプロバイダに対する著作権者の手段(第 43/6 条)、サービスプロバイダに

対するサービスユーザーの手段(第 43/7 条)について、タイ語、及び、英語による、書面の例示を行い、また、知的財産局(DIP)職員が、そのような書面の準備に際して、助言を与え、相談に応じ、サービスを提供すること。

- (ii) 著作権法が、ある種の技術的保護手段を著作権者に提供するものとなることから、障害者に対するアシスタンス技術の使用に影響を与え得ると考えられる。そこで、関連省庁は、障害者が健常者と同様に著作物にアクセスできるよう、障害者が著作物にアクセスする際のアシスタンス技術の妨げとならない、非ブロッキング技術の採用を著作権者に働きかけなければならない。
- (iii) 知的財産局(DIP)は、人々が簡単に著作権情報にアクセスでき、かつ、著作権者から適切にライセンスを得ることができるようにするため、著作権データベースシステムの開発を急ぐべきである。著作権データベースシステムは、著作権者の利益となり、著作権者の創造的な作品に報酬を支払い、新たな作品の創造につながるものである。

② 著作権情報登録及び著作権情報の提供サービス(Copyright Recordation and Services in providing Copyright Information)に関する知的財産局告示の改正(2021 年著作権情報通知及び著作権情報提供サービスにかかる知的財産局告示第 2 号)

従来、作品の真の著作権者についての事実関係のチェックなしに著作権通知証明は簡単に発行されていた。その結果として、作品のサンプルと著作物の真の著作権者であることを主張する著作権通知証明の出願を、誰もが行うことができていた。作品が 1994 年著作権法に規定する創作された著作物であり、方式審査を通過すれば著作権通知証明が発行されていた。

従来、著作権通知証明は、その出願から受領までの期間が約 2-3 ヶ月程度であったため、特許や商標と比べて、最も早い知的財産保護手続であった。そして、2020 年 2 月 18 日より、オンラインによる著作権登録申請が可能となったため、出願人は申請から 2-3 日で電子メールにより著作権通知証明を受領できるようになった。

この、ある種寛容な手続により、著作権通知証明は潜在的な侵害者に対する恫喝手段としても用いられるようになり、また、著作権侵害が示談可能な犯罪となって以来、著作権通知証明の所

持者は、事件を裁判所に持ち込まないための交換条件として、潜在的な侵害者に対し罰金の支払いを求め得ることとなった。ほとんどの、逮捕された侵害者は、可能な限り早く事件を決着させるために罰金の支払いを選択している。これにより、著作物の法的所有権は議論のないまま放置され、裁判所において立証されないままとなっていた。

著作権保護は登録を必要とするものではなく、また、知的財産局(DIP)は、単に送付されてきた作品、上演をアーカイブとして集めてきただけであり、著作権通知証明は著作権者の証明ではなかったため、知的財産局(DIP)は、市場における販売者の著作権通知証明濫用機会根絶のために、より簡単に行える、担当官が不適切な出願拒絶を行えるように授權する、局告示を改正した。

この局告示改正は、2020年著作権情報登録及び著作権情報の提供サービス(Copyright Recordation and Services in providing Copyright Information)に関する知的財産局告示第1号の第13条を改正するもので、2021年10月1日に2021年著作権情報登録及び著作権情報の提供サービス(Copyright Recordation and Services in providing Copyright Information)に関する知的財産局告示第2号として発行された。

この、第13条の改正により、法律違反と考えられる著作権登録申請、及び、公序良俗に反する恐れのある著作権登録申請は、担当官による拒絶の対象とされることとなった。

(6) 地理的表示(GI)

① 地理的表示についての最近の政策

かねてから、タイ政府は、地域コミュニティにおける収入創出のため、タイの全ての県(77県)での地理的表示(GI)商品の開発及び振興を明言しており、2021年6月28日の、アーントーン県のエッカラット(Ekkarat)太鼓の登録を最後に、77県全てのGI商品が揃うこととなった。

また、日本からタイに対して、地理的表示保護を求める出願がすでにいくつか申請されているところであるが、そのうち、日本出願の中では第1号として、「東根さくらんぼ」の出願が2021年1月15日に公開され、2021年4月30日に登録された。

参考までに、下記に「東根さくらんぼ」の地理的表示登録公報が掲載された、知的財産局(DIP)の URL を示す。

<https://www.ipthailand.go.th/th/gi-011/item/gi64200155.html>

2022 年 1 月 27 日時点で、172 の GI 出願が登録されている。

② 地理的表示(GI)出願に対する支援制度

上記①で述べた、タイ政府による地理的表示(GI)商品の開発及び振興の一環として、知的財産局(DIP)は、地理的表示(GI)出願に対する支援を行なっている。

国際市場におけるタイの地理的表示(GI)商品販売促進のため、知的財産局(DIP)は、タイ全国からの地方共同体からの地理的表示(GI)を登録しており、知的財産局(DIP)の 2021 年度予算報告に基づくと、知的財産局(DIP)は地理的表示(GI)商品開発のために 316,6 万バートの予算を割り当てている。詳細は以下の通りである。

- ・ 地方共同体からの地理的表示(GI)商品を国際市場へ普及するため、知的財産局(DIP)で地理的表示(GI)出願準備のために大学をコンサルタントとして契約。
- ・ 地理的表示(GI)出願を審査する審査官を支援するアシスタントを雇用。
- ・ 地理的表示(GI)商品の品質維持のため、知的財産局(DIP)にて登録を受けた地理的表示(GI)を認証するための内部統制を行うコンサルタントを雇用。
- ・ 国際基準に則り地理的表示(GI)商品の品質を維持するため、知的財産局(DIP)は、地理的表示(GI)商品登録を認証するために、国際基準である製品認証機関の認定基準である ISO/IEC17065:2012 に適合した認証機関と契約。
- ・ 国民への地理的表示(GI)商品普及のための、展示会やイベントの開催。例：GI Market、展示会 ThaiFex における GI Pavilion の設置。
- ・ 地理的表示(GI)商品のパッケージの開発支援。
- ・

(7) RCEP 施行による知的財産制度及び実務への起こり得る影響

タイは 2021 年 10 月 28 日に、地域的な包括的経済連携協定(Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP)加盟のための批准書を送付しており、RCEP は 2022 年 1 月 1 日から発効となった。

国際通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)局長によると、外国貿易局(Department of Foreign Trade : DFT)、税関局、工業経済事務局(Office of Industrial Economics: OIE) の 3 政府機関が、RCEP に適合させるためのガイドラインを調整する必要がある。

ほとんどの知的財産法が既に RCEP に適合しているため、RCEP が施行されても実務面での変更は予想されていない。

しかしながら現時点で、以下 3 つの RCEP 条文に関し、知的財産法あるいは規則の改正が検討中である。

① RCEP 第 11.9 条(多数国間協定)

RCEP は、その第 11.9 条で、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)、及び、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WIPO Performances and Phonograms Treaty : WPPT)への加盟を義務づけている。

タイは、この両条約に加盟してはいないが、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)に対応させるための著作権法改正については、(5)著作権法、で述べた通りである。

② RCEP 第 11.69 条

(職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止)

RCEP 第 11.69 条の職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止に関連して、タイへの物品輸出入に関し、国境での偽造品輸出入防止に関する下記 3 件の商務省通知が、税関により実施されている。

1980 年輸出品及び輸入品に関する商務省通知(1987 年 10 月 14 日付け)

1993 年輸出品及び輸入品に関する商務省通知第 94 号(1993 年 4 月 21 日付け)

1993 年輸出品及び輸入品に関する商務省通知第 95 号(1993 年 4 月 21 日付け)

2021 年 7 月に、外国貿易局(DFT)は上記 3 件の通知を廃止して、新たに、RCEP に適合し、かつ、時代に即した、商標侵害及び海賊版商品の輸出禁止、輸入禁止及び国内通過禁止を規定するための商務省通知を策定するための公聴会を開催した。

2022 年 1 月 4 日に、内閣は上述の新たな商務省通知案を承認し、1 月 6 日に、税関局は新たな商務省通知案及び RCEP に沿って適用される、例えば、輸出品、輸入品、一時通過品が偽造品あるいは海賊版商品であるかどうかを税関職員が審査するために非常に重要な、商標権者あるいは著作権者が商標あるいは著作権の通知を送付するためのチャンネルを提供するなどの、作業手順を公表した。

この作業手順は、商務省通知に従うものであるが、財務省税関局によって実施される。したがって、過去において、国境での知的財産保護が十分に認識されていない際に税関局がこの問題をどのように取り扱うか、そして知的財産局(DIP)と税関局の間のあるべき協力がどのようなものかについては、明確なガイドラインは存在していなかった。

それゆえに、知的財産保護を所管する知的財産局(DIP)の役割と、国境での知的財産保護にあたる税関の役割は、重複し、非常に混乱するようにみえている。知的財産局(DIP)もまた、国境での保護申請を受けて税関に転送し、また、商標権者及び著作権者も同様に税関局に対し申請を送付できる。このことが、申請の成り行きをフォローする必要のあった知的財産権者にも、混乱を引き起こしていた。

新たな商務省通知により、知的財産局(DIP)と税関のワークフローが明確になる。

③ RCEP 第 11.72 条(権限のある当局による廃棄の命令)

RCEP 第 11.72 条の権限のある当局による廃棄の命令に関する規定における、当該物品が廃棄されない場合の扱いについて、どのように扱うのが最も適当であるのか、タイ政府は現在検討中である。

4. タイ種苗法について

(1) はじめに

1999 年に制定された現行タイ種苗法(以下、「1999 年種苗法」と記載する)は、植物品種保護と、遺伝資源保護を主な立法目的とするもので、農業協同組合省(Ministry of Agriculture and Cooperatives : MOAC)が所管官庁である。国際的条約面から見ると、1999 年種苗法は世界貿易機関(WTO)の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs 協定)に沿ったものである。

他方、現在、タイは、植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)には加盟しておらず、今後、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に加盟する場合には、CPTPP の規定により、1991 年植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV1991)に加盟する必要がある。また、1999 年種苗法は、遺伝資源保護についてもその大きな目的とするものであるため、例えば野生植物の保護に関する規定が含まれており、UPOV1991 とは整合していない。

1999 年種苗法の英訳は、農業協同組合省(MOAC)のサイト中に下記の通り非公式英訳として公開されている。

https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124

以下、日本からの種苗出願を念頭に置いた上で 1999 年種苗法における植物新品種保護についての説明を行い、あわせて、立法上の大きな目的である、遺伝資源保護に関する制度についても説明を行う。

(2) 植物新品種保護の出願適格

以下のいずれかに該当する者が出願を行うことができる(1999 年種苗法第 15 条)。

- ① タイ国籍を有する者、あるいはタイ国に本社のある法人
- ② その者の属する国が、タイ国籍を有する者あるいはタイ国に本社のある法人に対して保護を認めている外国の国籍を有する者
- ③ その者の属する国が、タイ国が締約している植物品種の保護に関する国家間協定あるいは合意の同盟国である場合
- ④ タイ国に住所を有する者、あるいはタイ国で工業あるいは商業を営んでいる者、あるいはその者が住所を有する国が、タイ国が締約している植物品種の保護に関する国際間協定あるいは合意の同盟国である場合。あるいはその者が住所を有する国が、タイ国が締約している植物品種の保護に関する協定あるいは合意の同盟国であり、かつその者がその国で工業あるいは商業を営んでいる場合。

外国から種苗出願を行う場合、規定上は直接出願を行うことが可能であるが、実務上は出願書類及び添付書類を全てタイ語で記載して提出する必要があるため、タイ国内の代理人を通じて出願を行うこととなる。

なお、種苗出願にあたって、代理人資格について規定した条項は存在しないため、外国出願人は個人あるいは法人の代表者に対し、タイにおける種苗出願にかかる行為を委任することができる。

(3) 植物新品種保護の対象となる植物品種

以下の4条件を満たす植物品種が保護対象となる(1999年種苗法第11条、第12条)。

- ① 区別性(Distinctness): 他の品種と異なる遺伝が現れるために、種に、他の品種と明白に区別される特徴が形態学上・生理学上で存在すること、あるいは形態学上・生理学上のいずれか一つに存在すること
- ② 均一性(Uniformity): その植物品種に特有の遺伝が現れるために、種に、形態学上・生理学上において均一な特徴、あるいはその他の特徴が存在すること
- ③ 安定性(Stability): その品種にとって一般的な方法で繁殖種を生産したときに、その種が、毎回定期的な特徴を現すことの出来る安定性を持っていること

- ④ 新規性(Novelty): 出願日に明らかになったその他の植物品種と区別性があり、その区別性は、栽培、調剤法、生産あるいは加工に役立つ特徴と関連があること。

その上で、植物品種管理委員会(1999年種苗法第5条)の承認を受け、農業協同組合省(MOAC)により指定された植物品種でなければならない(1999年種苗法第14条)。2021年時点で、100の植物品種が指定されているが、このうち、審査基準は76の植物品種について策定され、24の植物品種については、現在審査基準を作成中である。

以下に、指定されている対象品種のリストを、策定されている品種グループ別にまとめたものを記載する。緑字は、現在審査基準を策定中である対象品種である。なお、キノコ及び海藻グループについては、2022年2月現在、出願案件が存在しない。

品種グループ	品種の名称
畑作物 (20 品種)	米 大豆 緑豆 アブラヤシ パイナップル ゴマ サトウキビ トウモロコシ キャッサバ ベチバー(Chrysopogon zizanioides) ナピアグラス(Pennisetum purpureum)

	<p>ルジグラス(<i>Brachiaria ruziziensis</i>)</p> <p>綿花</p> <p>ダンチク</p> <p>マニラグラス</p> <p>葉タバコ</p> <p>竹</p> <p>ワタ(<i>Gossypium</i>)</p> <p>芝(<i>Zoysia matella</i>)</p> <p>大麻</p>
--	--

品種グループ	品種の名称
野菜	トマト
(24 品種)	トウガラシ
	ジュウロクササゲ(<i>Yard long bean</i>)
	ナス(<i>Solanum Laciniatum</i>)
	ヘチマ(<i>Suquare Zucchini</i>)(<i>Luffa</i>)
	カボチャ
	トウガン
	ニガウリ
	インゲンマメ
	レタス

	チンゲンサイ
	クウシンサイ
	キュウリ
	ケール
	スイカ
	カンタロープメロン
	キャベツ
	ダイコン
	サツマイモ
	オクラ
	ジャガイモ
	バジル
	ツボクサ
	エシャロット

品種グループ	品種の名称
花き及び観賞植物 (26 品種)	ハナキリン(Crown of thorn) ユーフォルビア ハス(Nympeaceae) アグラオネマ(Aglaonema sp.) プルメリア

アデニウム
カラジュームバイカラー
デンドロビウム
コチョウラン
カトレヤ
バンダ
クルクマ
キク(クリサンセマム)
百日草(Zinnia)
アフリカマリーゴールド(tagetes Erecta)
バラ
チトセラン
アンスリウム
パフィオペディルム
シュンラン及びシンビジウム
アマリリス
ウツボカズラ
ビカクシダ
サンセベリア
ユーフォルビア
ディスクディア ヌンムラリア バリエガータ

(Dischidia nummularia Variegata)

品種グループ	品種の名称
果物／多年生植物 (25 品種)	ロンガン ライチ マンゴー タマリンド ライム プラムマンゴー バナナ ジャックフルーツ ドリアン パパイヤ ポメロ グアバ スターフルーツ カスタードアップル タンジェリンオレンジ ランブータン ゴムの木 アボカド

	ナツメヤシ コーヒー ローズアップル オレンジ マルベリー カカオ
--	--

品種グループ	品種の名称
樹木 (4 品種)	ユーカリ イヤーリーフアカシア(Acacia auriculiformis Cunn.) アカシア チーク

品種グループ	品種の名称
キノコ及び海藻(1 品種)	サナギタケ(冬虫夏草)(<i>Cordyceps militaris</i>)

(4) 植物新品種保護の保護期間

保護期間は、対象品種の区分により、12 年、17 年、27 年の 3 つに分類されている(1999 年種苗法第 31 条)。保護期間は植物新品種の登録証が交付された日から起算される(1999 年種苗法第 31 条)。後述する地域固有植物品種に限り、1 回につき 10 年間の期間延長が農業局(DOA)局長により認められる場合がある(1999 年種苗法第 50 条)。

- ① 2 年を超えない期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす植物(一年生作物)に対しては、期限を 12 年とする。

- ② 2 年を超える期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす植物（多年生作物）に対しては、期限を 17 年とする。
- ③ 2 年を超える期間内で繁殖種から栽培された後、一定の特徴に基づく生産物をもたらす木質を利用している植物（樹木）に対しては、期限を 27 年とする。

(5) 植物新品種の育成者権の範囲

育成者権として、以下の権利を得ることができる(1999 年種苗法第 33 条)。

植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述のいずれかの行為のための所有についての排他的な権利。

ただし、以下の場合においては適用を受けない。

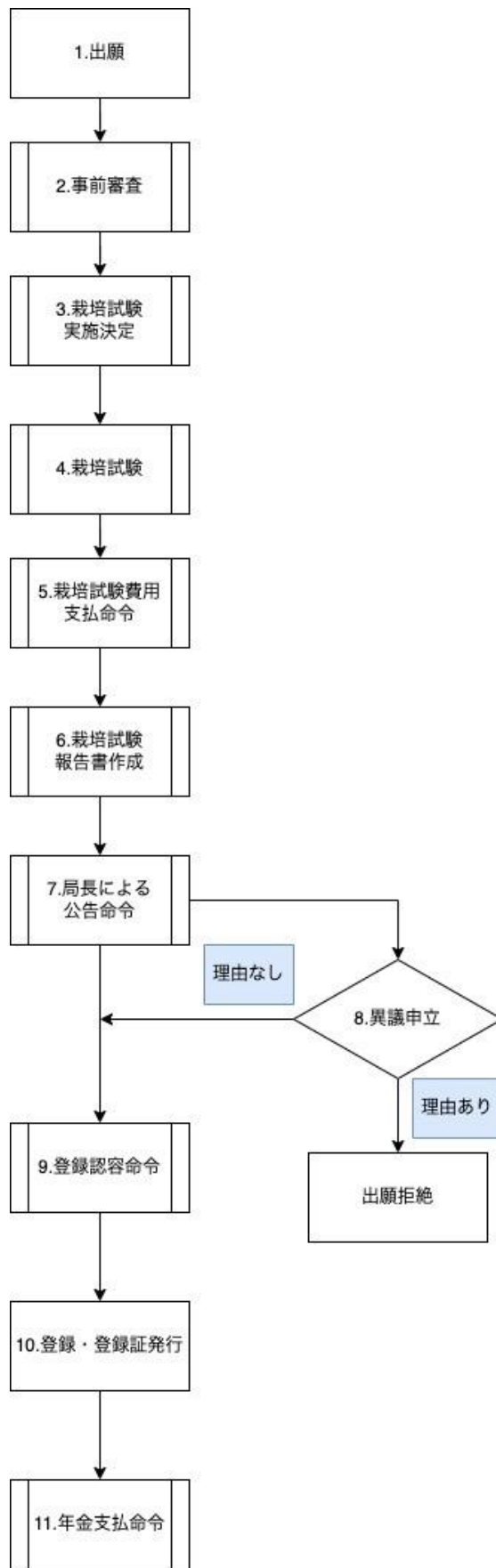
- ① 繁殖種として使用する目的のない、保護を受けている植物新品種に関する行為
- ② 植物品種の改良あるいは開発のために保護を受けている植物新品種に関する研究、実験あるいは分析
- ③ 保護を受けている植物新品種に関する正当な行為
- ④ 農業従事者が生産者として繁殖種を使用することによって、保護を受けている植物新品種に関する品種を栽培あるいは繁殖させること。しかし、大臣が、委員会の同意を得て、その植物新品種の品種改良を促進すべきであると公示した場合、農業従事者は、今までの生産量の 3 倍を超えない量において、その品種の栽培あるいは繁殖をすることができる。
- ⑤ 保護を受けている植物新品種に関する商業目的でない行為
- ⑥ 権利者あるいは権利者の許可を得て市場に出された、保護を受けている植物新品種の繁殖種の販売、輸入、輸出、あるいは前述のいずれかの行為のための所有。

また、育成者権は、権利の許諾、譲渡が可能である(1999 年種苗法第 32 条)。

一方で、権利者に対しては、販売に際して植物新品種の繁殖種を表す標章を、容器あるいは包装品に表示しなければならない、との義務が課される(1999 年種苗法第 34 条)。

(6) 植物新品種保護の出願手順

主要手続をフローで示す。フローチャート中の番号に従い解説を記載する。



<1>出願

農業協同組合省(MOAC)への出願にあたっては、所定の書式を用いて、

保護を受けようとする新品種の名称

品種の名称

分類名

出願する新品種の育成あるいは開発に携わった育成者の氏名及び住所

出願人の使命及び住所

保護を受けようとする新品種の詳細についての記載

保護を受けようとする新品種の特性及び栽培過程

を記載し、手数料 100 バーツとともに出願する。

<2>事前審査

農業協同組合省(MOAC)において出願書類の事前審査を行う。その結果、出願人は、担当官から、出願書類の訂正や、追加の書類提出を求められることがある。

<3>栽培試験実施決定

事前審査が終わった出願に対し、区別性(Distinctness)均一性(Uniformity)安定性(Stability)を評価するための栽培試験に向けて、栽培試験の実施箇所を選定、対比用品種の決定、栽培試験の費用概算を含む、栽培試験計画が決定され、栽培試験実施決定が下される。

出願人は栽培試験のために、繁殖用の種子その他を規定に従い提出する。

<4>栽培試験

栽培試験にあたっては、その管理状況やその結果は担当官により記録されて、栽培試験担当者グループによりその内容が解析される。

<5>栽培試験費用支払命令

栽培試験の費用は出願人に対し請求される、出願品種により、栽培試験の費用は異なる。

出願人は、栽培試験費用支払命令の日から 60 日以内に支払わなければならない。

<6>栽培試験報告書作成

栽培試験費用が支払われた後、栽培試験報告書が作成されて、農業協同組合省(MOAC)農業局(Department of Agriculture : DOA)局長に対し報告書が提出される。

<7>局長による公告命令

農業局(DOA)局長は、報告書を検討し、出願新品種が区別性(Distinctness)均一性(Uniformity)安定性(Stability)を有し、新規なものである場合に、報告書の受領から 30 日以内に公告命令を発出する。

この農業局(DOA)局長名による公告命令に伴い、担当官から出願人に対し、公告料支払命令が送付され、出願人は公告料 500 パーツを納付する。

公告の通知は、農業局(DOA)局長の公告命令の日から 90 日間、農業局(DOA)のウェブサイトおよび農業局(DOA)の各地方事務所で掲示される。

<8>異議申立

公告期間中は、公告された品種が 1999 年タイ種苗法第 12 条(1 年以上前の繁殖種の利用の有無、新規性)、第 13 条(国民の環境・健康・安全への影響、遺伝子組み換えでない)、第 15 条(出願適格)、第 16 条(職務に基づく出願)、第 20 条(外国籍出願者の優先権)のいずれかに違反すると考える者は誰でも、異議申立を行うことができる。

異議申立の結果理由ありと判断された出願は、農業局(DOA)局長名により拒絶される。

<9>登録認容命令

異議申立のなかった出願、及び、異議申立の結果理由なしと判断された出願は、農業局(DOA)局長名による登録認容命令が発行される。この登録認容命令発行の日から 60 日以内に、出願人は登録証発行手数料を納付する。

<10>登録・登録証発行

登録証発行手数料納付後 7 日以内に、農業局(DOA)担当官は登録証を発行し、出願された品種を新品種として登録する。

<11>年金支払命令

農業局(DOA)担当官は出願人に対し登録証を受領するよう通知するとともに、年金支払命令を送付する。

出願人は年金支払命令発行の日から 90 日以内に年金を支払い、登録証を受領する。

(7) 植物新品種保護の権利取得のための政府費用

2022 年 2 月 1 日現在の政府費用のみを記載する。代理人費用や送料その他は含まない。タイ国外からの出願の場合、タイ国内の代理人に委任する。

出願料: 100 バーツ

栽培試験料金:出願品種ごとに異なる

公告料:500 バーツ

登録料及び登録証発行費用:500 バーツ

維持年金:1 年あたり 1,000 バーツ

(8) 1999 年種苗法による植物新品種保護以外の保護

本章のはじめに記した通り、1999 年種苗法は、遺伝資源保護についても、その大きな立法目的としており、商業目的での採取における利益分配規定や、育成者権の存在しないタイ国内の植物品種について、植物新品種としての保護以外の保護規定が設けられている。

そのため、遺伝資源保護に関連する事項についても、1999 年種苗法第 3 条で定義されている。1999 年種苗法第 3 条の定義の一部を以下に記載する。

「地域固有植物品種」とは、タイ国内の特定の地方のみに独自に存在する植物品種であって、植物新品種として登録されたことのない植物品種のことで、本法に基づいて「地域固有植物品種」として登録されたものをいう。

「野生植物品種」とは、自然状態にしたがってタイ国内に生息あるいは生息していたことのある植物品種のことであり、かつまた広範囲に栽培されたことのないものをいう。

「地域一般植物品種」とは、タイ国内で発生した、あるいはタイ国内に生息している植物品種で、広範囲に利用されており、かつ植物新品種、地域固有植物品種、野生植物品種ではない植物品種の意味までも含む。

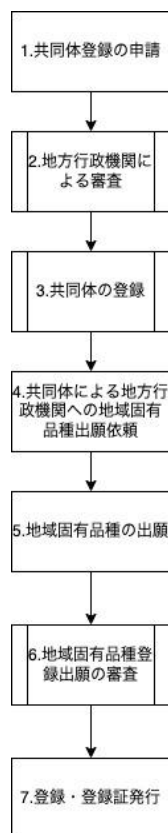
「共同体」とは、定住し、かつ文化体系を共同して継承してきた国民の集団を言い、かつ本法に基づいて登録されたものをいう。

① 地域固有植物品種の保護

タイ国内の特定の地方のみに独自に存在する植物品種であって、植物新品種として登録されたことのない植物品種は、地域固有植物品種としての保護を受けることができる。(1999年種苗法第43条)

地域固有植物品種の保護出願手順

主要手続をフローで示す。フローチャート中の番号に従い解説を記載する。



<1>共同体登録の申請

地域固有植物品種の保護を受けるためには、まず、その植物品種を保護あるいは開発する共同体の登録を地方行政機関に対し申請する必要がある。

この申請は、県知事に対して行われる。

共同体は、代表者を設置した上で、少なくとも以下の事項について記載した申請書類を文書により提出する(1999年種苗法第44条)。

(i)共同して保護あるいは開発する植物品種と、その植物品種を保護あるいは開発するにあつての共同体の活動方法

(ii)当該共同体の会員名

(iii)当該共同体の土地区域及び隣接区域の地図の概略を含む土地の状態

<2>地方行政機関による審査

共同体の登録申請を受けた県は、共同体が地域固有植物品種の保護を受けるに適しているかどうかを審査する。

<3>共同体の登録

地域固有植物品種の保護を受けるに適した共同体は、1999年種苗法に基づく共同体として登録を受ける。

<4>共同体による地方行政機関への地域固有品種出願依頼

登録された共同体は、地方行政機関に対し地域固有植物品種の保護出願を行うよう請願する(1999年種苗法第45条)。

<5>地域固有品種の出願

共同体から請願を受けた地方行政機関は、請願書を受領した場合、植物品種管理委員会に対し、地域固有植物品種の保護出願を行う。この出願は、出願に必要な書類及び資料を受領した日から登録出願手続を進行させなければならない(1999年種苗法第45条)。

共同体が農業従事者団体あるいは協同組合を設置した場合、その農業従事者団体あるいは協同組合による地域固有植物品種の保護出願が可能である(1999年種苗法第45条)。

<6>地域固有品種登録出願の審査

地域固有品種登録出願の審査は、農業協同組合省省令の規定する規則、方式、条件に従って行われる(1999年種苗法第46条)。

なお、農業協同組合省(MOAC)の職員によると、地域固有品種登録を受けようとする植物品種は、共同体が10年以上にわたり栽培した品種でなければならない。

<7>登録・登録証発行

規定を満たした地域固有品種登録出願は、登録され、登録証が発行される。

1999年種苗法第47条の規定により、地域固有植物品種の保護登録を受けた共同体は、以下の権利を有する。

品種の改良、地域固有植物品種の研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはあらゆる様式の販売における排他的な権利。この点について、その地域固有植物品種の登録証を受領している地方行政機関、農業従事者団体あるいは協同組合は、前述の共同体の代わりとしてその地域固有植物品種における権利者である。

ただし、上記排他的な権利は、以下の場合には適用されない。

(i)保護を受けている地域固有植物品種に関わる行為で、繁殖種として使用される目的のない行為

(ii)保護を受けている地域固有植物品種に関わる行為で、正当な行為

(iii)農業従事者が、自らが生産した繁殖種を使用することによって、保護を受けている地域固有植物品種に関する品種を栽培あるいは繁殖させること。しかし、大臣が、委員会の同意を得て、

その地域固有植物品種を、品種改良を促進すべき植物品種であると告示した場合、農業従事者は、今までの量の3倍を超えない量の品種を栽培あるいは繁殖させることができる。

(iv)保護を受けている地域固有植物品種に関わる行為で、商業目的でない行為。

他者が保護登録を有する地域固有植物品種を利用するにあたり、その利用が、権利者の排他的権利の適用対象である場合には、以下の手順を踏む必要がある。



<1>地域固有植物品種利用申請

商業目的で品種を改良、研究、実験、あるいは調査をするために、地域固有植物品種あるいは地域固有植物品種の一部分の保存、調整、あるいは収集をする者は、地域固有植物品種の権利者に対し、利用申請を行う。

<2>使用から得られる利益分配合意の形成

利用申請を受けて、共同体の代理の法律行為者である、地域固有植物品種の登録証を受領している地方行政機関、農業従事者団体あるいは協同組合と利用申請者が、利益分配について合意を形成しなければならない。

この利益分配合意は

他人に地域固有植物品種の権利を使用させることから得られる利益は、

(i)その植物品種を保護あるいは開発した者に対してその利益の 20%、

(ii)共同体の共同収益としてその利益の 60%、

(iii)法律行為者である地方行政機関、農業従事者団体あるいは協同組合に対してその利益の 20%

の割合で分配されなければならない、と規定されている(1999 年種苗法第 49 条)。

また、植物品種を保護あるいは開発した者の間の利益分配は、植物品種管理委員会の規定する規則に従わなければならない、上述の利益分配に関する論争がある場合、植物品種管理委員会が審判、決定をしなければならない(1999 年種苗法第 49 条)。

<3>利用許諾

利益分配合意が形成されれば、申請者に対し地域固有植物品種の利用が許諾される。

地域固有植物品種は、1 回につき 10 年間の期間延長が農業局(DOA)局長により認められる場合がある(1999 年種苗法第 50 条)。つまり、地域固有植物品種が依然としてタイ国内の特定の地方のみに独自に存在する植物品種であって、植物新品種として登録されたことのない植物品種であり、共同体の性質が依然として地域固有植物品種の保護を受けることができるものである場合には、地域固有植物品種の保護期限は、1 回につき 10 年間の延長が可能である。

これまでに地域固有植物品種として出願された品種は 2 品種のみであり、登録を受けた品種も、その 2 品種のみである。以下に示す。

品種名 : タンジェリンオレンジ(CITRUS RETICULATA BULANCO)

地域固有植物品種名 : Theparos

権利者(共同体名) : Khung Bang Kachao Community

出願番号 : 001/2561 出願日 : 2018 年 6 月 15 日

登録番号 : 1/2562 登録日 : 2019 年 8 月 26 日

品種名 : プラムマンゴー (BOUEA OPPOSITIFOLIA)

地域固有植物品種名 : Wan Thong Pramol Phrommanee

権利者(共同体名) : Maprang Wan Thong Pramol Community

出願番号 : 002/2563 出願日 : 2020 年 11 月 27 日

登録番号 : 2/2564 登録日 : 2021 年 10 月 6 日

② 地域一般植物品種及び野生植物品種の保護

地域一般植物品種及び野生植物品種については、1999 年種苗法で育成者権が与えられる対象となる植物品種ではないが、保護のために以下の規定が置かれている。

商業目的で品種を改良、研究、実験、あるいは調査をするために、地域一般植物品種、野生植物品種、あるいは、地域一般植物品種、野生植物品種の一部分の保存、調整、あるいは収集をする者は、担当官からの許可を得なければならない。さらに植物品種保護資金にその者の収益を送金することにより、利益分配をすることについての合意がなければならない(1999 年種苗法第 52 条)。

地域一般植物品種、野生植物品種、あるいは、地域一般植物品種、野生植物品種の一部分を、商業目的なしに研究、実験、あるいは調査する者は、委員会の規定する規則に基づいて活動しなければならない(1999 年種苗法第 53 条)。

(9) 日本の種苗法との主な相違

日本の種苗法との主な相違を以下に示す。冒頭に記した通り、タイは植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)の加盟国ではない点に注意が必要である。

① 育成者権の及ぶ範囲

日本: 以下の品種に対して効力が及ぶ(種苗法第 20 条)。

- ・当該登録品種と特性により明確に区別されない品種
- ・変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組み換えその他の方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種
- ・その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

タイ: 同様の規定は存在しない。

② 遺伝子組み換え作物の扱い

日本: 種苗法上の規定は存在しない(「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による

生物の多様性の確保に関する法律(通称、カルタヘナ法)」、「食品表示法」及び「食品衛生法」による規制は存在する)。

タイ: 「遺伝子の組み換えによって作られた植物新品種は、農業局、あるいは省令に

規定された規則および手続きに従って植物品種委員会が規定した団体あるいは公共施設からの、国民の環境、健康、あるいは平安に対する安全面での基準に合格するまで、植物新品種として登録されることはできない。」との規定が存在する(1999 年種苗法第 13 条)。

③ 保護期間

日本: 果樹などの永年性植物は 30 年、その他は 25 年。

タイ:樹木 27 年、多年生作物 17 年、一年生作物 12 年。

地域固有植物品種に限り、1 回につき 10 年間の期間延長が認められる場合がある(1999 年種苗法第 50 条)。

④ 仮保護の権利

日本:出願公表後、警告後に業として出願品種等を利用した者に対して、その出願品

種が登録された場合の利用料に相当する補償金請求をすることを認めることによって出願品種等の無断利用を防止することができる。

タイ:仮保護に関する規定自体が存在しない。

⑤ 登録商標との関係

日本:同一または類似の登録商標が存在する場合、登録を受けることができない。

タイ:登録商標との関係に関する規定は存在しない。

⑥ 栽培試験

日本:原則として政府費用請求は行われない。

(対比用品種の提供などがお願いされることはある。)

タイ:政府費用請求が行われる。

⑦ 民事的救済

日本:損害賠償請求以外に、差止請求、信用回復の措置の請求を行うことができる。

タイ:損害賠償請求のみが存在し、裁判所が押収した侵害品は、国の所有となる。

⑧ 育成者権のない植物品種に対する保護

日本:規定が存在しない。

タイ:地方行政機関、農業従事者団体、あるいは、協同組合による登録出願が可能で

ある(1999年種苗法第44条、第45条)。また、商業目的で品種を改良、研究、実験、あるいは調査をするために、地域固有植物品種、あるいは、地域固有植物品種の一部分の保存、調整、あるいは収集をする者は、地域固有植物品種の使用から得られる利益を分配する合意をしなければならない(1999年種苗法第48条)。

地域一般植物品種及び野生植物品種について、商業目的で品種を改良、研究、実験、あるいは調査をする場合には、担当官の許可を得なければならず、また、植物品種保護資金にその者の収益を送金することにより、利益分配をすることについての合意がなければならない(1999年種苗法第52条)。非商業目的であっても、研究、実験、あるいは調査する者は、植物品種管理委員会の規定する規則に基づいて活動しなければならない(1999年種苗法第53条)。

(10) 日本からタイへの出願における注意点

まず、現時点で、タイにおいて出願可能な植物品種の種類が日本に比べてはるかに少ない点に留意が必要である。そもそも指定されている対象品種のリストにないものを出願することはできない。そのため、事前に、出願しようとしている品種が保護対象であるか否かを確認することが大事である。

タイにおける代理人については、1999年種苗法上代理人に関する規定が存在しないとはいえ、実務上委任しないと出願手続が進まないため、法律と種苗の双方に専門知識を有する専門家に委任することが望ましい。提携先の法人などに委任する場合は、出願書類などについてきちんとしたチェックを随時行うことが必要となる。

また、登録商標との関係が整理されていないことにも注意が必要である。せっかく育成者権を取得しても、同一または類似の登録商標が存在している場合、育成者権を利用できない可能性がある。

出願後も、タイには仮保護の権利が存在しないこと、また、登録後も民事的救済に差止請求が含まれていないことから、権利行使にも注意が必要である。

(11) 出願件数及び登録件数

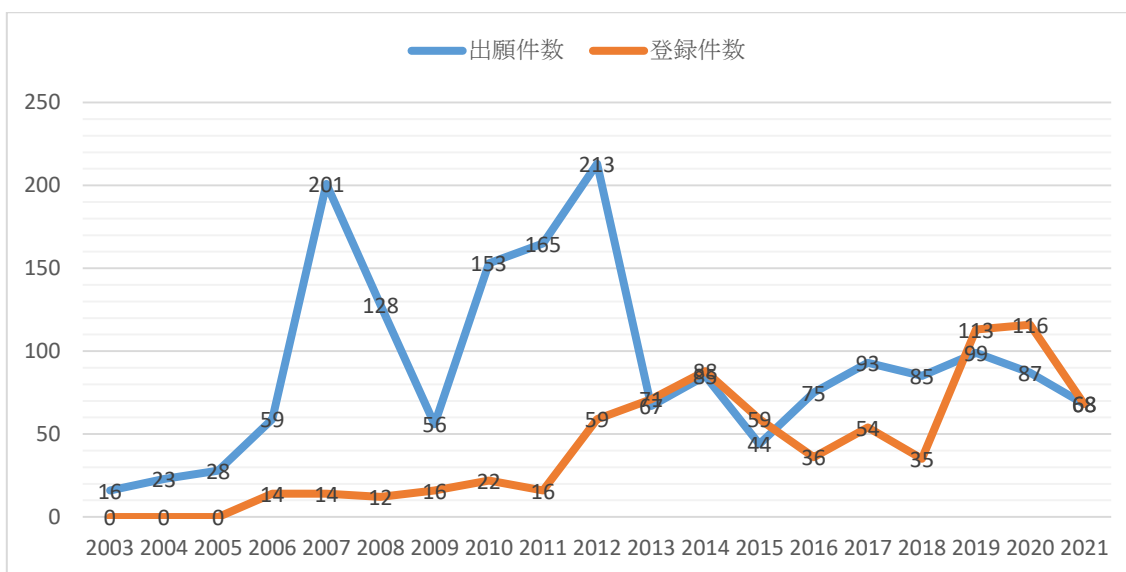
2003年から2021年までの出願件数合計は1,745件であり、登録件数合計は793件である。なお、品種グループのうち、キノコ及び海藻グループについては、2022年2月現在、出願案件が存在しない。

また、同期間における、日本からタイに出願された植物新品種保護を求める出願は全部で8件である。

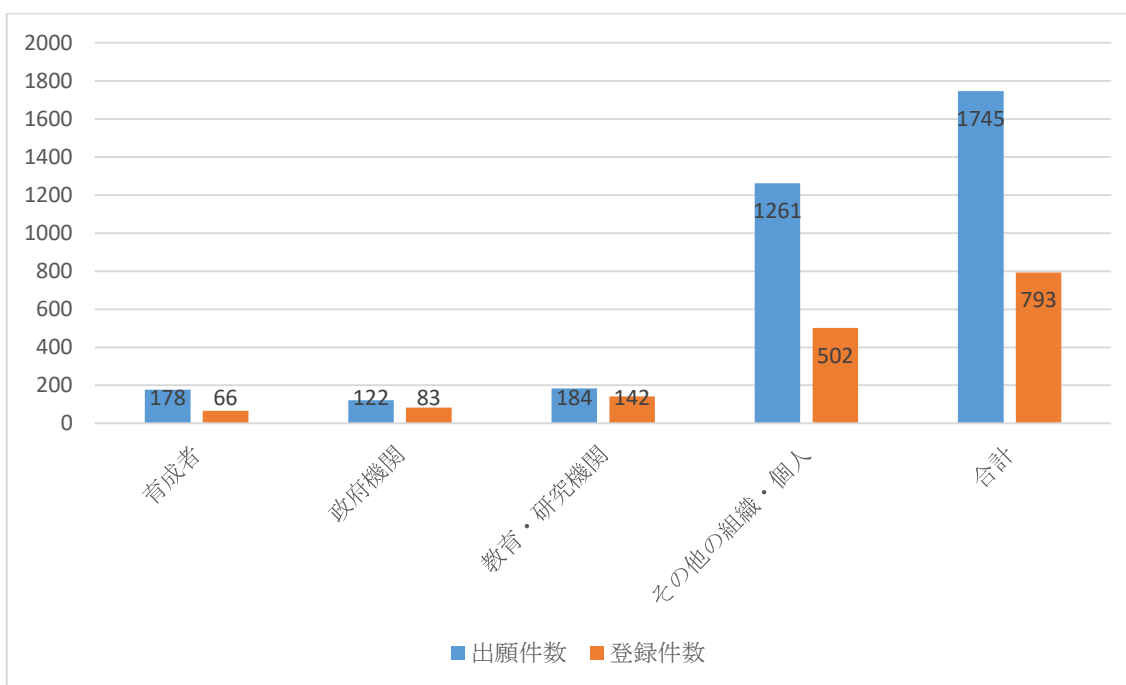
このうち、農業局(DOA)との共同出願である、サトウキビに対する出願3件が登録されており、米に対する出願2件及びレタスに対する出願2件が栽培試験中、畜産局(DLD)との共同出願である、ルジグラスに対する出願1件が事前審査中である。

(12) 統計

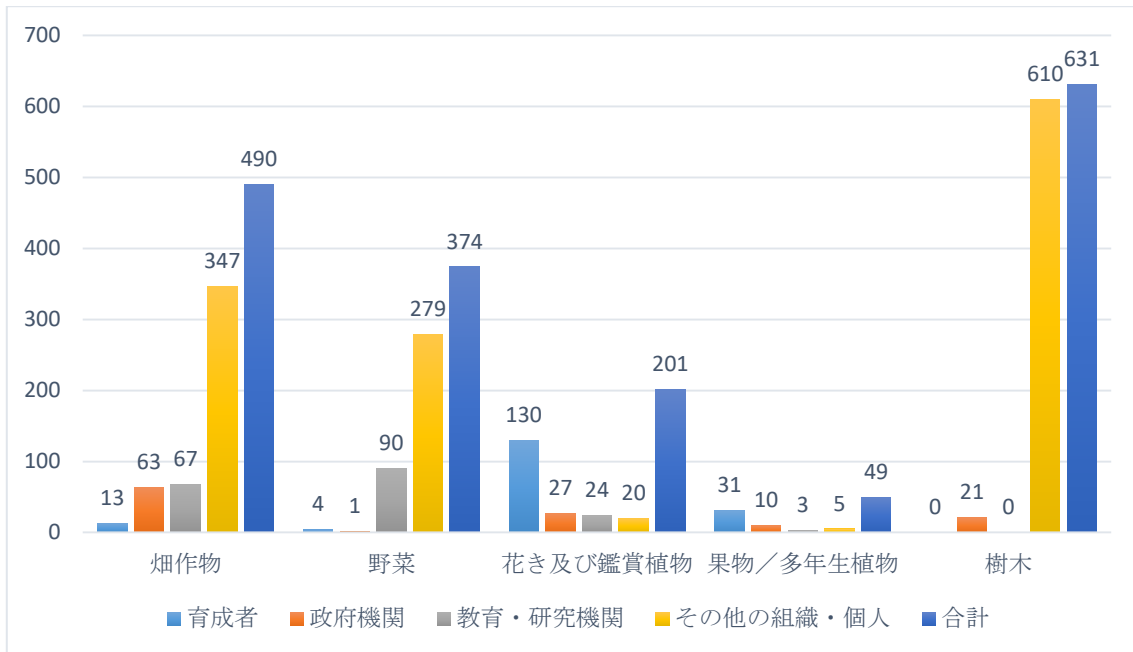
① 年別出願件数及び登録件数(期間:2003年-2021年)



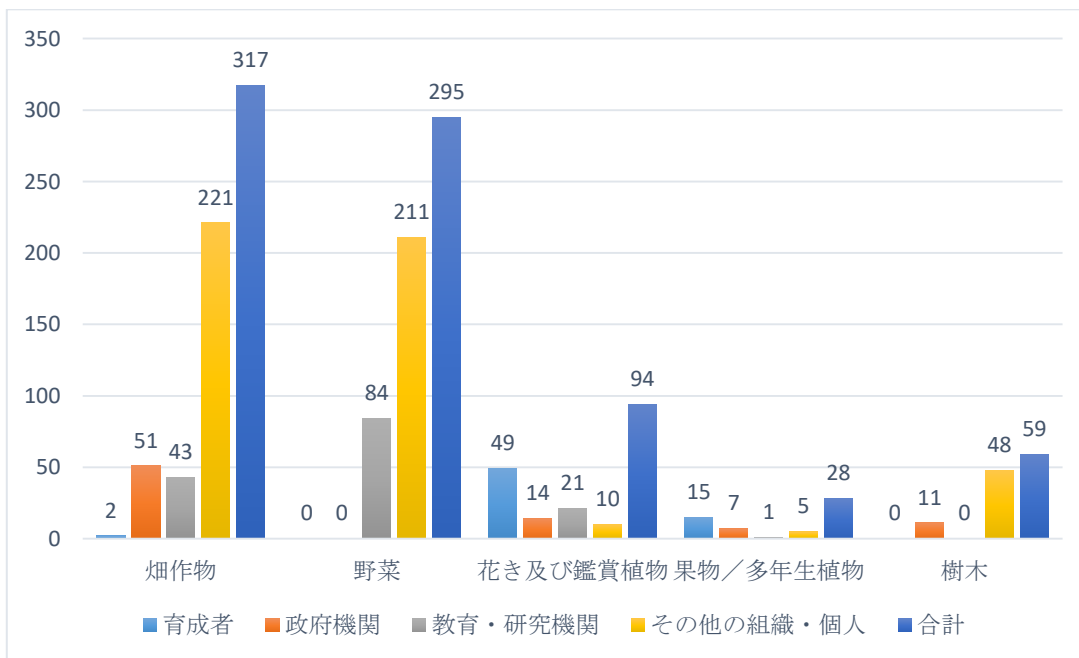
② 出願人種別ごとの出願件数合計及び登録件数合計(期間:2003年-2021年)



③ 作物グループ別出願件数(期間:2003年-2021年)

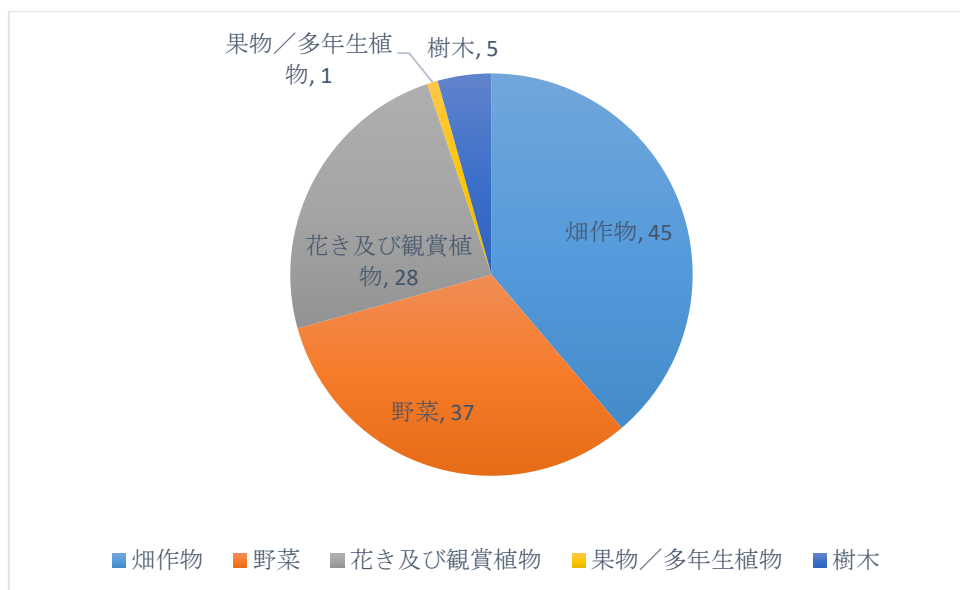


④ 作物グループ別登録件数(期間:2003年-2021年)



注：出願人種別ごとの統計中の登録件数と、作物グループ別登録件数の統計で、教育・研究機関の数値とその他の組織・個人の数値が食い違っているが、理由不明。2021年の数値が速報値であることにより、共同出願の場合の筆頭出願人の扱いを誤っている可能性がある。

⑤ 2020年登録案件116件の品種グループ別内訳



各品種グループの内訳は、以下の通りである。

畑作物 45 件：米 2 件、トウモロコシ 42 件、綿花 1 件

野菜 37 件：トマト 8 件、ジュウロクササゲ 2 件、カボチャ 12 件、ニガウリ 2 件、キュウリ 4 件、カンタロープメロン 3 件、クウシンサイ 1 件、トウガン 1 件、スイカ 4 件

花き及び観賞植物 28 件：デンドロビウム 2 件、クルクマ 26 件

果物／多年生植物 1 件：パパイヤ 1 件

樹木 5 件：イヤーリーフアカシア 5 件

5. 知的財産関連支援制度

(1) 税優遇措置

① タイ投資委員会(BOI)によるもの

タイ投資委員会(BOI)はタイ国内へ投資を行う企業に対し、法人所得税や研究開発に使用する原材料の輸入税の免除を基礎的な恩恵として付与するが、下記の投資・支出が所定の要件を満たす場合、追加で法人所得税の免除を付与する。(出所:タイ国投資委員会ガイド 2021)

タイ国投資委員会ガイド 2021

2 メリットによる追加特典

2.1 競争力向上のための追加特典 (続き)

投資 / 支出の割合に応じて追加特典を以下のように付与する。

投資 / 支出の割合	法人所得税の追加免除期間
< 1% または < 200 MB	免税額のみ追加する
≧ 1% または ≧ 200 MB	1年間
≧ 2% または ≧ 400 MB	2年間
≧ 3% または ≧ 600 MB	3年間

* 法人所得税免除期間は、合計 6 年以内とする。

技術及びイノベーションの研究開発 (R&D) のみへの投資 / 支出を有する場合

最初の3年間の総売上に対する投資 / 支出	法人所得税の追加免除期間
≧ 1% または ≧ 200 MB	1年間
≧ 2% または ≧ 400 MB	2年間
≧ 3% または ≧ 600 MB	3年間
≧ 4% または ≧ 800 MB	4年間
≧ 5% または ≧ 1,000 MB	5年間

* 法人所得税免除期間は、合計 13 年以内とする。

追加特典付与対象の投資 / 支出の 7 種類

- 1 技術及びイノベーションの研究開発(R&D) 300%
- 2 技術・人材開発基金、教育機関、科学技術分野の専門訓練センターに対する支援 100%
- 3 科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施 200%
- 4 タイ国内で開発された技術のライセンス料 200%
- 5 高度技術訓練 200%
- 6 タイ国内の原材料及び部品メーカーの開発 200%
- 7 製品及びパッケージのデザイン 200%

16 本ガイドは販売禁止となります。 17 本ガイドは販売禁止となります。

2021年9月16日付け布告(第 Sor. 3/2564号)でタイ投資委員会(BOI)は、業種 7.34「国際ビジネスセンター(IBC)」に対する投資奨励条件を、従前の 2018年12月11日付け布告(第 Sor. 6/2561号)から変更した。

変更点は、対象事業範囲について、項目 1.12 歳入局が規定したその他の支援サービスを削除し、項目 1.12 財務センターの財務管理サービスの業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの項目 1.13 委員会が承認したその他の支援サービスと改正した点、及び、項目 1.12 で新たに規定された関連企業への貸付業務を実施する際の事業

範囲についての条件を付した点である。

この、2021年9月16日付け布告(第 Sor. 3/2564号)は、2021年6月30日より有効とされている。

(参考)

2021年9月16日付け布告(第 Sor. 3/2564号)非公式日本語訳(タイ投資委員会(BOI)サイト)
https://www.boi.go.th/upload/content/Sor.3_2564_JP.PDF

2018年12月11日付け布告(第 Sor. 6/2561号)非公式日本語訳(タイ投資委員会(BOI)サイト)
https://www.boi.go.th/upload/content/IBCsor6_61_5c21d7eac9266.pdf

恩典付与の基準や対象業種は適宜変更される場合があるため、詳細はタイ投資委員会(BOI)に直接問い合わせをするなどして事前に確認することが望ましい。

② 国立科学技術開発庁(NSTDA)によるもの

中小企業及びスタートアップに対する支援のため、国立科学技術開発庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)は、タイ科学技術研究所(Thailand Institute of Scientific and Technological Research : TISTR)、タイマネジメントシステム認証機関(Management System Certification Institute (Thailand) : MACSI)、タイ生産性機構(Thailand Productivity Institute : FTPI)とともに、技術開発時の研究者間の研究開発評価システム普及のために、税優遇措置を提供している。

研究開発管理のための、Research, Technology Development and Innovation Management System(RDIMS)を通じての税優遇措置申請により、研究費用に関して、最大 300%の税優遇措置を受けることが可能である。

ただし、タイ国内・国外での研修費用は、この税優遇措置の対象には含まれない。

詳細は国立科学技術開発庁(NSTDA)に直接問い合わせをするなどして事前に確認することをお勧めする。

(2) 出願料金減免または助成制度

① デジタル経済振興庁(DEPA)によるもの

デジタル経済振興庁(Digital Economy Promotion Agency, DEPA)は、デジタル産業あるいはデジ

タルイノベーションにおける知的財産保護のための、「IP バウチャープログラム(IP Voucher Program)」による助成を行なっている。

助成を受けることのできる者は、政府機関、民間企業、教育機関、ローカルコミュニティ、政府機関とともに登録された農民であり、デジタル経済振興庁(DEPA)は、助成を受けようとするプログラムに対し、申請者の準備状況及び実施状況、知的財産登録を受けようとするデジタルイノベーションの種類、既存技術との重複の有無、期待される成果、適切と考えられる予算についての審査を行い、採択されたプログラムに対し、1年以内、最大10万パーツの範囲で、以下の費用に対する助成を行う。

(i)タイ及び外国への出願費用(特許、意匠、商標、著作権及びその他の知的財産権)の出願費用(政府費用・代理人費用双方をその対象とする)

(ii)上記に関連する支出(例:特許/意匠のサーチ費用、書類提出費用、登録費用など)

ただし、すでに存在するか、保有している権利の更新費用や譲渡費用は、この助成制度の対象にはならない。

これらの費用は、デジタル経済振興庁(DEPA)により費用補償の形式で助成されるため、助成対象となるプログラムについては、助成を受けるプログラム申請者が一旦費用を支払った後で、デジタル経済振興庁(DEPA)に対し証拠となる書類を送付し、助成を受けることとなる。

助成を受けるプログラム申請者は、デジタル経済振興庁(DEPA)により採択されたプログラムに関し、デジタル経済振興庁(DEPA)との間で採択後30日以内に覚書を締結し、覚書締結後90日以内にプログラムを開始しなければならない。90日以内にプログラムが開始されない場合、デジタル経済振興庁(DEPA)による採択は取り消される。この90日間の期間は、最大45日間の延長が可能である。

また、目的、生産性、プロジェクト期間及び予算の増減に影響するいかなる環境条件の変更も、事前にデジタル経済振興庁(DEPA)の承認を得る必要がある。

助成期間の終了時に、プログラム申請者は、プロジェクト名、プロジェクト運営者、目的、重要業績評価指標(KPI)、プロジェクト実績、実績の概要、プロジェクトの問題点・障害・助言、申請書や証明書類の写しと写真などを添えた、詳細なプロジェクト評価書をデジタル経済振興庁(DEPA)に対し提出しなければならない。

デジタル経済振興庁(DEPA)のサイトには、以下の7プロジェクトが成功例として記載されている。

プロジェクト名	対象企業	期間
Digital Agricultural Greenhouses	FarmD Asia Co.	8ヶ月
Forklift Reader	Azentec (Thailand) Co., Ltd.	8ヶ月
Sphere Assembly	XC Company Limited	8ヶ月
AI in a box product development and calibration project	Pineapple Vision Systems Co., Ltd.	1年
My Band, a licensed band booking platform	My Band Corporation	1年
Precise and Efficient Outdoor Tracking and Storage with IoT Technology	Tech Logistics company Enterprise Co., Ltd.	7ヶ月
Sign Air Mark Pocket-sized intelligent ground control pins	Centro Vision Company Limited	6ヶ月

この助成に関する情報は、デジタル経済振興庁 (DEPA) の下記 URL にまとまっている。

<https://www.depa.or.th/en/digitalservice/digital-intellectual-property-voucher>

詳細はデジタル経済振興庁 (DEPA) にアクセスし情報を入手されたい。

6. 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計

(1) 直近5年間の出願および登録件数

<出願件数、登録件数、審判件数、提訴件数>

知的財産局 (DIP) および各裁判所から入手したデータを引用した。2021年のデータはいずれも速報値であるため、確定後の変動があり得る。また、Covid-19のパンデミックの影響により、数値整理が遅れている部分がある。

分析については、データ数が少ないこと、比較となるデータがまだ少ないこと、データ取得方法の相違などから、困難であることをお断りしたい。

<審査期間>

発明特許について、2018年、2019年については、登録された発明特許70件(7つの技術グループからそれぞれ10件ずつ)、2021年については登録された発明特許90件(9つの技術グループからそれぞれ10件ずつ)を抽出し、「出願から登録までの期間」を2012年および2016年の調査結果¹と比較した。

それ以外は2018年、2019年、2021年について、小特許について20件(機械10件、化学10件)、意匠40件(分野問わず)、商標40件(審判請求無し30件、審判請求あり10件)を抽出し、「出願から登録までの期間」を2012年および2016年の調査結果²と比較した。

2018年、2019年、2021年調査では、過去2回(2012年、2016年)の調査とは違い出願人国籍、代理事務所を考慮に入れていないため、比較結果は参考として捉えている。

また、2020年に知的財産局(DIP)における特許の技術グループ数が7から9に変更されたため、2021年の発明特許については登録された発明特許90件(9つの技術グループからそれぞれ10件ずつ)を抽出しているため、それ以前との単純な比較ができなくなっている。

① 発明特許

2021年の出願件数は7,931件で、2020年の出願件数7,422件から回復をみせているが、未だCovid-19以前の2019年の数値には達していない。登録件数については、2021年は2,995件であり、2020年の3,525件からは約15%減少している。Covid-19パンデミックの影響下にありながら、登録件数自体はおおむね3,000件程度以上を維持している。これは、知的財産局(DIP)による審査処理促進が、Covid-19の影響を受けつつも一定の成果を上げているものと推察できる。また、国・地域別の出願件数の伸びは中国が著しく、2017年からの5年間で約180%増加している。日本からの出願は漸減傾向にあり、日本の製造業の生産ハブとしてタイを位置づけていることを考えると、心もとない状況となっている。

¹ ASEAN 知的財産動向報告会(2017.05.24)

タイにおける知的権利化期間調査(S&I International Bangkok Office, 井口雅文)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf

² ASEAN 知的財産動向報告会(2017.05.24)

タイにおける知的権利化期間調査(S&I International Bangkok Office, 井口雅文)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf

出願から登録までの期間については 2018 年調査では 2016 年調査から全ての分野において短縮され、特に電気(12.4 年→8.41 年)、機械(8.85 年→5.73 年)、バイオ(16.6 年→10.34 年)分野の短縮が目立ったが、2019 年調査ではいずれの分野でも前年より若干長期化している。2021 年調査は技術グループ数の変更から直接の比較はできないが、Covid-19 の影響を受けつつも審査処理自体は着実に進んでいると思われる。

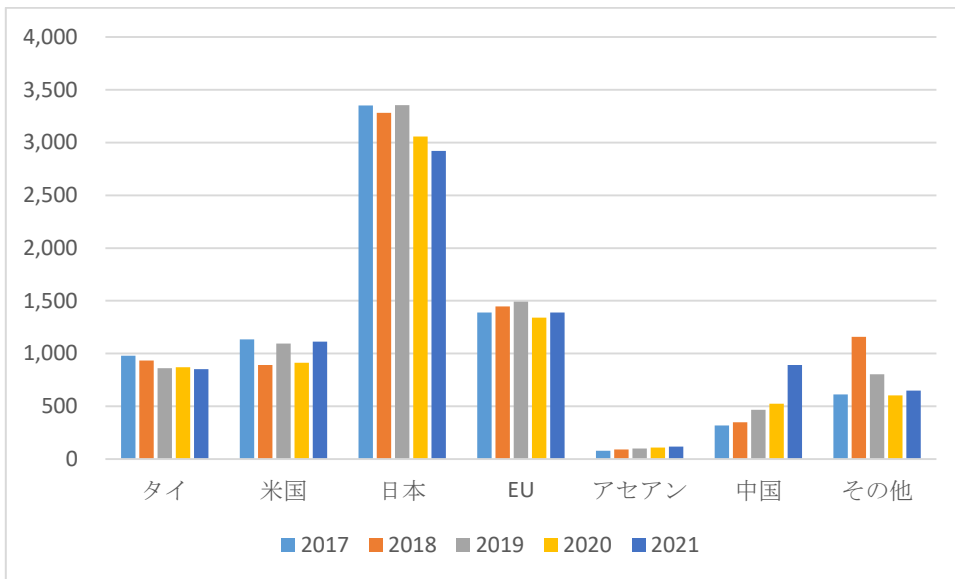
【出願件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2017	979	1,135	3,353	1,389	78	319	612	7,865
2018	933	891	3,281	1,447	90	348	1,159	8,149
2019	862	1,096	3,356	1,492	100	466	804	8,176
2020	871	914	3,059	1,341	108	525	604	7,422
2021	851	1,112	2,922	1,388	117	893	648	7,931

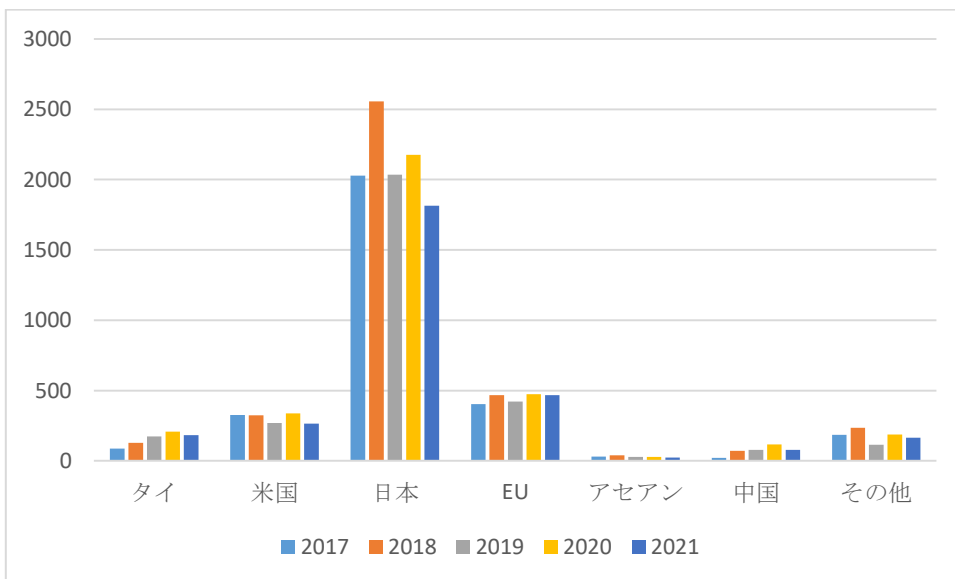
【登録件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2017	88	325	2,027	403	31	22	184	3,080
2018	128	323	2,556	466	40	71	234	3,818
2019	173	270	2,035	422	28	77	115	3,120
2020	207	338	2,176	474	27	116	187	3,525
2021	182	264	1,813	468	24	79	165	2,995

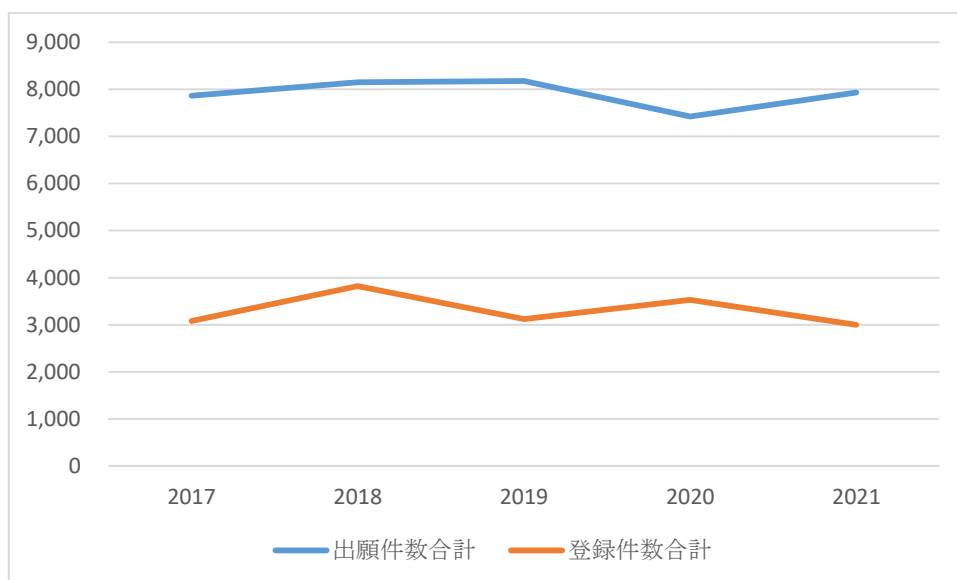
発明特許出願件数



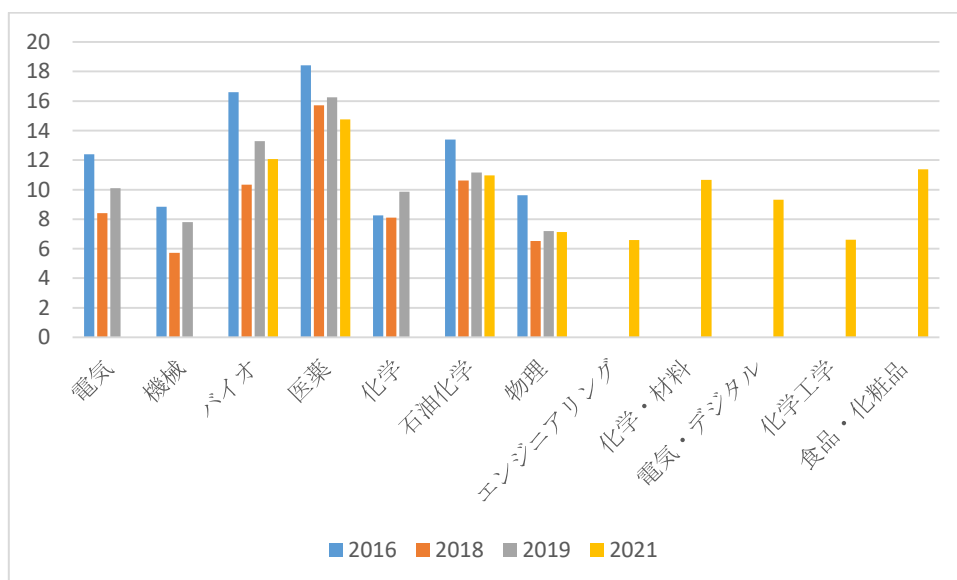
発明特許登録件数



発明特許出願および登録合計件数



出願から登録までの期間(発明特許)(単位:年)



年	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理
2012	12.3	12.15	13.92	14.46	12.54	-	-
2016	12.4	8.85	16.6	18.42	8.26	13.4	9.62
2018	8.41	5.73	10.34	15.72	8.11	10.61	6.53
2019	10.09	7.81	13.29	16.25	9.86	11.16	7.2

年	電気・デジタル	エンジニアリング	バイオ	医薬	化学・材料	化学工学	食品・化粧品	石油化学	物理
2021	9.32	6.59	12.07	14.75	10.67	6.61	11.37	10.96	7.13

② 小特許

2021年の出願件数は3,714件であり、2020年より約8%増加している。また、2021年の登録件数は1,867件と、2020年より約39%増加しており、Covid-19の影響にも関わらず、出願件数・登録件数も純増傾向にある。内国出願と外国出願の件数を比較すると、外国出願件数は減少傾向が続いているが、反対に内国出願は2021年には3,590件と増加傾向が続いている。小特許については出願人の国籍別の統計は公表されていない。

出願から登録までの期間について、機械分野・化学分野とも2019年調査より長期化の傾向が見られる。

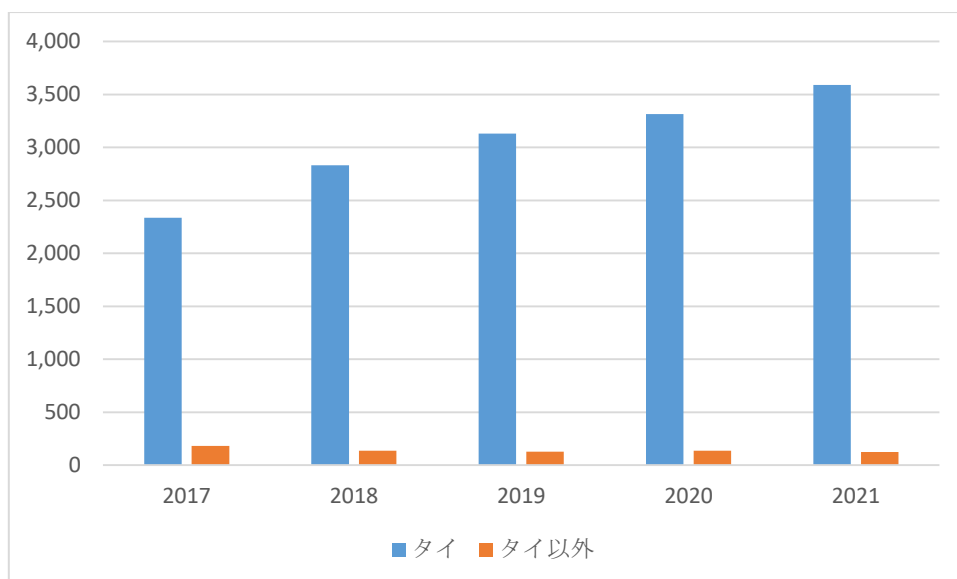
【出願件数】

年	タイ	タイ以外	合計
2017	2,335	182	2,517
2018	2,832	137	2,969
2019	3,130	128	3,258
2020	3,314	137	3,451
2021	3,590	124	3,714

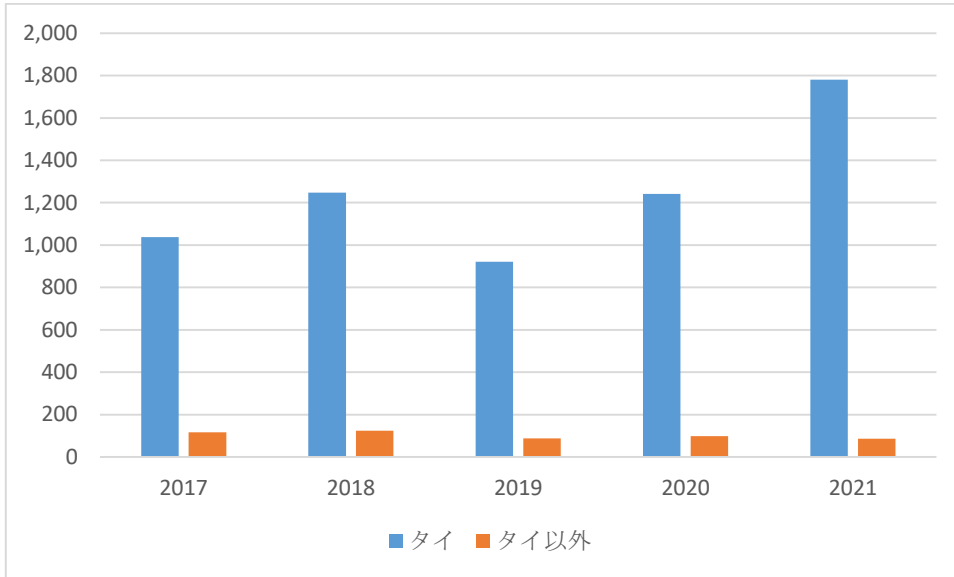
【登録件数】

年	タイ	タイ以外	合計
2017	1,038	117	1,155
2018	1,248	124	1,372
2019	921	88	1,009
2020	1,242	98	1,340
2021	1781	86	1,867

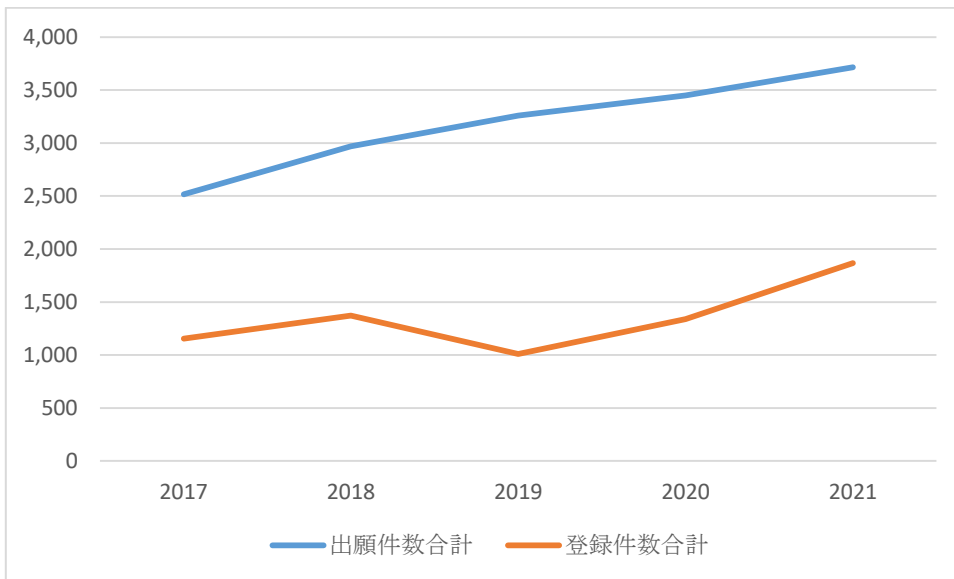
小特許出願件数



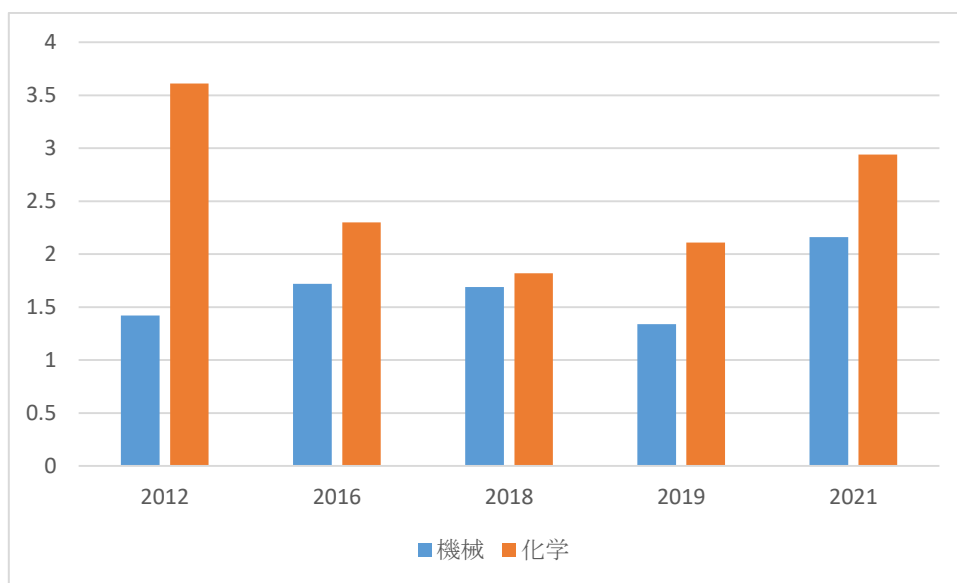
小特許登録件数



小特許出願および登録合計件数



出願から登録までの期間(小特許)(単位:年)



年	機械	化学
2012	1.42	3.61
2016	1.72	2.3
2018	1.69	1.82
2019	1.34	2.11
2021	2.16	2.94

③ 意匠特許

2021 年の出願件数は 2020 年に比べて約 9%減の 5,274 件であり、登録件数は 2020 年に比べて 23%減の 2,693 件であった。これは、意匠特許については Covid-19 パンデミック時の電子メール出願の対象にはならなかったことなど、Covid-19 の影響を受けたものと考えられる。

件数を出願人の国籍別で見ると、日本は漸減傾向にあるのに対し、中国は 2017 年からの 5 年間で約 144%急増している。また、タイ国内出願も増加傾向にある。

出願から登録までの期間については 2016 年の調査結果 4.38 年から 2021 年には 2.42 年にまで

大幅に短縮された。しかし、登録件数全体が増加となっていないこと、及び、取得データ数に限りがあることから、この数値については検証が必要である。

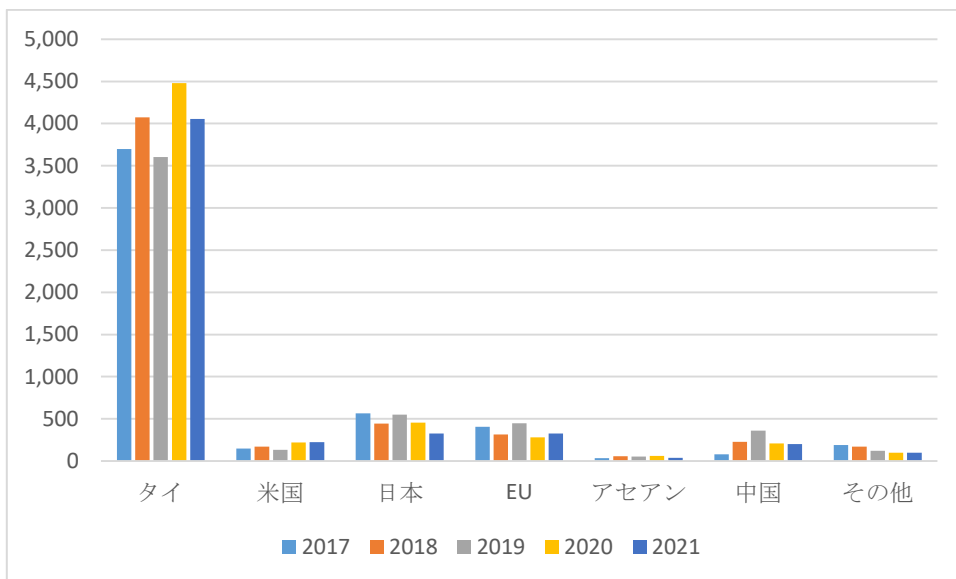
【出願件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2017	3,698	147	565	407	34	82	189	5,122
2018	4,073	171	445	316	59	228	172	5,464
2019	3,603	134	551	449	53	360	123	5,273
2020	4,481	221	454	280	60	211	100	5,807
2021	4,056	226	326	325	40	200	101	5,274

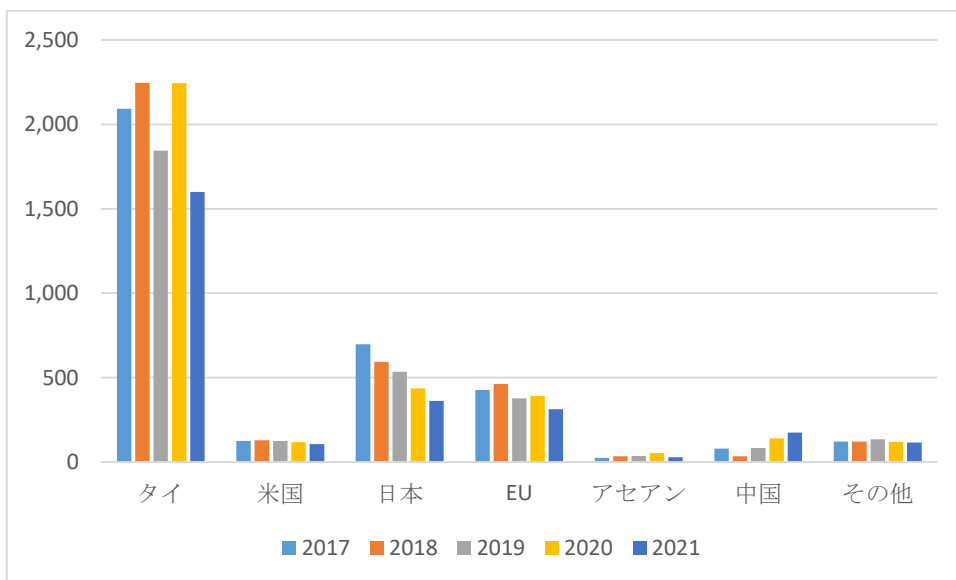
【登録件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2017	2,092	125	697	425	23	78	120	3,560
2018	2,247	129	593	462	33	33	120	3,617
2019	1,844	124	534	377	35	82	134	3,130
2020	2,244	116	435	390	52	140	118	3,495
2021	1,599	105	361	313	28	173	114	2,693

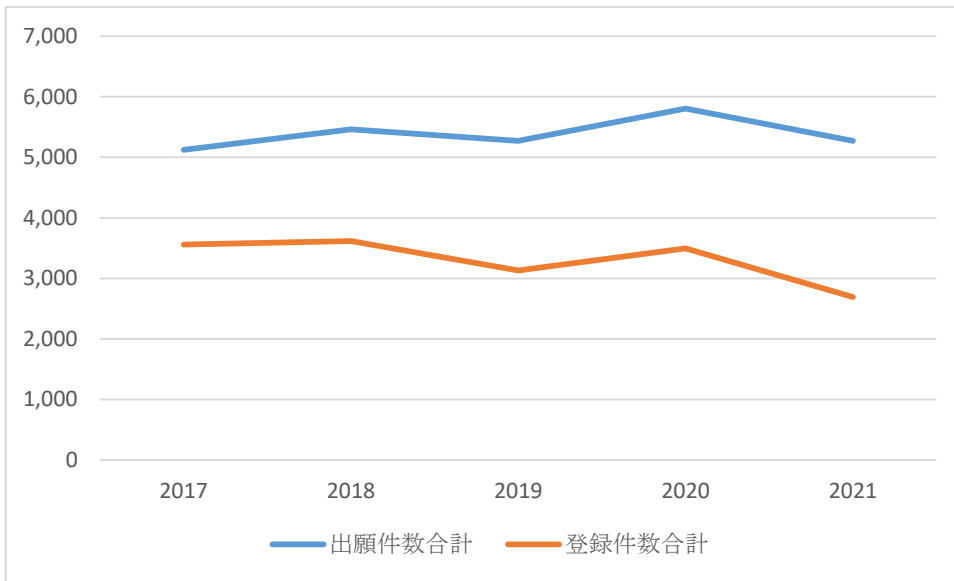
意匠特許出願件数



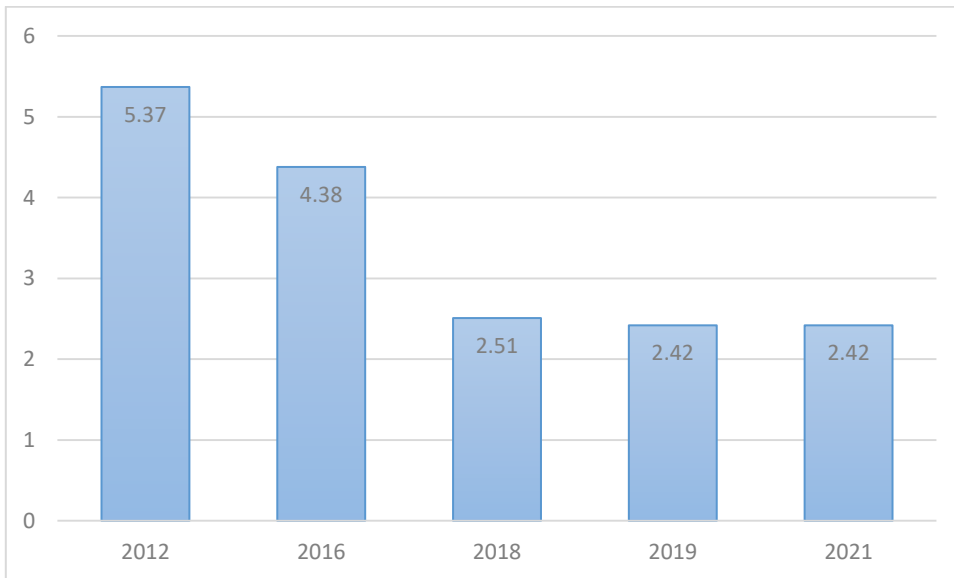
意匠特許登録件数



意匠特許出願および登録合計件数



出願から登録までの期間(意匠特許)(単位:年)



④ 商標

2021年の出願件数は45,325件で2021年の47,067件に比べて約4%減であった。2016年商標法改正法で複数の区分を一つの出願にまとめて出願を行うことができる多区分制が導入された

ため、2016 年をピークに出願件数は減少傾向にあったが、マドリッド協定加盟による国際出願制度の導入後は出願件数が増加に転じている。EU からのタイへの出願は急速に国際出願に移行している一方で、タイ国内からの国際出願制度の利用はきわめて低調なままである。

2021 年の登録件数は 27,066 件で前年比約 3%減であった。2018 年の出願件数については、2017 年 11 月 7 日から受付を開始した国際出願の受理数を括弧書きで表している。

出願から登録までの期間について、他人商標との同一または類似、識別力の欠如を理由とした拒絶を受けたことにより審判請求を経て登録となったケースは 2021 年には 6.60.年で、2016 年調査時より登録までの期間は長くなる一方である。下記(2)に添付する審判件数から分かるように、2017 年の商標の審判件数は 2,381 件を、毎年約 300～800 件上回る審判請求が行われており、このような審判請求件数の増加も伴って、審理期間が長期化していると考えられる。審判請求を行わず登録されたケースでは 2021 年には 2.30 年となり、2016 年調査結果からするとやはり長期化の傾向にある。

【出願件数】

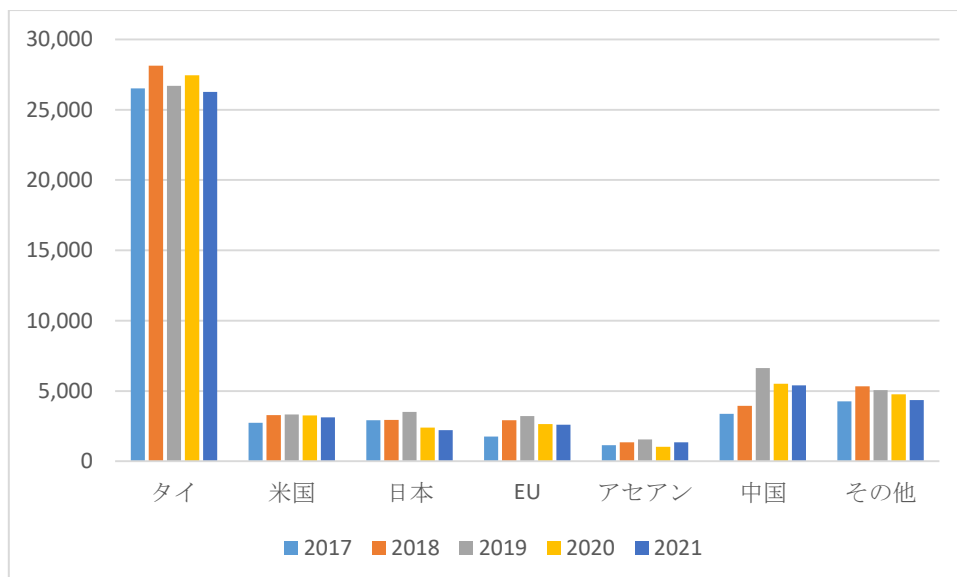
年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2017	26,514	2,738	2,912	1,765	1,153	3,368	4,261	42,711
2018	28,138 (1)	3,290 (1,104)	2,935 (1,216)	2,914 (1,880)	1,348 (323)	3,953 (159)	5,329 (2,855)	47,907 (7,538)
2019	26,703 (3)	3,321 (1,360)	3,523 (1,525)	3,208 (2,454)	1,562 (558)	6,633 (2,138)	5,067 (2,515)	50,017 (10,553)
2020	27,450 (5)	3,273 (1,162)	2,387 (1,193)	2,654 (1,977)	1,022 (371)	5,509 (2,064)	4,772 (2,549)	47,067 (9,321)
2021	26,276 (1)	3,131 (1,357)	2,217 (1,125)	2,596 (2,029)	1,345 (493)	5,401 (1,930)	4,359 (2,415)	45,325 (9,350)

注:カッコ内は国際出願の受理件数(内数)を示す。

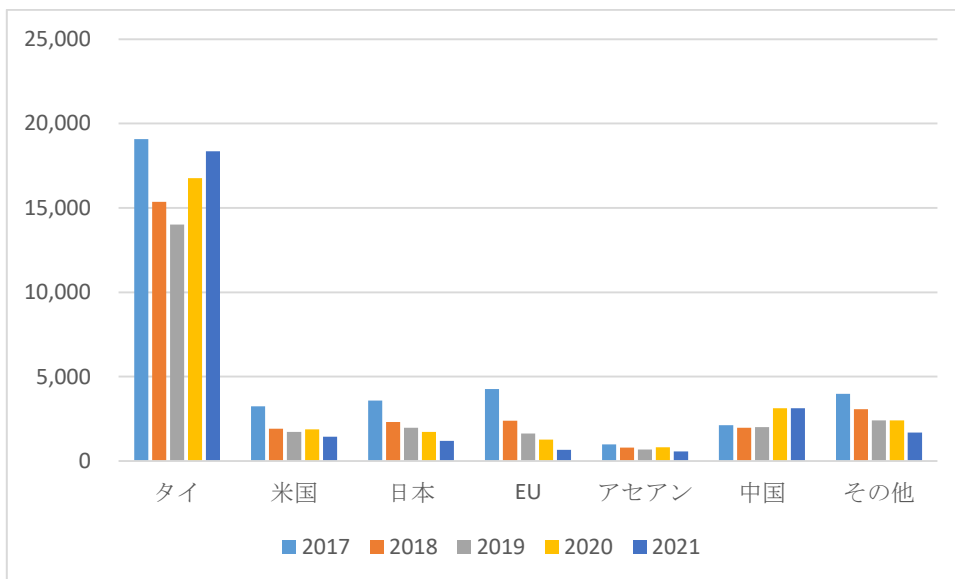
【登録件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2017	19,080	3,238	3,591	4,275	985	2,125	3,982	37,276
2018	15,358	1,910	2,312	2,394	801	1,969	3,078	27,822
2019	14,014	1,733	1,969	1,639	680	2,021	2,404	24,460
2020	16,767	1,883	1,737	1,272	811	3,132	2,416	28,018
2021	18,351	1,439	1,207	666	580	3,136	1,687	27,066

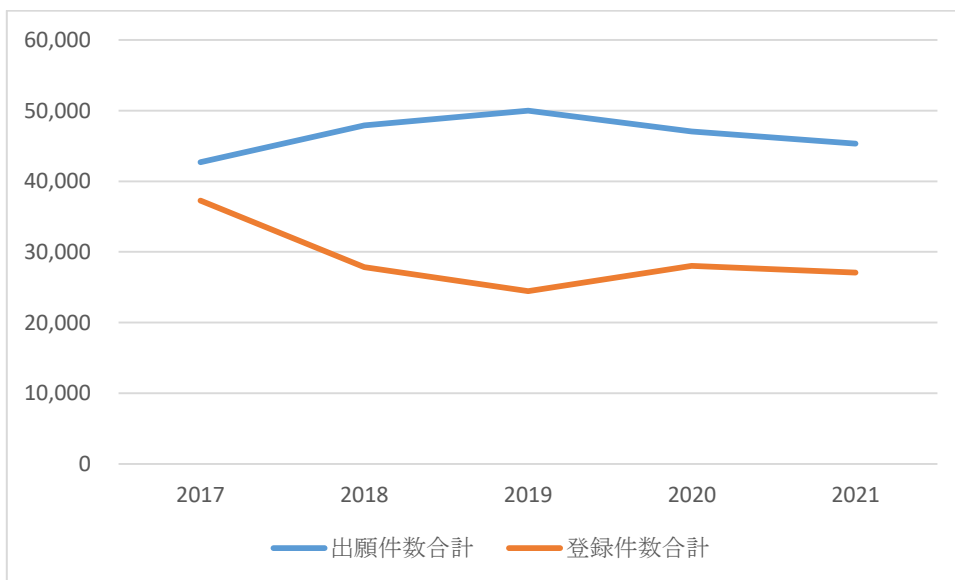
商標出願件数



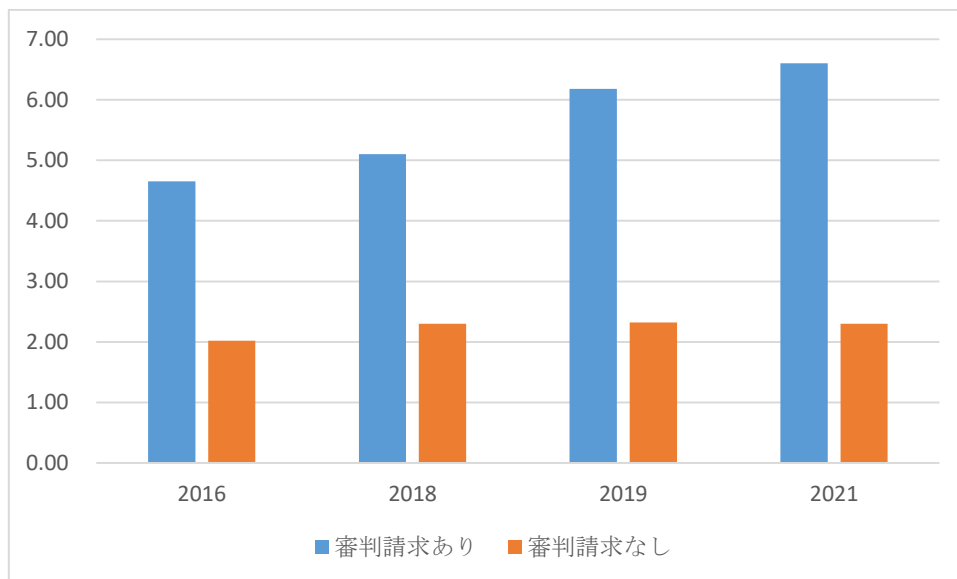
商標登録件数



商標出願および登録合計件数



出願から登録までの期間(商標)(単位:年)



年	審判請求あり	審判請求なし
2016	4.65	2.02
2018	5.10	2.30
2019	6.18	2.32
2021	6.60	2.30

⑤ 地理的表示(GI)

出願件数はおおよそ毎年 30 件前後を上下しており、登録件数も毎年 20 件程度で、大きな変動は見られない。知的財産局(DIP)がタイ国内での地理的表示(GI)登録を振興していることもあり、ほとんどの出願はタイ国内からである。

GI 出願件数

年	タイ	タイ以外	合計
2017	21	4	25
2018	21	0	21
2019	30	4	34
2020	26	4	30
2021	24	1	25

GI 登録件数

年	タイ	タイ以外	合計
2017	9	4	13
2018	19	0	19
2019	17	1	18
2020	18	0	18
2021	18	1	19

(2) 直近 5 年間の知的財産局（DIP）への審判件数

年	商標	特許および意匠	小特許	地理的表示
2017	2,381	98	6	0
2018	3,368	78	0	0
2019	2,705	53	0	0
2020	2,898	71		0
2021	3,147	34	4	0

注：2020 年の審判件数については、特許及び意匠と小特許がすべてまとめられている。

(3) 直近5年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数

年	知的財産		国際取引	合計
	刑事事件	民事事件		
2017	3,697	329	240	4,266
2018	3,487	444	510	4,441
2019	2,981	439	499	3,919
2020	2,104	433	486	3,023
2021	1,760	589	(未集計)	(2,349)

(4) CIPITC から専門事案の控訴裁判所（2016年10月1日設立）への提訴件数

年	事件種別		
	刑事事件	民事事件	
		知的財産関連	国際取引関連
2017	72	79	36
2018	81	53	14
2019	81	92	35
2020	64	34	72
2021	99	176	

注：2021年の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。

(5) 最高裁判所への提訴件数

年	事件種別		
	刑事事件	民事事件	
		知的財産関連	国際取引関連
2017	20	28	34
2018	10	23	14
2019	7	53	14
2020	14	19	62
2021	99	176	

注:2021年の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。

注:2016年10月1日に、専門事案の控訴裁判所が新たに設立され、CIPITCからの上訴案件は、まず控訴裁判所へ出訴されることとなった。

7. 最近の注目判決

(1) 小特許

①タイ最高裁判決 No.5003/2563 (2020)

判決日:2020年10月20日

上訴人(原告)	最高検察庁
上訴人(共同原告)	Mr.Sumet Amornpimon
被上訴人(被告)1	TWOE Design and Equipment Co.,Ltd.
被上訴人(被告)2	Nimut Engineering Part., Ltd.
被上訴人(被告)3	Mr. Ratipon Reungnarapat

【事件の要約】

上訴人(共同原告)は、自身が保有する電動枝粉碎機(小型粉碎機2 ECM)に係る小特許第1651号について、被上訴人(被告)らが当該製品を製造、販売、販売提供により侵害したと主張した。裁判中、Mr.Sumet Amornpimon は、共同原告となることを請求し、認められた。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court,

CIPITC)は、被上訴人(被告)らの主張を認めず、控訴審では、押収品を被上訴人(被告)らに返却する第一審判決が支持された。その後、上訴人(原告、共同原告)は最高裁判所に上訴した。

【最高裁の判断】

<争点①>被上訴人(被告)らは当該小特許を侵害したか否か。

- ・ 当該小特許の請求項と被上訴人(被告)が引用した2件の先行技術(1992年8月11日出願の米国特許、および1996年9月25日出願のオーストラリア特許)を比較すると、上訴人(共同原告)側証人のタイ知的財産局の Sakon Vituchid 小特許審査官によれば、上訴人(共同原告)の小特許の請求項は前記2件の外国特許と同一の技術を使用している。

- ・ 上訴人(共同原告)の小特許記載は、刃に設けた溝を傾斜面にすることを明記しているが、請求項および明細書にはその傾斜角度は明記されていない。また、上訴人(共同原告)側証人は、図面のみを検討し、請求項の特徴的部分である開口端の溝の端から刃の内側に向かう下り傾斜については証言していない。

- ・ 従って、本件の電動枝粉碎機は、保護される発明の範囲は特に請求の範囲に示されていなくても、発明に関する技術または学問における通常の専門知識を有する者の観点に基づき、請求の範囲に示された発明の態様と同様に有用性を持ち、かつ効果が生じる発明の態様を当然含むと規定する1979年特許法第36条の2に基づき、当該小特許は新規発明とは言えない。

- ・ さらに、上訴人(原告、共同原告)は、被上訴人(被告)3が翻訳した2件の先行技術文献の翻訳および内容について争っていない。被上訴人(被告)が上訴人(共同原告)の権利を侵害したか否かについては、上訴人(共同原告)の証拠上、疑問がある。従って、被上訴人(被告)らに疑義の利益を与えることが適切であると判断し、被上訴人(被告)らを訴えないよう命じる。さらに、小特許第1651号の有効性について、当該小特許は2013年11月3日付けで権利を満了している。

<争点②>控訴審判決が最高裁判所判決第9253/2559と相反するか否か。

- ・ 上訴人(原告、共同原告)が言及した最高裁判所判決第9253/2559(民事事件)では、被上訴

人(被告)らは先行技術が何であるか明確な理由を示さず、説明しないままに上訴人(共同原告)の小特許当該第 1651 号を否定したため、最高裁判所判決第 9253/2559 では、詳細な検討を行わずに上訴人(共同原告)の証拠の方が信頼性が高いとして、上訴人(共同原告)の当該小特許には新規性があると判断されていた。本事件でも上訴人(共同原告)の当該小特許の新規性について審理されていない。

・ その民事事件での事実を本件の刑事事件で結論づけることはできない。従って、控訴審は最高裁判決第 9253/2559 と相反しないとし、控訴裁判決を支持する。

【S&I コメント】

本事件は、特許権者が、民事訴訟によって賠償金、訴訟費用が得られるか不確定であること、審理遅れ、またにしばしば伴う困難を理由に、刑事事件で訴訟を進めることを選択した例である。タイの裁判所が過去の確定判決で確定した争点の事実を判断することに焦点を当てると、一般的にタイの法律は、刑事事件に関連する民事事件については、刑事事件の事実に従って当事者に義務を負わせなければならないと単に規定しているにすぎない。民事訴訟における刑事事件の適用については、「民事事件の過去の判決において、裁判所は、刑事事件の判決によって現れた事実拘束されるものとする。」と規定するタイ刑事訴訟法第 46 条、および「判決または命令は、本法の控訴、上訴および再審に関する規定に従って、その言い渡しの日から、補正、取消しまたは破棄されるまで場合には、裁判所が当該判決または命令を言い渡す前に手続の当事者に対して拘束力を有するものとする」と規定する民事訴訟法第 145 条で明らかにされている。しかし、刑事事件において民事事件の判決を適用することを規定したタイの法律はない。

(2) 発明特許および意匠特許

①タイ最高裁判決 No.4883/2563 (2020)

判決日:2020 年 10 月 14 日

上訴人(原告)	Sammitr Green Power CO., LTD.
被上訴人(被告)1	VRP Engineering & Trading Co.,Ltd.
被上訴人(被告)2	Mr. Yudthapong Poomrin

【事件の要約】

本事件は、上訴人(原告)が保有する自動車のガスタンク用ホルダに係る発明特許第 34462 号、意匠特許第 38451 号、第 38452 号、第 32384 号、第 32166 号、第 32167 号に関する事件である。2014 年 4 月 10 日、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)らが無断で車両用ガスタンクホルダーを販売し、当該発明特許および意匠特許を侵害したとして、損害賠償金 188,860,950 バーツとその利息、および被上訴人(被告)らが侵害を中止するまで毎月 400 万パーツの支払いを請求した。

被上訴人(被告)らは、当該発明特許は新規性および進歩性がないこと、また当該意匠特許も新規性がないために無効だと主張した。被上訴人(被告)1 は当該商品について小特許第 7875 号を取得している。

これに対し上訴人(原告)は、被上訴人(被告)1 の小特許第 7875 号は、上訴人(原告)の発明特許と類似しているために無効であると主張した。

【最高裁の判断】

<争点①>上訴人(原告)の発明特許第 34462 号は有効か否か、取消事由はあるか否か。

- ・ 雑誌「4WHEELS」に掲載された「New invention」という文言は、新しいもの、オリジナルと異なるものを意味し、特許出願日前に雑誌「4WHEELS」に掲載された上訴人(原告)発明の情報が特許出願日前に英国で当該発明が存在したこと、広く用いられていたことを証明する証拠とはみなされない。また、掲載された写真や内容は発明特許の重要部分ではない。従って、雑誌が発行された時点では、当該発明は存在しなかったと理解することができる。

- ・ 当該発明の車両のガスタンク設置が新規発明でないとすれば、上訴人(原告)は、雑誌「4WHEELS」に広告を掲載する必要はない。従って当該発明は、特許法 5 条(1)、第 6 条(1)に基づき新規性を有すると認める。

<争点②>上訴人(原告)の意匠特許は特許法第 3 条の定義に反しているか否か。

- ・ 上訴人(原告)の意匠特許 5 件は美観を欠き、違法に付与されたものであるとした控訴裁判所の判決について、最高裁審所はこの点を規定した法律はないと認める。上訴人(原告)の意匠特許が意匠製品としての特別な外観を欠いていることを示す事実は示されていない。上訴人(原告)

は、機能ではなく、外観の保護を求めている。上訴人(原告)の意匠特許は、米国、日本、欧州連合、中国において登録されている。

・ 特許法第 3 条では以下のとおり定義している。

“第 3 条「意匠」とは、物品の形状、又は物品の模様若しくは色の構成物で、工芸品を含む工業製品として使用可能な、物品として特別な特徴を有するものをいう。”

上記の定義は、「美」を直接的に述べているわけではない。外観が美しく、魅力的で、機能のみを重視していない意匠は、意匠特許権に関する法律により保護される。当該意匠特許は美観を有さず、機能のみを重視しているとして、第 3 条の「意匠」には該当しないとされた控訴審判決は支持しない。

・ 上訴人(原告)は、取り付け位置を従来の車両の上部にではなく、車両の下部に置き、ガスタンクを保持する装置を滑らかなフラットアイアンとして設計した。そのために小型で、軽量で、美麗であり、溶接または穴あけ加工をすることなく車両に接続することができる。当該意匠特許は、「車両用ガソリタンク保持具」の外観の創作性を示すものである。従って、意匠とは機能だけを重視するものではないことが示される。よって、控訴審判決による特許意匠権 5 件の取消は違法である。

<争点③>被上訴人(被告)は、当該特許権を侵害し、その賠償金を支払うべきか否か。

・ 本事件前に上訴人(原告)がタイ知的財産局に対して被上訴人(被告)1 の小特許を取り消しを求め、当該小特許が取り消された最高裁判決番号第 3707/2561 と共に控訴審判決を検討すると、被告 1 の小特許第 7875 号に係る車両用ガスタンクホルダーは、上訴人(原告)発明特許第 34462 号と重要部分と顕著な差異がないことから、被上訴人(被告)1 は、上訴人(原告)発明を製造、使用、販売、販売のための所持および取付サービスの提供により当該発明特許を侵害したと認める。被上訴人(被告)1 の大株主であり、小特許の発明の発明者である被上訴人(被告)2 については、被上訴人(被告)2 が被上訴人(被告)1 の行為を常に認識していたにもかかわらず、何ら禁止していなかったことから、被上訴人(被告)2 も当該発明特許を侵害したものを認める。

・ 被上訴人(被告)らは、既に裁判所の命令に従って商品を販売することができなくなるため、所持する商品を廃棄する必要はない。さらに、被告らは、利息を含む損害を賠償し、上訴人(原告)に代わって、裁判所手数料を支払わなければならない。

【S&I コメント】

(発明特許について)

被上訴人(被告)1 は、上訴人(原告)発明特許は新規な発明ではなく、進歩性を欠くとして反訴した。タイの実務における発明の新規性の意味について、特許法第 6 条では、発明は、それが先行技術の一部を構成しない場合に新規であると規定している。先行技術には、特許出願日前にタイ国内または外国で文書または印刷出版物に記載、展示、または公衆に開示された発明が含まれる。しかし、本件で最高裁は、雑誌「4WHEELS」に掲載された上訴人(原告)製品の記載や内容だけでなく、その開示が上訴人(原告)の特許に基づく発明を他人に知らしめるためになされたという上訴人(原告)の意図も考慮している。一方、上訴人(原告)の特許に基づく発明が他者に知られている場合には、上訴人(原告)は本事件のように雑誌に広告を出す必要はない。従って、これは、上訴人(原告)の発明が特許出願日前にタイ国内で普及していないことを示している。最高裁判決は、法律の条項が明確であれば一般的に文字通りに解釈されるタイの民法解釈の原則に合致するが、法律の条項が不明確な場合は、国民の良識に合致する公正の原則に基づき、法律の目的または意図に従って解釈されなければならない。

(意匠特許について)

意匠権を取得するためには、その意匠が適用された物品の機能から分離可能でなければならない。意匠特許権は、製造物自体やその機能を保護するものではなく、物品または商品の外観を保護するためのものである。本件で上訴人(原告)は、当該意匠特許が単なる機能ではなく、装飾的な特徴を有していることを証明することができた。最高裁は、特許法第 3 条の意匠の定義を判断するために、設置場所、意匠の美しさ、創造性などを考慮した。つまり、意匠特許権とは、物品または製品の的外観や見え方を保護するものである。タイ特許法では、発明者が主として発明の機能的要素を保護するために意匠特許を利用することを認めていない。なぜなら、意匠特許は製造物の新規性や装飾性を保護するために用いられるのに対し、発明特許や小特許は発明の機能的要素を保護するために用いられるためである。

意匠特許の機能性の点をクリアするためには、出願人または創作者が、製品または製造物の外観を向上させるために意匠を創作する意識的な行為を行わなければならない。意匠の装飾性を判断するために、裁判所は一般的に、その意匠が主に機能的であるかどうかを問い、その際、裁判所は意匠を全体的に、実際に物品の外観を向上させるか、または実際に物品の機能を向上させるかを判断する。言い換えれば、意匠は要素ごとに判断されない。意匠が装飾的であるためには、物品や製品の外観を向上させる目的で作られたものでなければならず、物品の機能を向上させるために創作されてはならない。

意匠が装飾的であるか否かの判断は、その意匠が物品の使用者が物品の使用で目にされ、意匠に気付くようなものであることを証明しなければならない。一方、意匠が物品の通常的使用中に隠れたり、物品の機能に着目したりするものである場合、その意匠は無効となる可能性がある。

(3) 意匠特許

①タイ最高裁判決 No.1169/2564 (2020)

判決日: 2021年3月23日

上訴人(原告)	Suwan Thong Co.,Ltd.
被上訴人(被告)1	SangThai Fitting Industry Co.,Ltd.
被上訴人(被告)2	Mr. Pongthiwa Siwamokelukkana
被上訴人(被告)3	Mr. Pratan Siwamokelukkana
被上訴人(被告)4	Ms. Malinee Kittithavonvuth

【事件の要約】

上訴人(原告)は2017年2月14日、上訴人(原告)の意匠特許であるバイク用ナンバープレートケースのデザインを複製し、無断で製造、製作、顧客に販売したとして、被上訴人(被告)らを訴えた。中央知的財産国際貿易裁判所(CIPITC)は、1979年特許法第85条および第63条により、被上訴人(被告)1が上訴人(原告)の意匠特許を侵害したとして有罪判決を下したが、被上訴人(被告)2~4に対する請求は棄却した。控訴裁判所は、第一審判決の一部を取り消し、被上訴人(被告)1に対する請求を棄却し、その他は第一審判決を維持したため、上訴人(原告)は、最高

裁判所へ上訴した。

【最高裁の判断】

<争点①>上訴人(原告)とその証人2名の関係性について

・ 1人目の証人である Nattaphong Suwanborisood 氏は、上訴人(原告)の会社役員であり、オートバイのナンバープレートケースの発明者でもある。2人目の証人である Pipat Suwanborisood 氏は、Nattaphong 氏と同じ会社の取締役であり、Nattaphong 氏の息子である。証人と上訴人(原告)との関係を考慮すると、これらの証人は上訴人(原告)と利害関係があることが分かる。従って裁判所は、慎重に証人の話を聞かなければならない。

<争点②>上訴人(原告)の証人2名の証言は信頼でき、明確であるか否か。

・ 証人2名は、被上訴人(被告)1が2012年または同年中頃から訴訟日(2017年2月14日)までにオートバイ用ナンバープレートケースを製造販売し、上訴人(原告)の意匠特許権を侵害したと証言している。この証言は、製造・販売の時期やその場所などの詳細が不明であり、また、それを裏付ける追加証拠がない。また、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)1が上訴人(原告)の意匠特許の出願の有無を知っていたことについては一切触れていない。従って、被上訴人(被告)1の侵害が、タイ知的財産局による当該意匠特許の公開後か登録後に行われたか否かは不明である。

・ よって、被上訴人(被告)1の侵害行為がいつ行われたかを上訴人(原告)が証明できていないとした控訴審判決を支持し、被上訴人(被告)に疑義の利益を与えることとする。

【S&I コメント】

最高裁は、裁判所はすべての証拠を考慮し、秤量する際に裁量を行使しなければならないと規定する刑事訴訟法 227 条に基づき証人の原則に言及した。裁判所は、犯罪が行われたこと、および被告人がその犯罪を行ったことを十分に納得しない限り、有罪の判決を下してはならない。被告人が犯罪を犯したかどうかについて合理的な疑いが存在する場合、被告人に疑義の利益が与えられる。タイの知的財産法は、正当な特許権者が民事と刑事の両手続でその権利を行使することを認めている。本事件では、上訴人(原告)の刑事法に基づき告発および処罰請求をおこ

なった(特に、特許権者の許可なく特許法第 36 条または第 63 条の行為を行った者は、2 年以下の懲役もしくは 40 万バーツ以下の罰金またはこれを併科すると規定する第 85 条に基づく処罰がなされる。)

②タイ最高裁判決 No.2872/2563 (2020)

判決日:2020 年 6 月 16 日

上訴人(原告)	最高検察庁
上訴人(共同原告)	K.Y.K Autopart Import-Export Ltd.
被上訴人(被告)1	K.C.F. Ltd
被上訴人(被告)2	Mr. Taweesak Aksawakul
被上訴人(被告)3	Mr. Prairoj Napachosiri

【事件の要約】

本事件は、上訴人(共同原告)の意匠特許第 37595 号「ヘルメットの装飾部分」に関する事件である。被上訴人(被告)らは意匠権者に無断でヘルメットの装飾部分 1,253 個を販売した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、被上訴人(被告)らが特許法および刑法に違反したとして、一人当たり 20 万バーツの罰金の支払いを命じ、被上訴人(被告)らが支払わない場合、刑法第 29 条、第 30 条により、すべての証拠品を差し押さえることを命じた。被上訴人(被告)らが控訴裁判所に控訴したところ、控訴裁判所は第一審判決を修正し、被上訴人(被告)2 および 3 は無実であると判断した。その後、上訴人(原告、共同原告)は最高裁判所へ上訴した。最高裁は控訴審判決を支持せず、被上訴人(被告)2 および 3 による指示から生じた不法行為であったとして被上訴人(被告)2 および 3 の有罪を認めると共に、被上訴人(被告)1 名に対する罰金を 10 万バーツに減刑した。

【最高裁の判断】

<争点①>上訴人(共同原告)の当該意匠特許は有効か否か

- 被上訴人(被告)は、ブランド名「INDEX」の「TITAN 5」エディションのヘルメットの装飾部分と上訴人(共同原告)の意匠特許と類似しているとして、当該意匠特許は無効であることを、控訴段階

で主張した。意匠特許の有効性および新規性を考慮するにあたって、控訴する内容は、第一審の CIPITC で提起された事実に基づかなければならない。従って新たに提起されたこの争点については最高裁は審理しない。

<争点②>被上訴人(被告)2 および 3 は当該意匠に対して有罪か否か。

- ・ 被上訴人(被告)らは従業員に対し、自身が製造するヘルメットの装飾部分と比較するために当該意匠特許の商品を購入するよう指示し、被上訴人(被告)らは購入した当該意匠特許の商品と被上訴(被告)らが製造するヘルメットの装飾物が同じデザインであることを発見し、それを認識していた。

- ・ 本事件の被上訴人(被告)1 は法人である。特許法第 88 条により、その法人の責任者または代表者も処罰の対象となることから、従業員に販売のための製造を命じた被上訴人(被告)2 および 3 は責任を負うものとする。

- ・ 違法行為は被上訴人(被告)2 および 3 の指示によるものとして、被上訴人(被告)2 および 3 はのも有罪と認める。しかし、第一審が命じた罰金は高すぎるため、被上訴人(被告)1 名につき 10 万パーツに減額することとする。、被上訴人(被告)らが罰金を支払わない場合、刑法第 29 条および第 30 条に従って処分を行うものとする。

【S&I コメント】

被上訴人(被告)1 は法人または有限会社である。また被上訴人(被告)2 および 3 は、被上訴人(被告)1 の会社の代表権を有する者である。被上訴人(被告)2 および 3 が行為を命じなければ、会社は、当該意匠特許を侵害する商品を製造販売することができなかつた。侵害品は上訴人(被告)1 の会社で押収されていた。従って、以下の特許法第 88 条に基づき、専務取締役である被上訴人(被告)2 および小切手支払の義務を負う被上訴人(被告)3 も侵害責任を負うことになる。

(特許法第 88 条)

この法律に基づく処罰を受ける違反者が法人である場合、その法人の事業経営者又は代表者は、その違反に対して法律が定める処罰を受けなければならない。但しその法人の行為が自身

が知らずに又は同意せずに行なわれたことを証明できる場合を除く。

本事件の罰則に関して、CIPITC は、1 人あたり 20 万バーツの罰金を命じたが、最高裁判所は、本件の詳細を考慮した結果、罰金額が高すぎるとして、1 人あたり 10 万バーツに減額した。最高裁はは犯罪の重大性を考慮した上で罰金額を確定したが、判決には罰金額の算出方法について詳細は示されていない。

③タイ控訴裁判決 No.658/2564 (2021)

判決日: 2021 年 5 月 25 日

控訴人(原告)	A.N.B. Labatory (Amnuay Pasat) Ltd.
被控訴人(被告)	Thai Nakorn Pattaya Ltd.

【事件の要約】

本事件は控訴人(原告)が所有する「鼻洗浄器具の部品」に係る意匠特許第 51800 号に関する事件である。バンコク病院のタイ法人の支店の 1 つである控訴人(原告)は、滑らかな手触りで、刺激がなく、洗浄が容易な「鼻洗浄器具の部品」を設計して、2012 年 12 月 21 日に意匠特許出願し(出願番号 1202003343)、2016 年 10 月 7 日に登録された(意匠特許第 51800 号)。控訴人(原告)はこの「鼻洗浄器具の部品」を「Klean & Kare」の名称で販売している。

その後控訴人(原告)は、被控訴人(被告)が 2018 年 10 月 29 日に「SOFLENS」の名称で類似品(サイズ、重量、軸の数、軸の大きさ、蓋上部の穴の大きさ、器具の肩部分と蓋本体の接続部分が同じ)を同じ店舗で販売していることを確認した。外観から、消費者はその違いを認識することができなかった。

一方、被控訴人(被告)は、両者の意匠の外観が異なるとし、被控訴人(被告)の商品は外注先が新規に創作したものだとして主張した。被控訴人(被告)は、控訴人(原告)の意匠と類似していることに気づいた後、新しい意匠を創作し、販売した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 控訴人(原告)の意匠特許権は有効か否か。

・ 意匠の定義について、模様や色彩の外観や要素が特許法 3 条に基づくものかを検討する。

控訴人(原告)は意匠特許第 51800 号について、図面には円筒の先端がドーム状になったものが示されており、このドーム形状により、鼻腔洗浄時の刺激や痛みを防ぐことができ、子供から大人まで使えるサイズでること、また、完全にフィットするため、洗浄中に水が逆流することがないと主張した。

・ 控訴人(原告)の意匠特許は鼻洗浄器具の耐久性や価格などの問題を解決し、機能を追求した意匠であることを認める。ただし、保護できる意匠とは外観、模様や色の組合せに関するものであり、発明や方法の機能に関するものではないが、控訴人(原告)は、商品の特徴である形状、模様、色彩よりも、機能を重視したもののみを主張している。円筒の先端がドームのようになった形状は、通常見られる形状である。従って、控訴人(原告)の意匠は、特許法第 3 条に規定する意匠の定義に該当せず、当該意匠特許は無効とした第一審判決を支持する。

【S&I コメント】

意匠権を取得するためには、創作者が商品または製造物品の外観を向上させるために、意識的に意匠を創作する行為を行うことが必要となる。意匠が本質的に、主に機能的であるか、装飾的であるかを判断する際、その意匠を全体的に見る。意匠は要素ごとに見るのではなく、その意匠が実際に物品の外観を向上させるか、または物品の機能を本当に向上させるかどうかを判断するために、物品を全体として見ることになる。

控訴人(原告)は、自身の意匠が装飾的であるとの認められるよう、その意匠が物品のエンドユーザーが物品の使用で目にされ、意匠に気付くようなものであることを証明しなければならない。一方、意匠が物品の通常の使用中に隠れたり、物品の機能に着目したりするものである場合、その意匠は無効となる可能性がある。

この場合、控訴人(原告)は、意匠によって機能的な問題がどのように解決されたかを説明するのではなく、その意匠が他の意匠に比べてどのように商品の外観を向上させたかを説明する必要がある。

知的財産権を保護する最善の方法は、発明の外観を保護するために意匠特許を取得し、発明の機能面を保護するために小特許を取得することである。

④タイ控訴裁判決 No.481/2564 (2021)

判決日:2021年4月26日

控訴人(原告)	最高検察局
控訴人(共同原告)	PP WHEELS INTERTRADE COMPANY LIMITED
被控訴人(被告)1	WHEEL MART (THAILAND) CO.,LTD.
被控訴人(被告)2	Mr. Prajuob Siriket
被控訴人(被告)3	Mr. Manus Srianun

【事件の要約】

本事件は、控訴人(共同原告)名義の「合金製自動車用ホイール」に係る意匠特許第 55062 号(出願番号 1302002838、2013 年 10 月 10 日出願)に関する事件である。当該意匠特許は 2017 年 5 月 18 日に登録されている。被控訴人(被告)1 は 2017 年 10 月から 2018 年 5 月 28 日まで、当該意匠特許に係る意匠と同一の意匠の合金製自動車用ホイールを 1,007 個販売し、その後そのホイールはバンコクでを押収された。しかし、被控訴人(被告)らは容疑を否定した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、本件を棄却した。

控訴人(共同原告)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所はまず、第一審が検討した合金製自動車用ホイールの安全性に関する争点は、本事件と関連性があると判断した。第二に、被控訴人(被告)らの意匠は、ホイールの裏側、空気挿入口、ホイールの曲線、厚さ、ねじの曲線など、類似していないと認めた。従って控訴裁判所は、第一審の判断を支持し、本件を棄却した。

【控訴裁の判断】

<争点①> CIPITC が検討した「自動車用合金ホイールの安全性」に関する判断は範囲内か否か。

控訴人(原告、共同原告)側の証人は、控訴人(共同原告)の合金製自動車用ホイールは、ボデ

イに二重線が入っているためにより軽く、より耐久性のある製品となっていると主張した。しかし、被控訴人(被告)らは、そのデザインは美観のためのものであり、耐久性とは関係ないと主張した。控訴裁判所は、この安全性が自動車ホイールの違いを示していることから、CIPITC が検討した合金自動車ホイールの安全性の争点は、本件と関係があると認める。

<争点②>被控訴人(被告)らは控訴人(共同原告)の意匠特許第 55062 号を侵害したか否か。控訴裁判所は控訴人(共同原告)の意匠特許権の書類と商品見本の証拠を、タイ知的財産局から召喚した控訴人(原告、共同原告)側の証人の証言とともに検討した。同証人は、控訴人(共同原告)の当該意匠特許と被控訴人(被告)らの商品は、ホイールの裏側、ホイールの側面、ホイールのボディおよび空気挿入口の位置に相違があることを証言した。よって、被控訴人(被告)らの意匠は控訴人(共同原告)の当該意匠特許類似していないと認める。特許法 85 条、第 63 条に基づき、被控訴人(被告)らは当該意匠特許を侵害していないものと認める。

さらに、合金ホイールの裏側、合金ホイールのボディ、合金ホイールの内側など、明確に見ることができない僅かな違いについては、正面図と斜視図のみに注目せず、保護を請求する 7 つの面すべてにおいて等しく検討し、(1) 6 個のネジ穴の大きさ、(2) 空気挿入口の位置、(3) 合金ホイールの曲線、(4) アームの厚み、(5) ホイールのボディの突出、(6) 6 本のネジがある内輪の曲、(7) 各ネジ間の接続部に相違点を認める。従って、控訴審は第一審判決を支持し、本件を棄却する。押収した証拠品は所有者に返還されるものとする。

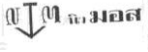
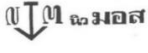



【S&I コメント】

本事件では、他の要素との接続時に表示されない部分であっても、その意匠特許の図面全てが考慮されるという類似意匠の解釈が示されている。例えば、ホイールは車両に接続され、正面方向と斜視方向のみが見られる。この場合、裁判所は、使用中に見られない背面方向も含め、すべての面を考慮している。ここから、出願人は、車両全体として 1 つの意匠特許を出願する代わりに、車両の部品を出願するなどして各要素／部品を別々の出願で出願することにより、意匠特許の保護における請求範囲を拡大することができると言える。

(4) 商標

①タイ最高裁判決 No.2464/2563 (2020)

判決日:2020年5月21日

上訴人(原告)	Mr. Surasak Prasertbodee-kul	(1)  (2)  (3) 
被上訴人(被告)	Ms. Saranya Udornrung-rueng	(1)  (2) 

【事件の要約】

上訴人(原告)が、被上訴人(被告)の登録商標3件は商品の所有者または出所について公衆に混同または誤認を生じさせるとして、第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に被上訴人(被告)の商標登録の取り消しと賠償金を請求したところ、CIPITCは、(i) 被上訴人(被告)の商標登録を全て取り消し、(ii) 上訴人(原告)のその他の請求を棄却するとの判決を下した。しかし第二審の控訴審は、上訴人(原告)はCIPITCに本件を提起する前に商標法第64条または第65条に基づき商標委員会に対して被上訴人(被告)の商標の取消請求を行わなければならないと、上訴人(原告)には提訴権がないとし、上訴人(原告)の請求を棄却した。その後最高裁は、控訴審判決を修正し、(i) 被上訴人(被告)の商標登録番号TM417409の取消し、(ii) 被上訴人(被告)に対し、商標登録番号TM365807およびTM365808を被上訴人(被告)の商品に使用することを禁止するよう決定した。修正箇所以外については下級審の判断を支持した。

【最高裁の判断】

＜被上訴人(被告)は上訴人(原告)の商標を侵害したか否か、上訴人(原告)がどれほどの損害を被ったかという争点について、CIPITCは、被上訴人(被告)が1991年商標法に基づく権利に

基づき商標出願をおこない、商標を登録後、被上訴人(被告)はその登録商標を登録した商品に使用する権利を有していたと判断した。従って CIPITC は、この被上訴人(被告)の行為は上訴人(原告)の権利を侵害するものではなく、上訴人(原告)は、この被上訴人(被告)の行為に対して賠償を請求する権利を有しないと判断した。両当事者はこの点について控訴しなかったため、CIPITC の判決により終了した。>

<争点①>上訴人(原告)が本件を提訴する前に商標委員会に被上訴人(被告)の登録商標(TM365807、TM365808、TM417409)に対する取消を申請しなかったことを理由に本件を棄却した控訴審判決は合法か否か。

- 上訴人(原告)の訴状によると、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)が第 25 類で商標出願する前に第 16 類および第 25 類で登録した「N」、「M」、文字「นิวมอส」(NEW MOS のタイ語表記)、イカリノ矢印の図形を含む商標の所有者である。被上訴人(被告)は、上訴人(原告)に帰属する“มอส”(MOS のタイ語表記)を含む商標が登録されていることを知っていた。上訴人(原告)は、被上訴人(被告)の登録商標が商品の所有者または出所について公衆に混同または誤解を生じさせると考え、裁判所に当該商標登録の取消を請求した。このような主張から、上訴人(原告)は、よりふさわしい権利(better right)の根拠に基づいて、本件訴訟を提起したものと認められる。また CIPITC は、第一審の争点を、商標“มอส”(MOS のタイ語表記)についてどちらがよりふさわしい権利を有するか、と設定し、本件の両当事者は、この争点について異議を述べなかった。

- 利害関係人である上訴人(原告)は、タイ商標法第 67 条に基づき、被上訴人(被告)の登録商標の取り消しを裁判所に請求する権利を有すると認める。

<争点②>上訴人(原告)は商標“มอส”(MOS のタイ語表記)について被上訴人(被告)よりふさわしい権利を有するか。

- 被上訴人(被告)の商標 3 件には商標の要部として“มอส”(MOS のタイ語表記)が含まれる。同文字は太字で大きく表示され、見やすいものである。また被上訴人(被告)は、文字「MOS ブランド(タイ語表記)」を商標登録番号 TM417409 に表示して、被上訴人(被告)のブランド名であることを示した。さらに、被上訴人(被告)の登録された商品(第 25 類の衣料品)は、“มอส”(MOS のタイ語表記)を含む原告の登録商標の商品と同じ性質を有する。

- 両者の商標は、(i)商標の要部として文字“มอส” (MOS のタイ語表記)を有する、かつ(ii) 同じ性質の商品に対して使用されている。従って、両者の商標の使用は、公衆に商品の所有者または出所について混同または誤認を生じさせると認める。
- ここで、登録された商品における“มอส” (MOS のタイ語表記)商標のふさわしい権利について検討する必要がある。事実によれば、上訴人(原告)は(i) 上訴人(原告)が製造する商品に“มอส” (MOS のタイ語表記)を含む商標を使用し、(ii)当該商品を市場で販売し、(iii) 被上訴人(被告)よりも前に当該商標を登録している。従って上訴人(原告)は、登録された商品における“มอส” (MOS のタイ語表記)商標について、被上訴人(被告)よりふさわしい権利を有すると認める。
- 両当事者が共同で商標となる語句や図形を創作したとする被上訴人(被告)の主張について、被上訴人(被告)はこの主張を裏付ける証拠を示さなかった。従ってこの主張は弱いと認める。
- 上訴人(原告)は“มอส” (MOS のタイ語表記)商標について、よりふさわしい権利を有するが、上訴人(原告)は、裁判所に対して商標法第 67 条第 1 段落に基づき商標登録番号 TM365807 および TM365808 の取り消しを請求する権利はない。なぜなら、登録官は 2011 年 11 月 10 日に当該商標 2 件の登録を命じたが、上訴人(原告)は 2017 年 1 月 18 日に本件を裁判所に提訴しており、この提訴日は、登録官が TM365807 及び TM365808 の登録を命じた日から 5 年以上経過しているためである。従って上訴人(原告)は、商標登録番号 TM417409 のみ取り消しを裁判所に申し立てる権利を有する。

【S&I コメント】


最高裁判所の判決および商標法第 67 条により、利害関係者は、商標権者として登録されている者よりもふさわしい権利を有することを示すことにより、直接裁判所に商標登録取消訴訟をおこなうことができる。商標法第 67 条に基づき、裁判所に提訴する前に商標委員会またはタイ知的財産局に取り消しを申請する必要はない。また、裁判所は、“มอส” (MOS のタイ語表記)商標は上訴人(原告)の方が被上訴人(被告)よりふさわしい権利を有すると判断したが、上訴人(原告)が登録官の商標登録命令日から 5 年以上経過した後裁判所に申し立てた場合、裁判所は被上訴人(被告)の商標登録を取り消すことができない。そのため、本件では、上訴人(原告)の権利を保護するために、被上訴人(被告)の登録商標の使用を禁止する判決を得ることができたが、その登録を取り消すことができなかった。

②タイ最高裁判決 No.2871/2563 (2020)


判決日:2020年6月16日

被上訴人(原告)	Castech Intertrade Co., Ltd.	
上訴人(被告)①	タイ知的財産局	“ OASIS ” (異議申立人商標)
上訴人(被告)②	Mr. Somsak Panichayakul	-
上訴人(被告)③	Mr. Wanchart Santikunchon	-
上訴人(被告)④	Ms. Nuchanart Kasemphiboonchai	-
上訴人(被告)⑤	Mr. Wararuk Chunsamart	-
上訴人(被告)⑥	Pol. Maj. Gen. Rattawit Santaweek	-
上訴人(被告)⑦	Mr. Juggapong Na Bangchang	-
上訴人(被告)⑧	Mr. Sutta Pariyawat	-
上訴人(被告)⑨	Mr. Jetsada Thumawanich	-
上訴人(被告)⑩	Mrs. Panumas Sitthiwekin	-
上訴人(被告)⑪	Ms. Aorrapan Panaspattana	-

【事件の要約】

被上訴人(原告)は、第25類において商標“**OASIS**  ”を出願した。被上訴人(原告)の商標出願が公告されたとき、異なる区分のタイ登録商標の所有者が当該商標に対して異議を申し立て、自身は商標“**OASIS**”における被上訴人(原告)よりふさわしい権利を主張したが、登録官は異議申立を却下した。その後商標委員会は登録官の判断を支持せず、被上訴人(原告)の登録を拒絶したため、被上訴人(原告)は第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に提訴した。第一審は被上訴人(原告)の請求を棄却したが、第二審の控訴裁判所は被上訴人(原告)の主張を認め、被上訴人(原告)の商標の登録手続を命じたため、上訴人(被告)は最高裁判所へ上訴した。最高裁は被上訴人(原告)の商標と異議申立人の商標を比較し、外観、称呼が類似し、商品が関連するとして、被上訴人(原告)の商標の登録は認められないと判断した。

【最高裁の判断】


＜争点＞被上訴人(原告)の商標“OASIS ”は、異議申立人の商標“OASIS”と類似し、公衆に商品の所有者または出所について混同または誤認させ、商標法 13 条に基づき商標登録が禁止されるか否か。

－ まず、両者の商標を比較すると、両商標は、商標の要部または特徴的な部分として、同じ「OASIS」の文字を含む。被上訴人(原告)の商標にはヤシの木の図形が含まれているが、この図形部分は些細な違いに過ぎない。また、被上訴人(原告)の商標は「OASIS」または「OASIS coconut tree」と発音することができ、異議申立人の商標は「OASIS」と発音することができることから、両商標の称呼は類似する。従って、両商標は外観および称呼が非常に類似し、被上訴人(原告)はこの点について異議を唱えなかった。

－ 次に、両商標の類似性によって商品の所有者または出所について公衆に混同または誤解を生じさせるか否かを検討しなければならない。この問題を検討する際には、両商標の登録された商品、被上訴人(原告)および異議申立人の販路、消費者層など、様々な要素を検討する必要がある。

- ・ 指定商品を検討すると、両者の商品は異なる区分に属すが、両者の商品は、一般消費者の衣服と一緒に使用され、または衣服に装着されて使用される身の回り品または衣服の付属品である。従って、両者の商品は関連商品であると認める。

- ・ 両者の顧客は同じグループである。もし顧客が、(i) 商標の細部まで考慮せず、(ii) 両者の商品と商標と一緒に比較せず、(iii) 商標の発音のみで商品を選択し購入した場合、商品の所有者を混同する可能性がある。

以上から、被上訴人(原告)の商標“OASIS ”は、異議申立人の商標“OASIS”と類似し、商品の所有者または出所について公衆に混同または誤認を生じさせる可能性がある」と認める。よって、1991 年商標法第 13 条により、被上訴人(原告)の商標は登録が禁止された。控訴裁判所の判決を支持しない。

【S&Iコメント】


商標法第 13 条(商標の類似)を検討する際、本件は以下 2 段階で考慮した。

- 1) 両商標の外観と称呼が類似するか否か
- 2) 両商標の類似は、公衆に商品の所有者または出所について混同または誤解を生じさせるか否か。

1)について最高裁は、商標の要部となる部分に着目した。両者の商標は、その要部である「OASIS」の文字が類似する書体であり、称呼も類似していることから、両商標は類似すると判断した。

2)について最高裁は、商品の性質、顧客層、販路に着目し、両者は関連であると判断した。

最高裁は 1)および 2)を「Yes」と判断し、商標法第 13 条に基づき被上訴人(原告)の商標は異議

申立人の登録商標と混同するほど類似しており、被上訴人(原告)の商標“OASIS ”の登録は禁止されると判断した。

③タイ控訴裁判決 No.2544/2563 (2020)

判決日:2020 年 9 月 30 日

被控訴人(原告)	BOE Technology Group Co., Ltd.	BOE
控訴人(被告)	タイ知的財産局	-

【事件の要約】

登録官および商標委員会が被控訴人(原告)の商標出願“**BOE**”は文字が装飾されていないために識別力を備えていないとして登録を拒絶した決定に対して、被控訴人(原告)は提訴した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)は、登録官命令と商標委員会の審決を取り消し、登録官に商標登録手続

を進めるよう命じる被控訴人(原告)に有利な決定を下したが、他の請求は棄却された。控訴人(被告)は控訴裁判所に控訴したが、当該出願“**BOE**”は本質的な識別力を備えていると認め、控訴裁判所は CIPITC の判決を支持した。

【控訴裁の判断】

<争点>被控訴人(原告)の商標“**BOE**”(出願番号 976544、976545、976546 および 976547)は商標法第 7 条第 2 段落(3)(旧法)に基づき識別力を有するか否か。

- 第 7 条第 2 段落(3)(旧法)で規定する「創作された文字を有する／からなる商標」は、一般に見られない配列で文字を並べられたものである。各文字を装飾化し、他の通常の文字と異ならせること(例えば、文字を連結する、文字に太さや深さや影をつける、文字に模様をつけるなど)ではない。前述の例で表される文字は、「文字に類似した、または文字を含む、創作された図」であると考えべきである。「創作された語句」とは、辞書に載っていない語句や一般的な意味を持たない語句であり、装飾された特別な語句ではない。

- 被控訴人(原告)の商標“**BOE**”は、同じ大きさの「B」、「O」、「E」で構成されている。当該商標は、「B」、「O」、「E」を一行に並べ、「O」の下にアンダーラインのような一本線が引かれている。当該商標は 3 つの文字の組み合わせで「B-O-E」と発音され、翻訳することはできない。アルファベット「BOE」の使用は、一般に見られない。従って、第 7 条第 2 段落(3)(旧法)および第 80 条(旧法)により、本質的な識別力を有するものと認める。登録官の命令及び商標委員会の決定は違法である。

- CIPITC の判断に同意し、。被告のこの問題での訴えは認められない。他の争点については、裁判の結果が変わらないため検討する必要はない。


【S&I コメント】

控訴裁は、一般に使用されていない配列の文字の組み合わせは「創作された文字」であり、第 7 条第 2 段落(3)に基づき十分な識別力を有し、「創作された文字」は「装飾された文字」ではない

と判断した。控訴裁は装飾された文字は第7条第2条(8)の「創作された図」に該当すると判断した。

④タイ最高裁判決 No.1167/2564 (2021)

判決日:2021年3月23日

上訴人(原告)	Yara International ASA	
被上訴人(被告)①	Hydro Thai Co., Ltd	(登録番号 TM199455)
被上訴人(被告)②	Rojana Kasikit Fertilizer Limited	
被上訴人(被告)③	Mr. Prawit Rojanapiansatit	
		กรณีเรือไวกิ้ง (図+バイキング船ブランド) の タイ語表記)

【事件の要約】

本件は、最高裁判所が、商標“バイキング船の図形”、“VIKING SHIP”、“เรือไมไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)、“ไวกิ้ง”(バイキングのタイ語表記)について、上訴人(原告)の方が被上訴人(被告)らよりもふさわしい権利(better right)を有していると判断したことに関連する、執行段階にある事件である。被上訴人(被告)らは、その商標はタイで被上訴人(被告)1の名義で登録されており、最高裁判決でもその登録は取り消されていないために使用できると主張し、最高裁判所の判決後もバイキング船の図形と文字“เรือไมไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)を含む商標を使用していた。そこで上訴人(原告)は、上記の最高裁判所の最終判決に基づき、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に執行を申し立てた。

CIPITC が被上訴人(被告)に最高裁判所の判決を遵守させるために逮捕状を発行することを決定したため、被上訴人(被告)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は CIPITC の判決を破棄

し、逮捕状を取り消した。その後最高裁判所は、被上訴人(被告)はバイキング船の図形と文字“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)を含む商標を使用する権利を有さず、それらの要素からなる商標登録番号 TM199455 の使用を中止しなければならないとして、控訴裁判所の判決を支持せず、CIPITC の判決に従って執行することを決定した。

【最高裁の判断】

<争点> 逮捕状の取消しを命じた控訴審判決は合法か否か。

- 最高裁判所の最終判決は、商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標について、上訴人(原告)が被上訴人(被告)らよりふわしい権利を有するとして、事件全体の争点を判断したものであると考えられる。商標登録番号 TM199455 について、登録官の当該商標の登録命令日から5年経過していたため、上訴人(原告)は、当該商標登録に対する取消訴訟を裁判所に提起する権利を有さない。

- また、CIPITC は、逮捕状を発行する前に、最高裁判所の最終判決に基づく執行について問い合わせを行っていた。最高裁判所は、(i) 被上訴人(被告)が悪意を持って本事件の商標を使用して上訴人(原告)の権利を侵害した、また、(ii) 商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標の被上訴人(被告)商品との使用を停止しなければならないとする CIPITC の判断を支持するとして、本件執行については、最終判決に基づき出された CIPITC の逮捕状に従う必要があると認める。

- 以上から、最高裁判所の最終判決および執行に関する最高裁判所の判断は、被上訴人(被告)が、商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標を被上訴人(被告)商品と使用する権利を有しないことを明確に指摘している。商標登録番号 TM199455 は、バイキング船の図形と文字“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)で構成されているため、被上訴人(被告)は当該商標を使用する権利を有さず、商標登録番号 TM199455 の使用を中止しなければならない。

- 被上訴人(被告)による、最高裁の最終判決では商標登録番号 TM199455 を取り消していないために当該商標を使用する権利を有するという主張について、当該商標登録が取り消されな

かった理由は、上訴人(原告)が法律で定める期限後に訴訟を提起したためである。これは、被上訴人(被告)が当該商標登録を使用する権利を有することを意味しない。従って、この被上訴人(被告)の主張は認められない。

- 被上訴人(被告)は最高裁の最終判決を知っていながら、依然として商標登録番号 TM199455 を使用していた。このような行為は、最高裁判所の判決に基づき出された CIPITC の判断に反している。従って、CIPITC は被上訴人(被告)に対し逮捕状を発行することができるものと認める。

- 最高裁は、逮捕状を取り消すとした控訴裁判所の判決を支持せず、上訴人(原告)の請求を認める。

【S&I コメント】

最高裁判所は、上訴人(原告)が登録官の商標登録命令日から5年以上経過した後に裁判所に申し立てたことを理由に被上訴人(被告)の商標登録番号 TM199455 を取り消すことはできないとしても、被上訴人(被告)は依然として当該商標を使用する権利を有しないことには変わりはない、と判断した。これは、最高裁判所の最終判決が、商標“バイキング船の図形”、“VIKING SHIP”、“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)、“ไวกิ้ง”(バイキングのタイ語表記)について、上訴人(原告)の方がよりふさわしい権利を有すると判断したためである。従って被上訴人(被告)は、被上訴人(被告)の登録商標を含め、当該語句および図形を含む商標を使用することを禁止された。

従って最高裁判所は、被上訴人(被告)が裁判所の命令に従わず、自身の登録商標を依然として使用しているとして、上訴人(原告)の権利を保護するために、逮捕状を発行することができるとする CIPITC の判断を支持した。

(5) 営業秘密

①タイ最高裁判決 No.1323/2560 (2017)

判決日:2017年3月6日

上訴人(原告)	Cedar Freight & Terminal Co., Ltd.
被上訴人(被告)1	Chok Anan Trans Service Part. Ltd.
被上訴人(被告)2	Ms. Dumri Ritraengdej

【事件の要約】

上訴人(原告)は、物流・運送業を営んでおり、上訴人(原告)の会社で経理を担当していた被上訴人(被告)は、見積書、顧客の名簿、住所録などを閲覧することができた。後日、被上訴人(被告)は上訴人(原告)を退職して新しい会社を設立し、上訴人(原告)の顧客に対し、より低い料金で話を持ち掛けた。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、上訴人(原告)が機密保持のための適切な措置を講じなかったと判断し、上訴人(原告)の主張を棄却したため、上訴人(原告)は最高裁番所に上訴したが、最高裁も第一審を支持した。

【最高裁の判断】

<争点>上訴人(原告)が主張する住所録や輸送費用に関する情報は営業秘密であるか否か。

上訴人(原告)と顧客が雇用契約を合意または締結する際、上訴人(原告)は、顧客リスト、住所録、各顧客と合意した輸送費用等の情報を被上訴人(被告)2にコンピュータ上に保存するように渡していた。被上訴人(被告)2は情報を保存した後、その情報を含んだ書類を出力し、その紙媒体を上訴人(原告)の仕事場に保管しなければならなかった。出力された見積書には、顧客の名前、住所、輸送費用が含まれており、出力された書類は上訴人(原告)の机の横にある、社内の全従業員が閲覧が可能なファイルの中に保管されていた。従って見積書などの書類を出力した際、その書類を保護し、秘密を保持するための措置は取られていなかったと認める。それらの情報はコンピュータ上だけではなく、被上訴人(被告)2以外の従業員も容易にアクセスできる状態となっていた。

また、コンピュータに保存されているデータについては、コンピュータのモニターの右隅に貼られた1インチ×2インチの大きさの付箋にパスワードが書かれており、他の従業員がコンピュータ上のデータにアクセスできる状態になっていた。

これらの事実から、秘密情報の分類やその保管方法に関する社内規定、秘密情報であることを示す書類への表示、退職した従業員が企業秘密を使用することを禁止する規則を設けた雇用契約など、秘密保持のための措置が取られていなかったと認める。

住所録や輸送費用に関する情報に、書類とコンピュータの両方でアクセスできることは、上訴人(原告)が当該情報を秘密にするための合理的な措置を講じていなかったことを示していると認める。従って、当該情報は、2002年営業秘密法第3条に基づく営業秘密とはみなされない。上訴人(原告)の主張を棄却した第一審の判決を支持する。

【S&I コメント】

裁判所は、その情報が営業秘密かどうかを判断する際、2002年営業秘密法第3条に従い、①まだ一般に広く認識されていない、またはその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であること、②機密であることにより商業価値をもたらす情報であること、および③営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している、という3つの要件から判断する。本件で裁判所は、上訴人(原告)は前述の要件③を満たしていないと判断し、上訴人(原告)の住所録および価格表を営業秘密と認めないと判断した。

②タイ最高裁判決 No.2409/2561 (2018)

判決日:2018年7月4日

上訴人(原告)	Star Art Co., Ltd.
被上訴人(被告)1	Mr. Kasem Tanyapreak
被上訴人(被告)2	Ms. Chantrat Kantee
被上訴人(被告)3	Hit Galleria Co., Ltd.

【事件の要約】

上訴人(原告)と被上訴人(被告)1は、アートスクール“Star Art”を開校するためにフランチャイズ契約を締結し、被上訴人(被告)1は、内装を含め、経営方法やカリキュラムの知識を得た。その後、被上訴人(被告)らは、被上訴人(被告)1が契約を解除した後に、アートスクール“Hit Galleria”を開校した。上訴人(原告)の訴状は、被上訴人(被告)らが上訴人(原告)の営業秘密をどのように開示したのか、なぜ上訴人(原告)の情報が営業秘密にあたるのかについて記載されておらず、被上訴人(被告)らがスクールの設計やカリキュラムを模倣したことのみを依拠していたため、最高裁は被上訴人(被告)らが理解できるよう違反行為の全要素を十分に記述していないと判断し、上訴人(原告)の請求を棄却した第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)の判断を支持した。

【最高裁の判断】

<争点>上訴人(原告)は、2002年営業秘密法第33条に基づき、犯罪の全要素を訴状に記述したか否か。

- 上訴人(原告)の訴状には、カリキュラムに関する営業情報、授業料に関する情報を含むアート教育に関する情報が上訴人(原告)の営業秘密であると記述されている。また被上訴人(被告)らの侵害行為について上訴人(原告)は、訴状において、被上訴人(被告)1および被上訴人(被告)2によるアートスクール開設の広告、スクール設計の手配、被上訴人(被告)3の設立と記述されている。

- 上訴人(原告)は、自身に帰属した営業秘密であると主張するカリキュラムに関する商取引情報、アートの指導技術に関する情報または授業料について、どのように被上訴人(被告)らが共謀して開示し、当該営業秘密が営業秘密でなくなる状態で一般に知られるようになったのか、その事実を十分に述べていない。従って、上訴人(原告)の訴状は、上訴人(原告)の営業秘密およびそれを開示した被上訴人(被告)の行為について、被上訴人(被告)らが十分理解できる程度に事実及び詳細が記述されていない訴状である。

- 上訴人(原告)は、訴状に事実、同法第33条に基づく犯罪の全要素を記述していないと認め、

第一審の判断を支持し、上訴人(原告)の請求を棄却する。

【S&I コメント】

本件で上訴人(原告)は訴状の記載にあたって、被上訴人(被告)が上訴人(原告)からアートスクールの情報を不当に入手したことに着目し、被上訴人(被告)らが単に上訴人(原告)の営業秘密を知るために、上訴人(原告)とフランチャイズ契約を締結し、契約終了後、被上訴人(被告)らは、上訴人(原告)と同業であるアートスクールを開校した、と主張した。

これに対し最高裁は、上訴人(原告)の訴状には、犯罪の要素が記載されていないと判断した。営業秘密法第3条では、営業秘密は、(1)まだ一般に広く認識されていない、またはその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、(2)機密であることにより商業価値をもたらす情報であって、且つ(3)営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるものを意味する、と定義している。上訴人(原告)は、営業秘密法第33条を主張する前に、同法第3条の営業秘密の要素を記述しなければならなかったため、最高裁は第一審の CIPIT の判決を支持する判決を下した。

③タイ最高裁判決 No.4214/2561 (2018)

判決日:2018年7月4日

上訴人(原告)	最高検察庁
被上訴人(被告)	Mr. Kongpol Decha

【事件の要約】

被上訴人(被告)は自動車部品会社のコンピュータ担当者であり、未発表のトヨタのハイラックス新型車(レボ)の写真をインターネット上に掲載した。このモデルはまだ機密扱いで、一般に公開される予定はなかった。被上訴人(被告)は罪を認めたが、第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、上訴人(原告)の訴えは犯罪が完全な要素で構成されていないと判断し、上訴人(原告)の主張を棄却した。一方、最高裁はこの判決を覆し、訴状は明確で完全なものであると判断し、被上訴人(被告)に罰金刑を科した。

【最高裁の判断】

＜争点＞上訴人(原告)の訴状に、2002年営業秘密法第33条に基づく他人の営業秘密を開示する犯罪の要素がすべて記載されていたか否か。

- 上訴人(原告)は、被害者が販売のために公表しておらず、当該情報を持ち出しを認めていなかったトヨタハイラックス新型車(レボ)の外観に関する情報や写真について訴状に記載しており、裁判所は、これが2002年営業秘密法第33条に基づく営業秘密の開示罪の要素の1つであると認める。

- 上訴人(原告)の訴状には、当該営業秘密情報について、営業秘密管理者が営業秘密法第3条に基づき機密保持のために適切な措置を講じていた情報であることについては記載されていなかったが、定義におけるその記載は“営業秘密”とされるものの単なる意味であると考えられる。従って、同条項は、犯罪の要素や要件とはみなされない。また、訴状に同条項を引用する必要はなかった。従って、上訴人(原告)の訴状には、2002年営業秘密法第33条に基づく他人の営業秘密の開示を理由とする犯罪の要素がすべて記載されていると判断する。第一審 CIPIT の判決を支持せず、上訴人(原告)の主張を認める。

- 上訴人(原告)が被上訴人(被告)に対する処罰を求めた件について、本件は被上訴人(被告)が自白した時点で、さらなる調査を行う必要はなく、被上訴人(被告)が訴状に基づいた犯罪を行ったという事実結論に結論付けることができると判断する。第一審 CIPIT の判決を破棄し、2002年営業秘密法第33条に基づき被上訴人(被告)を有罪とし、1万パーツの罰金を科すこととする。しかし、被上訴人(被告)の自白が訴訟手続きに有用であったため、刑罰を半減し、被上訴人(被告)に対して5,000パーツの罰金を科す。

【S&I コメント】

本事件は刑事事件であるため、刑事訴訟法158条(5)に規定されているように、上訴人(原告)が犯罪のすべての要件を引用しているかどうか重要な論点となる。これを怠ると、本事件のように、被上訴人(被告)が容疑を認めたにもかかわらず、事件が棄却されることがある。

本事件で上訴人(原告)は、CIPITにおいて、営業秘密法第3条を正確に訴状で引用しなかったため、第3条の全文が犯罪の構成要件であると判断されて敗訴した。従って原告は、裁判所に對し、営業秘密法第33条に基づき処罰を求めることができなかった。

一方、最高裁は、営業秘密法第3条は、訴状に正確に引用する必要はないとし、同規定は、何が営業秘密であるかを定義したものに過ぎないと判断した。訴状に、車の写真が営業秘密であること、被上訴人(被告)がその写真を開示したことが既に記載されており、審理の中ですべて証明できたため、最高裁はこれを認めた。このように、訴状は明確で完全なものであった。

この判決は、営業秘密法第3条の全文を引用することを上訴人(原告)に要求した従来の判例を覆す可能性がある。また、刑事事件、特に被上訴人(被告)が容疑を認めた場合の訴状の書き方について、訴訟代理人や検察官に対する寛容な姿勢を示したものである。

本事件の罰則について、営業秘密法第33条に基づき、1年以下の禁固刑もしくは20万パーツ以下の罰金、またはその両方とされている。最高裁は裁量権を行使し、被上訴人(被告)に5,000パーツの罰金を科したが、営業秘密の所有者のビジネスにおける損害を考えると意味がないように思われる。これは、最高裁が、犯罪の重大性と被上訴人(被告)の経済的地位に基づいて罰金を自由に決定するためだと考えられる。最高裁は、被上訴人(被告)が裕福ではなく、会社のコンピュータ担当役員に過ぎないことを考慮した可能性がある。もし、最高裁が高い罰金を要求すれば、被上訴人(被告)は払えない可能性がある。そのような場合、被上訴人(被告)は財産を没収されるか、罰金の代わりに禁固刑に処せられることになるが、特に初犯の場合、裁判所はそれを望まない可能性がある。損害賠償が犯罪に見合わない可能性があることも、知的財産所有者が刑事事件を追及する際のデメリットである。

上訴人(原告)は、「営業秘密である営業情報の管理者が、その秘密を保持するためにどのような適切な措置を講じていたか」について訴状に明確に書いていないが、最高裁は、そのような事実は審理の過程で認定することができるとした。このように、訴状が明確かつ完全であったことから、営業秘密法第3条の全文を言及することを求めた過去の判例を覆した可能性がある。

④タイ控訴裁判決 No.185/2562 (2019)

判決日:2019年1月28日

控訴人(原告)	Mr. Pravit Kanokwuttipong
被控訴人(被告)1	Siam Sindhorn Co., Ltd.
被控訴人(被告)2	Mr. Chalalak Bunnag
被控訴人(被告)3	Mrs. Sukanya Koslanantakul
被控訴人(被告)4	Parisian Café Co., Ltd.

【事件の要約】

控訴人(原告)は、レストランの設立準備中、上控訴(原告)と被控訴人(被告)らが空きスペースに関する契約書にサインする段階で被控訴人(被告)らによって営業秘密が取得されたことを知り、著作権および営業秘密の侵害を理由に裁判所に提訴した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)が上控訴(原告)の訴えを棄却したため、上控訴(原告)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、被控訴人(被告)2が控訴人(原告)のピザ生地のレシピに関する営業秘密を侵害したと判断し、被控訴人(被告)2に損害賠償の支払いを命じた。

【控訴裁の判断】

<争点①>被控訴人(被告)らは共謀して控訴人(原告)の著作権を侵害したか否か。

- 控訴人(原告)が主張する著作物は建築のカテゴリーにあり、1.1) Abacus Design Co., Ltd.による家具のレイアウト、1.2) AJ Kitchen and Service Co., Ltd. による厨房機器のレイアウトの2つに分けられる。

1.1) 家具のレイアウト

- 控訴人(原告)は、Abacus Design Co., Ltd.と共同で設計、改造を行い、控訴人(原告)は、2階に上がる階段を右から左に変更する、フードシステムを地下から店舗上部に変更する、入口ドアを左中央から左上に変更し入口ドアの横にレジを設けることを要望した。厨房の床については、溝の代わりに床の排水管を使用することを提案した。また控訴人(原告)は、ドリンクバーを2階から階段下に移動することを提案した。被控訴人(被告)1は、本件建物のテナントである控訴人

(原告)の意見を受けて、その可否を判断することになっていた。

- 裁判所は、被控訴人(被告)1が Glass House プロジェクトにおけるレストランの内装工事において Abacus Design Co., Ltd.に依頼し、Abacus Design Co., Ltd.が家具のレイアウトを提供することになったと認める。控訴人(原告)は内装工事契約に関与していない第三者であった。従って、その契約に基づいて提供された家具レイアウトは控訴人(原告)の著作物ではなく、被控訴人(被告)1 および Abacus Design Co., Ltd.の著作物である。

- この内装工事について、控訴人(原告)が著作者となるか否かを検討するとき、控訴人(原告)がその本質的部分において創作、設計した事実を証明する必要があり、Abacus Design Co., Ltd.は、控訴人(原告)の創作性に応じて行動するものと考えられる。2階への階段、フードシステム、レジの位置、厨房の床の排水管、ドリンクバーの点は細部にすぎず、家具のレイアウトの本質的部分といえるほどではない。従って、控訴人(原告)が著作権者であることを証明することはできない。

1.2) 厨房機器のレイアウト

- 厨房機器のレイアウトと、床の排水管レイアウト、給排水設備レイアウト、電気設備レイアウト、ガス設備レイアウト、排気設備レイアウト、壁およびカウンターレイアウト等の機械と電気レイアウトの2つの部分から構成され、控訴人(原告)は、AJ Kitchen and Service Co., Ltd. をデザイナーとして雇った。厨房設備レイアウトの著作権者は、別に定める著作権契約がないときは、控訴人(原告)であった。その目的は、控訴人(原告)が使用する厨房機器の詳細と、その厨房機器の作業をサポートするシステムを示すことであった。従って、厨房機器のレイアウトは、家具のレイアウトが完成した後に施工することができた。

- 裁判所は、家具レイアウトとは別に追加された厨房機器のレイアウトについて、控訴人(原告)が著作権者として保護されていると認める。控訴人(原告)から提供された写真、「Cafe Milano」の位置を厨房機器レイアウトの位置と比較したところ、それらは同じ位置を共有している。しかし、控訴人(原告)は、家具レイアウトに著作権を持たず、厨房機器のレイアウトについては、提供された写真以上の複製および改変があったことを証明する義務があった。従って、厨房機器の

レイアウトに著作権侵害があったということだけでは不十分である。被控訴人(被告)ら共謀して控訴人(原告)の著作権を侵害したとは認められない。

<争点②>被控訴人(被告)ら共謀して控訴人(原告)の営業秘密を侵害したか否か。

2.1) 薪のピザ窯の問題

- もともと控訴人(原告)はタイにピザ窯を輸入し、レストランに設置していた。この窯は熱を拡散するものであった。控訴人(原告)は、熱を拡散させず、従業員が窯の近くで作業できるように、また、ピザ生地が均一に焼け、表面が滑らかになり、ピザを早く作れるように改良を加えた。控訴人(原告)は、窯の口を浅くする、釜の天井の高さを調整するなど、窯の開発および改良を行った。また、窯の床を石膏にしてピザ窯の周囲にレンガを敷き、窯の内部に断熱材を入れるなどして、実際の大きさが分からないようにした。さらに、窯の口やピザ生地台に部外者が入れないような秘密の保持も工夫されていた。

- 裁判所は、控訴人(原告)がピザ窯をレンガで囲ったとはいえ、窯の入り口は開いていて、形式的な妨害や他人の進入を妨げるようなことはなかったと認める。小麦粉用のテーブルと皿のテーブルのカウンターの間には、開錠が容易なチェーンがかかっているだけで、それは境界を区切るために使われるものであって、秘密を守るためのものではない。従って、部外者を含む無関係の人がピザ窯の中を容易に探ることができる可能性があった。従って、控訴人(原告)が秘密保持のために適切な措置を講じていたとは認められず、薪ピザ窯は2002年営業秘密法第3条に基づく営業秘密とは認められない。

2.2) ピザ生地のレシピおよびピザの焼き方

- 控訴人(原告)は、2006年頃にイタリアンレストラン「Pizzaria Limoncello」で使用されているピザ生地のレシピを考案し、控訴人(原告)のみが秘密保持者であった。店では2種類の配合を使用していた。一般に「180グラム」と呼び客に提供されていた配合は、控訴人(原告)と従業員1名しかその方法を知らなかった。もう一つの配合は、「180グラム」の配合とは異なる秘密の材料を使った控訴人(原告)の配合である。この配合は、控訴人(原告)だけが知っており、控訴人(原告)は有名人や特別な客にだけ出していた。

- 裁判所は、控訴人(原告)のピザ生地は 2002 年営業秘密法第 3 条に基づく商業情報であるレシピであると認める。一般に知られていない商業情報であり、機密性により商業的に有用な情報であり、控訴人(原告)は情報管理者として当該情報を単独で保持することによって機密保持のための適切な措置がとられていたものと認める。ピザ生地のレシピは、控訴人(原告)の営業秘密である。ピザ生地は控訴人(原告)の営業秘密であるが、ピザ焼きについて控訴人(原告)は証言していないことから、ピザ焼きが控訴人(原告)の営業秘密であるとは認められない。

- ここで、被控訴人(被告)2 がピザ生地の製造について控訴人(原告)の営業秘密を侵害したか否かを検討する必要がある。

控訴人(原告)は、被控訴人(被告)2 が、原告に対して何度かピザ生地のレシピを要求したことを証言した。控訴人(原告)は拒否し続けたが、Glass House プロジェクトにスペースを借りたため、被控訴人(被告)2 に配合を教えなければ被控訴人(被告)2 がスペースを貸さないのではないかと恐れた。そこで控訴人(原告)は被控訴人(被告)2 に対し、レシピを誰にも教えず、どこにも公表しないよう強く求めて、配合を書き留めた。その後、2015 年 7 月 25 日付け Bangkok Business 新聞に、控訴人(原告)が被控訴人(被告)2 に渡した控訴人(原告)のピザ生地のレシピについて言及されている Mr. Weerasak(又は Tuk シェフ)のインタビュー記事が掲載された。控訴人(原告)はハードディスクが破損したパソコンに自身のレシピを保存していた。その後、データを復旧したところ、Mr. Weerasak が明らかにしたピザ生地のレシピは、確かに、控訴人(原告)のピザ生地のレシピであったことが判明した。

- 両者 2 つのピザ生地の原材料を比較すると、すべての原材料が全く同じ量で、これは稀なケースであると判断する。従って、レシピの複製があったと認められる。一方、控訴人(原告)は、原材料の由来や使用比率について詳細に証言することができた。ハードディスクに保存されている控訴人(原告)のピザ生地の情報は、Bangkok Business 新聞の取材の 9 年以上前の 2006 年に作成されており、控訴人(原告)が実験、改良していたと認められる。一方、Mr. Weerasak は、このレシピは Mr. Rosano から得たと証言したが、それは単なる証言であり、証拠がなかった。従って、その証言には信ぴょう性がない。Mr. Weerasak が Bangkok Business 新聞のインタビューに答えたピザ生地のレシピの所有者は控訴人(原告)であると認める。

- Mr. Weerasak と被控訴人(被告)2 との関係について、被控訴人(被告)2 がレストランを開業した際、Mr. Weerasak が同レストランのシェフを務め、同レストランで唯一のピザ職人であったと見受けられる。従って、Mr. Weerasak は被控訴人(被告)2 と密接な関係だと考えられる。

- 被控訴人(被告)2 が控訴人(原告)の同意なしに控訴人(原告)のピザ生地のレシピを Mr. Weerasak に開示したという控訴人(原告)の証拠は一貫しており、説得力がある。被控訴人(被告)1、3 および 4 について、控訴人(原告)は、被控訴人(被告)3 名が控訴人(原告)の営業秘密権の侵害行為に関与していることを示す証拠を有していない。従って、被控訴人(被告)3 名が控訴人(原告)の営業秘密権を侵害したとは認められない。

<争点③>控訴人(原告)の損害が生じたか否か、また、その額はどの程度か。

被控訴人(被告)2 に対し、ピザ生地のレシピを開示し営業秘密侵害の罪で、控訴人(原告)に対して 1,500,000 パーツの賠償金の支払いを命じる。その他の争点については、第一審の CIPIT の判決を支持する。

【S&I コメント】

本事件で控訴裁判所は、イタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」のどの要素が著作権法および営業秘密法によって保護されるかを審理した。また、2002 年営業秘密法第 3 条に基づき、機密保持のためにどのような措置が適切とみなされるかという点について様々に示唆した良い例と考えられる。

(別紙) 引用判例の詳細

(1) 小特許

①タイ最高裁判決 No.5003/2563 (2020)

判決日:2020年10月20日

上訴人(原告)	最高検察庁
上訴人(共同原告)	Mr.Sumet Amornpimon
被上訴人(被告)1	TWOE Design and Equipment Co.,Ltd.
被上訴人(被告)2	Nimut Engineering Part., Ltd.
被上訴人(被告)3	Mr. Ratipon Reungnarapat

【事件の要約】

上訴人(共同原告)は、自身が保有する電動枝粉碎機(小型粉碎機 2 ECM)に係る小特許第 1651 号について、被上訴人(被告)らが当該製品を製造、販売、販売提供により侵害したと主張した。裁判中、Mr.Sumet Amornpimon は、共同原告となることを請求し、認められた。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、被上訴人(被告)らの主張を認めず、控訴審では、押収品を被上訴人(被告)らに返却する第一審判決が支持された。その後、上訴人(原告、共同原告)は最高裁判所に上訴した。

【引用条文】

・1979年特許法第6条、第6条(2)、第36条(1)、第36条の2、第65条の10、第86条

【事件の経緯】

<上訴人(原告、共同原告)の主張>

・被上訴人(被告)らは上訴人(共同原告)が保有する小特許第 1651 号の電動枝粉碎機(小型粉碎機 2 ECM)と同一の製品を無断で製造、販売、販売提供を行い、当該小特許権を侵害した。上訴人(共同原告)の小特許第 1651 号は、侵害行為が行われた 2011 年 5 月 25 日より前の 2003 年 11 月 4 日にタイ知的財産局に出願、2005 年 1 月 20 日に公開、登録されている。

・1979年特許法第3条、第36条(1)、第63条、第65条の2、第65条の10、第86条、第88条に基づき、被上訴人(被告)らの処罰を求める。

- ・ 本件の控訴審判決は、本件と同じ上訴人(共同原告)が同じ被上訴人(被告)に対して本事件と小特許第 1651 号の侵害で賠償金を請求した、最高裁判所判決第 9253/2559(民事事件)と相反する。

<被上訴人(被告)の主張>

- ・ 上訴人(共同原告)の発明の特許請求の範囲の一部は当該小特許出願日前に先行技術として開示されていたため、当該小特許には新規性がない。当該小特許は無効である。

【最高裁の判断】

<争点①>被上訴人(被告)らは当該小特許を侵害したか否か。

- ・ 当該小特許の請求項と被上訴人(被告)が引用した 2 件の先行技術(1992 年 8 月 11 日出願の米国特許、および 1996 年 9 月 25 日出願のオーストラリア特許)を比較すると、上訴人(共同原告)側証人のタイ知的財産局の Sakon Vituchid 小特許審査官によれば、上訴人(共同原告)の小特許の請求項は前記 2 件の外国特許と同一の技術を使用している。

- ・ 上訴人(共同原告)の小特許記載は、刃に設けた溝を傾斜面にすることを明記しているが、請求項および明細書にはその傾斜角度は明記されていない。また、上訴人(共同原告)側証人は、図面のみを検討し、請求項の特徴的部分である開口端の溝の端から刃の内側に向かう下り傾斜については証言していない。

- ・ 従って、本件の電動枝粉碎機は、保護される発明の範囲は特に請求の範囲に示されていなくても、発明に関する技術または学問における通常の専門知識を有する者の観点に基づき、請求の範囲に示された発明の態様と同様に有用性を持ち、かつ効果が生じる発明の態様を当然含むと規定する 1979 年特許法第 36 条の 2 に基づき、当該小特許は新規発明とは言えない。

- ・ さらに、上訴人(原告、共同原告)は、被上訴人(被告)3 が翻訳した 2 件の先行技術文献の翻訳および内容について争っていない。被上訴人(被告)が上訴人(共同原告)の権利を侵害したか否かについては、上訴人(共同原告)の証拠上、疑問がある。従って、被上訴人(被告)らに疑

義の利益を与えることが適切であると判断し、被上訴人(被告)らを訴えないよう命じる。さらに、小特許第 1651 号の有効性について、当該小特許は 2013 年 11 月 3 日付けで権利を満了している。

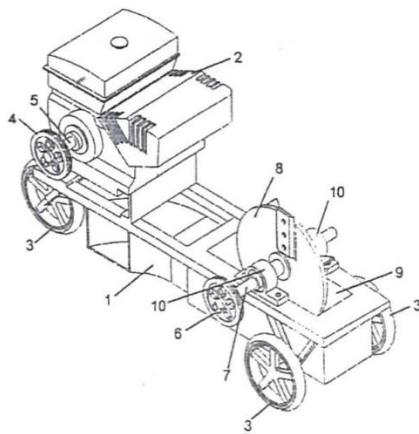
<争点②>控訴審判決が最高裁判所判決第 9253/2559 と相反するか否か。

- ・ 上訴人(原告、共同原告)が言及した最高裁判所判決第 9253/2559 (民事事件)では、被上訴人(被告)らは先行技術が何であるか明確な理由を示さず、説明しないままに上訴人(共同原告)の小特許当該第 1651 号を否定したため、最高裁判所判決第 9253/2559 では、詳細な検討を行わずに上訴人(共同原告)の証拠の方が信頼性が高いとして、上訴人(共同原告)の当該小特許には新規性があると判断されていた。本事件でも上訴人(共同原告)の当該小特許の新規性について審理されていない。
- ・ その民事事件での事実を本件の刑事事件で結論づけることはできない。従って、控訴審は最高裁判決第 9253/2559 と相反しないとし、控訴裁判決を支持する。

【S&I コメント】

本事件は、特許権者が、民事訴訟によって賠償金、訴訟費用が得られるか不確定であること、審理遅れ、またにしばしば伴う困難を理由に、刑事事件で訴訟を進めることを選択した例である。タイの裁判所が過去の確定判決で確定した争点の事実を判断することに焦点を当てると、一般的にタイの法律は、刑事事件に関連する民事事件については、刑事事件の事実に従って当事者に義務を負わせなければならないと単に規定しているにすぎない。民事訴訟における刑事事件の適用については、「民事事件の過去の判決において、裁判所は、刑事事件の判決によって現れた事実拘束されるものとする。」と規定するタイ刑事訴訟法第 46 条、および「判決または命令は、本法の控訴、上訴および再審に関する規定に従って、その言い渡しの日から、補正、取消しまたは破棄されるまで場合には、裁判所が当該判決または命令を言い渡す前に手続の当事者に対して拘束力を有するものとする」と規定する民事訴訟法第 145 条で明らかにされている。しかし、刑事事件において民事事件の判決を適用することを規定したタイの法律はない。

【参考:上訴人(共同原告)小特許代表図面(小特許第 1651 号)】



(2) 発明特許および意匠特許

①タイ最高裁判決 No.4883/2563 (2020)

判決日:2020年10月14日

上訴人(原告)	Sammitr Green Power CO., LTD.
被上訴人(被告)1	VRP Engineering & Trading Co.,Ltd.
被上訴人(被告)2	Mr. Yudthapong Poomrin

【事件の要約】

本事件は、上訴人(原告)が保有する自動車のガスタンク用ホルダに係る発明特許第 34462 号、意匠特許第 38451 号、第 38452 号、第 32384 号、第 32166 号、第 32167 号に関する事件である。2014 年 4 月 10 日、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)らが無断で車両用ガスタンクホルダーを販売し、当該発明特許および意匠特許を侵害したとして、損害賠償金 188,860,950 バーツとその利息、および被上訴人(被告)らが侵害を中止するまで毎月 400 万バーツの支払いを請求した。

被上訴人(被告)らは、当該発明特許は新規性および進歩性がないこと、また当該意匠特許も新規性がないために無効だと主張した。被上訴人(被告)1 は当該商品について小特許第 7875 号を取得している。

これに対し上訴人(原告)は、被上訴人(被告)1 の小特許第 7875 号は、上訴人(原告)の発明特

許と類似しているために無効であると主張した。

【引用条文】

・1979 年特許法第 3 条、第 5 条(1)、(2)、第 6 条(1)(2)、第 36 条、第 77 条の 3

【事件の経緯】

< 上訴人(原告)の主張 >

- ・ 被上訴人(被告)らは無断で車両用ガスタンクホルダーを販売し、当該発明特許および意匠特許を侵害したとして、損害賠償金 188,860,950 バーツとその利息、および被上訴人(被告)らが侵害を中止するまで毎月 400 万パーツの支払いを請求する。
- ・ 被上訴人(被告)らの車両用ガスタンクの製造、使用、販売、販売のための所持および取付サービスの提供を禁止し、被上訴人(被告)らは所持する商品を廃棄するよう請求する。
- ・ 被上訴人(被告)1 の小特許は上訴人(原告)の発明特許と類似性を有するために無効である。

< 被上訴人(被告)の主張 >

- ・ 上訴人(原告)の発明特許は新規性および進歩性がなく、またその意匠特許も新規性がないために無効である。被告は車両用ガスタンクホルダーを発明し、小特許第 7875 号を取得している。上訴人(原告)の請求を棄却するよう求める。

第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は被上訴人(被告)の有罪を認め、2,000 万パーツの賠償金と利息、および被上訴人(被告)が侵害を停止するまで毎月 50 万パーツの支払い、さらに弁護士費用 100 万パーツを支払いを命じた。さらに被上訴人(被告)らに対し、侵害行為の停止と製品の廃棄を命じた。

2018 年 5 月 2 日、被上訴人(被告)らは、第一審判決対して控訴裁判所に控訴した。控訴裁は第一審判決を破棄し、上訴人(原告)の発明特許および意匠特許は無効であり、違法に付与されたものであると判断して、当該発明特許および意匠特許の取消しを命じた。

2020年1月29日、上訴人(原告)は最高裁判所に上訴した。

【最高裁の判断】

<争点①>上訴人(原告)の発明特許第34462号は有効か否か、取消事由はあるか否か。

- ・ 雑誌「4WHEELS」に掲載された「New invention」という文言は、新しいもの、オリジナルと異なるものを意味し、特許出願日前に雑誌「4WHEELS」に掲載された上訴人(原告)発明の情報が特許出願日前に英国で当該発明が存在したこと、広く用いられていたことを証明する証拠とはみなされない。また、掲載された写真や内容は発明特許の重要部分ではない。従って、雑誌が発行された時点では、当該発明は存在しなかったと理解することができる。

- ・ 当該発明の車両のガスタンク設置が新規発明でないとすれば、上訴人(原告)は、雑誌「4WHEELS」に広告を掲載する必要はない。従って当該発明は、特許法5条(1)、第6条(1)に基づき新規性を有すると認める。

<争点②>上訴人(原告)の意匠特許は特許法第3条の定義に反しているか否か。

- ・ 上訴人(原告)の意匠特許5件は美観を欠き、違法に付与されたものであるとした控訴裁判所の判決について、最高裁審判部はこの点を規定した法律はないと認める。上訴人(原告)の意匠特許が意匠製品としての特別な外観を欠いていることを示す事実は示されていない。上訴人(原告)は、機能ではなく、外観の保護を求めている。上訴人(原告)の意匠特許は、米国、日本、欧州連合、中国において登録されている。

- ・ 特許法第3条では以下のとおり定義している。

“第3条「意匠」とは、物品の形状、又は物品の模様若しくは色の構成物で、工芸品を含む工業製品として使用可能な、物品として特別な特徴を有するものをいう。”

上記の定義は、「美」を直接的に述べているわけではない。外観が美しく、魅力的で、機能のみを重視していない意匠は、意匠特許権に関する法律により保護される。当該意匠特許は美観を有さず、機能のみを重視しているとして、第3条の「意匠」には該当しないとされた控訴審判決は支持

しない。

- ・ 上訴人(原告)は、取り付け位置を従来の車両の上部にではなく、車両の下部に置き、ガスタンクを保持する装置を滑らかなフラットアイアンとして設計した。そのために小型で、軽量で、美麗であり、溶接または穴あけ加工をすることなく車両に接続することができる。当該意匠特許は、「車両用ガソリタンク保持具」の外観の創作性を示すものである。従って、意匠とは機能だけを重視するものではないことが示される。よって、控訴審判決による特許意匠権 5 件の取消は違法である。

<争点③>被上訴人(被告)は、当該特許権を侵害し、その賠償金を支払うべきか否か。

- ・ 本事件前に上訴人(原告)がタイ知的財産局に対して被上訴人(被告)1 の小特許を取り消しを求め、当該小特許が取り消された最高裁判決番号第 3707/2561 と共に控訴審判決を検討すると、被告 1 の小特許第 7875 号に係る車両用ガスタンクホルダーは、上訴人(原告)発明特許第 34462 号と重要部分と顕著な差異がないことから、被上訴人(被告)1 は、上訴人(原告)発明を製造、使用、販売、販売のための所持および取付サービスの提供により当該発明特許を侵害したと認める。被上訴人(被告)1 の大株主であり、小特許の発明の発明者である被上訴人(被告)2 については、被上訴人(被告)2 が被上訴人(被告)1 の行為を常に認識していたにもかかわらず、何ら禁止していなかったことから、被上訴人(被告)2 も当該発明特許を侵害したものを認める。

- ・ 被上訴人(被告)らは、既に裁判所の命令に従って商品を販売することができなくなるため、所持する商品を廃棄する必要はない。さらに、被告らは、利息を含む損害を賠償し、上訴人(原告)に代わって、裁判所手数料を支払わなければならない。

【S&I コメント】

(発明特許について)

被上訴人(被告)1 は、上訴人(原告)発明特許は新規な発明ではなく、進歩性を欠くとして反訴した。タイの実務における発明の新規性の意味について、特許法第 6 条では、発明は、それが先行技術の一部を構成しない場合に新規であると規定している。先行技術には、特許出願日前に

タイ国内または外国で文書または印刷出版物に記載、展示、または公衆に開示された発明が含まれる。しかし、本件で最高裁は、雑誌「4WHEELS」に掲載された上訴人(原告)製品の記載や内容だけでなく、その開示が上訴人(原告)の特許に基づく発明を他人に知らしめるためになされたという上訴人(原告)の意図も考慮している。一方、上訴人(原告)の特許に基づく発明が他者に知られている場合には、上訴人(原告)は本事件のように雑誌に広告を出す必要はない。従って、これは、上訴人(原告)の発明が特許出願日前にタイ国内で普及していないことを示している。最高裁判決は、法律の条項が明確であれば一般的に文字通りに解釈されるタイの民法解釈の原則に合致するが、法律の条項が不明確な場合は、国民の良識に合致する公正の原則に基づき、法律の目的または意図に従って解釈されなければならない。

(意匠特許について)

意匠権を取得するためには、その意匠が適用された物品の機能から分離可能でなければならない。意匠特許権は、製造物自体やその機能を保護するものではなく、物品または商品の外観を保護するためのものである。本件で上訴人(原告)は、当該意匠特許が単なる機能ではなく、装飾的な特徴を有していることを証明することができた。最高裁は、特許法第3条の意匠の定義を判断するために、設置場所、意匠の美しさ、創造性などを考慮した。つまり、意匠特許権とは、物品または製品の外観や見え方を保護するものである。タイ特許法では、発明者が主として発明の機能的要素を保護するために意匠特許を利用することを認めていない。なぜなら、意匠特許は製造物の新規性や装飾性を保護するために用いられるのに対し、発明特許や小特許は発明の機能的要素を保護するために用いられるためである。

意匠特許の機能性の点をクリアするためには、出願人または創作者が、製品または製造物の外観を向上させるために意匠を創作する意識的な行為を行わなければならない。意匠の装飾性を判断するために、裁判所は一般的に、その意匠が主に機能的であるかどうかを問い、その際、裁判所は意匠を全体的に、実際に物品の外観を向上させるか、または実際に物品の機能を向上させるかを判断する。言い換えれば、意匠は要素ごとに判断されない。意匠が装飾的であるためには、物品や製品の外観を向上させる目的で作られたものでなければならず、物品の機能を向上させるために創作されてはならない。

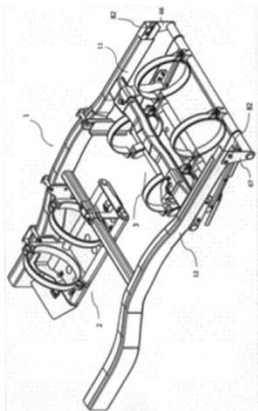
意匠が装飾的であるか否かの判断は、その意匠が物品の使用者が物品の使用で目にされ、意匠に気付くようなものであることを証明しなければならない。一方、意匠が物品の通常の使用中に隠れたり、物品の機能に着目したりするものである場合、その意匠は無効となる可能性がある。

【参考①：本事件に関連する発明特許、意匠特許、小特許一覧】

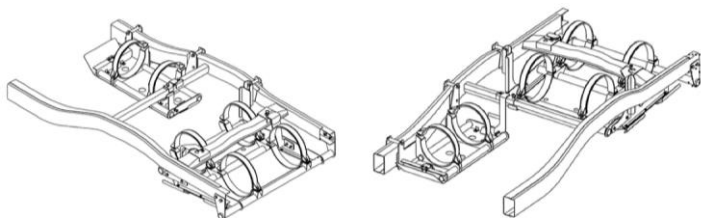
	出願人	出願番号	出願日	公開番号／日	登録日	ステータス
発明特許 第 34462 号	Sammitr Green Power Co.,Ltd.	0901003820	2009 年 8 月 25 日	109299 2011 年 7 月 14 日	2012 年 12 月 3 日	5～10 年目年 金納付 権利存続中
意匠特許 第 38451 号	Sammitr Green Power Co.,Ltd.	0902001456	2009 年 5 月 27 日	107891 2011 年 5 月 20 日	2013 年 12 月 13 日	5～10 年目年 金納付 2019 年 5 月 26 日権利満 了
意匠特許 第 38452 号	Sammitr Green Power Co.,Ltd.	0902001457	2009 年 5 月 27 日	107892 2011 年 5 月 20 日	2013 年 12 月 13 日	5～10 年目年 金納付 2019 年 5 月 26 日権利満 了
意匠特許 第 32384 号	Sammitr Green Power Co.,Ltd.	0902001112	2009 年 4 月 20 日	107806 2011 年 5 月 12 日	2012 年 4 月 4 日	5～10 年目年 金納付 2019 年 4 月

						19日権利満了
意匠特許 第 32166 号	Sammitr Green Power Co.,Ltd.	0902001113	2009 年 4 月 20 日	107807 2011 年 5 月 12 日	2012 年 5 月 9 日	5~10 年目年 金納付 2019 年 4 月 19 日権利満 了
意匠特許 第 32167 号	Sammitr Green Power Co.,Ltd.	0902001114	2009 年 4 月 20 日	107808 2011 年 5 月 12 日	2012 年 5 月 9 日	5~10 年目年 金納付 2019 年 4 月 19 日権利満 了
小特許 第 7875 号	VPR Enginerring & Trading Co.,Ltd.	1103000533	2009 年 6 月 2 日	7875 2013 年 2 月 21 日	2013 年 2 月 21 日	8 年目年金納 付 2019 年 6 月 1 日権利満了

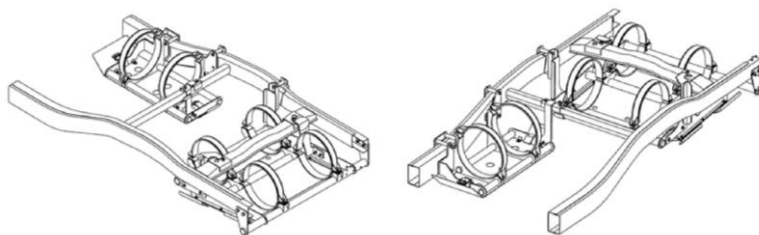
【参考②:上訴人(原告)發明特許代表図面(發明特許第 34462 号)】



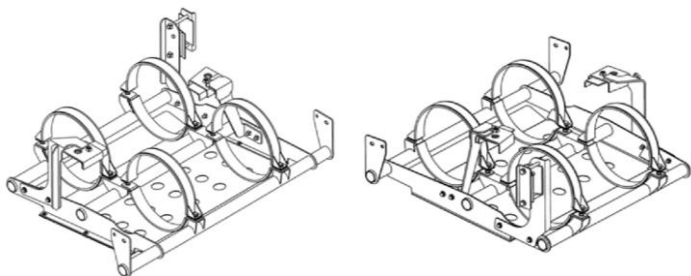
【参考③:上訴人(原告)意匠特許代表図面】



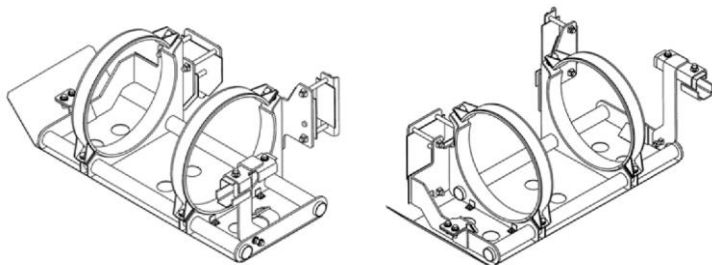
(意匠特許第 38451 号)



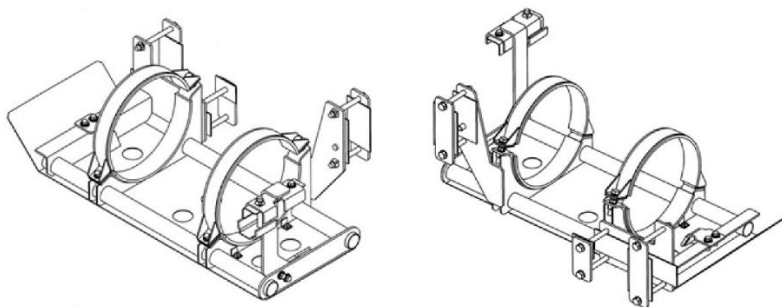
(意匠特許第 38452 号)



(意匠特許第 32384 号)



(意匠特許第 32166 号)



(意匠特許第 32167 号)

(3) 意匠特許

①タイ最高裁判決 No.1169/2564 (2020)

判決日:2021 年 3 月 23 日

上訴人(原告)	Suwan Thong Co.,Ltd.
被上訴人(被告)1	SangThai Fitting Industry Co.,Ltd.
被上訴人(被告)2	Mr. Pongthiwa Siwamokelukkana
被上訴人(被告)3	Mr. Pratan Siwamokelukkana
被上訴人(被告)4	Ms. Malinee Kittithavonvuth

【事件の要約】

上訴人(原告)は 2017 年 2 月 14 日、上訴人(原告)の意匠特許であるバイク用ナンバープレートケースのデザインを複製し、無断で製造、製作、顧客に販売したとして、被上訴人(被告)らを訴えた。中央知的財産国際貿易裁判所(CIPITC)は、1979 年特許法第 85 条および第 63 条により、被上訴人(被告)1 が上訴人(原告)の意匠特許を侵害したとして有罪判決を下したが、被上訴人

(被告)2~4 に対する請求は棄却した。控訴裁判所は、第一審判決の一部を取り消し、被上訴人(被告)1 に対する請求を棄却し、その他は第一審判決を維持したため、上訴人(原告)は、最高裁判所へ上訴した。

【引用条文】

- ・1979 年特許法(改正)第 85 条、第 63 条、第 62 条の 2
- ・刑事訴訟法

【事件の経緯】

<上訴人(原告)の主張>

- ・ 上訴人(原告)は、2011 年 7 月 27 日にタイ知的財産局に出願され、2015 年 7 月 22 日に登録されたオートバイ用ナンバープレートケースに係る意匠特許第 45265 号の所有者である。
- ・ 被上訴人(被告)らは、2012 年中頃から訴訟日(2017 年 2 月 14 日)までの間、上訴人(原告)に無断で当該意匠特許を複製、製造、製作、顧客に販売し、当該意匠特許を侵害した。
- ・ 1979 年特許法第 36 条、第 63 条、第 84 条に基づき、被上訴人(被告)らに対して処罰を求める。

<被上訴人(被告)の主張>

- ・ 被上訴人(被告)1 は、当該意匠特許が登録された後にオートバイ用ナンバープレートケースを製造販売していない。上訴人(原告)の請求を棄却するよう求める。

【最高裁の判断】

<争点①>上訴人(原告)とその証人 2 名の関係性について

- ・ 1 人目の証人である Nattaphong Suwanborisood 氏は、上訴人(原告)の会社役員であり、オートバイのナンバープレートケースの発明者でもある。2 人目の証人である Pipat Suwanborisood 氏は、Nattaphong 氏と同じ会社の取締役であり、Nattaphong 氏の息子である。証人と上訴人(原

告)との関係を考慮すると、これらの証人は上訴人(原告)と利害関係があることが分かる。従って裁判所は、慎重に証人の話を聞かなければならない。

<争点②>上訴人(原告)の証人2名の証言は信頼でき、明確であるか否か。

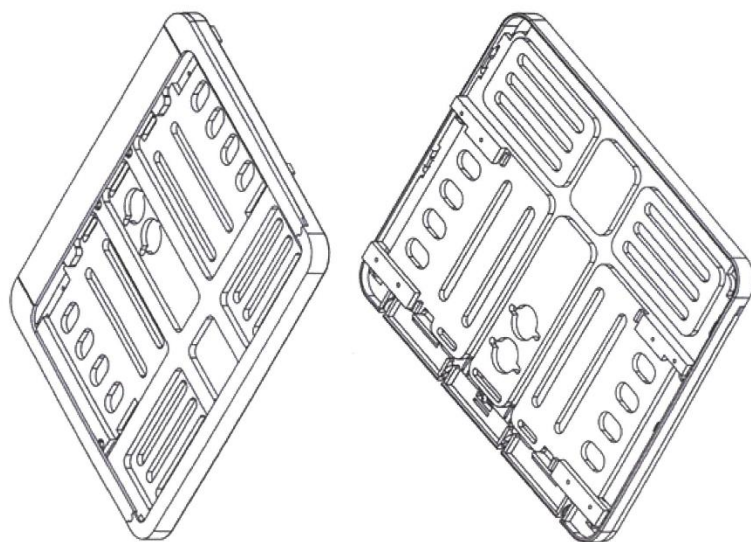
- ・ 証人2名は、被上訴人(被告)1が2012年または同年中頃から訴訟日(2017年2月14日)までにオートバイ用ナンバープレートケースを製造販売し、上訴人(原告)の意匠特許権を侵害したと証言している。この証言は、製造・販売の時期やその場所などの詳細が不明であり、また、それを裏付ける追加証拠がない。また、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)1が上訴人(原告)の意匠特許の出願の有無を知っていたことについては一切触れていない。従って、被上訴人(被告)1の侵害が、タイ知的財産局による当該意匠特許の公開後か登録後に行われたか否かは不明である。

- ・ よって、被上訴人(被告)1の侵害行為がいつ行われたかを上訴人(原告)が証明できていないとした控訴審判決を支持し、被上訴人(被告)に疑義の利益を与えることとする。

【S&I コメント】

最高裁は、裁判所はすべての証拠を考慮し、秤量する際に裁量を行使しなければならないと規定する刑事訴訟法 227 条に基づき証人の原則に言及した。裁判所は、犯罪が行われたこと、および被告人がその犯罪を行ったことを十分に納得しない限り、有罪の判決を下してはならない。被告人が犯罪を犯したかどうかについて合理的な疑いが存在する場合、被告人に疑義の利益が与えられる。タイの知的財産法は、正当な特許権者が民事と刑事の両手続でその権利を行使することを認めている。本事件では、上訴人(原告)の刑事法に基づき告発および処罰請求をおこなった(特に、特許権者の許可なく特許法第 36 条または第 63 条の行為を行った者は、2 年以下の懲役もしくは 40 万バーツ以下の罰金またはこれを併科すると規定する第 85 条に基づく処罰がなされる。)

【参考:上訴人(原告)意匠特許代表図面(意匠特許第 45265 号)】



②タイ最高裁判決 No.2872/2563 (2020)

判決日:2020年6月16日

上訴人(原告)	最高検察庁
上訴人(共同原告)	K.Y.K Autopart Import-Export Ltd.
被上訴人(被告)1	K.C.F. Ltd
被上訴人(被告)2	Mr. Taweesak Aksawakul
被上訴人(被告)3	Mr. Prairoj Napachosiri

【事件の要約】

本事件は、上訴人(共同原告)の意匠特許第 37595 号「ヘルメットの装飾部分」に関する事件である。被上訴人(被告)らは意匠権者に無断でヘルメットの装飾部分 1,253 個を販売した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、被上訴人(被告)らが特許法および刑法に違反したとして、一人当たり 20 万バーツの罰金の支払いを命じ、被上訴人(被告)らが支払わない場合、刑法第 29 条、第 30 条により、すべての証拠品を差し押さえることを命じた。被上訴人(被告)らが控訴裁判所に控訴したところ、控訴裁判所は第一審判決を修正し、被上訴人(被告)2 および 3 は無実であると判断した。その後、上訴人(原告、共同原告)は最高裁判所へ上訴した。最高裁は控訴審判決を支持せず、被

上訴人(被告)2 および 3 による指示から生じた不法行為であったとして被上訴人(被告)2 および 3 の有罪を認めると共に、被上訴人(被告)1 名に対する罰金を 10 万バーツに減刑した。

【引用条文】

- ・1979 年特許法(改正)第 3 条、第 36 条、第 63 条、第 85 条、第 88 条
- ・刑法第 32 条、第 33 条、第 83 条

【事件の経緯】

<上訴人(原告、共同原告)の控訴審での主張>

・ 被上訴人(被告)らは、意匠特許第 37595 号の意匠権者(K.Y.K Autopart Import-Export Ltd.)に無断でヘルメットの装飾部分 1,253 個を販売した。また被上訴人(被告)らは当該意匠特許に対する侵害を認識していた。警察によるバンコク県 Yannawa 地区 Chongnonsee における強制捜査でヘルメットの装飾部分 1,253 個は証拠として押収された。

<被上訴人(被告)の主張>

・ タイにおける上訴人(共同原告)の当該意匠特許は、その出願日より前の 2007 年から市場に出回っているブランド名「INDEX」の「TITAN 5」エディションに使用されているものであり、新規ではない。また、当該意匠特許は、「J FORCE 3」エディションの「SHOEI」ブランドのヘルメットの装飾部分と類似しているため、当該意匠特許は新規性に欠け、無効であることから、被上訴人(被告)らは無罪である。

(経過)

2015 年 10 月 27 日付けの上訴人(原告、共同原告)の提訴に対し、CIPITC は、被上訴人(被告)らは当該意匠特許を侵害したと認め、被上訴人(被告)らに対して特許法および刑法違反で一人当たり 20 万バーツの罰金の支払いを命じた。

被上訴人(被告)らは CIPITC の判決に不服として、2019 年 2 月 15 日付けで控訴し、控訴裁判所は、被上訴人 2 および 3 は無実であると判断した。

上訴人(原告、共同原告)は控訴裁判決に不服とて、2019年10月24日付けでの上訴し、最高裁判所は以下の通り判断した。

【最高裁の判断】

<争点①>上訴人(共同原告)の当該意匠特許は有効か否か

・ 被上訴人(被告)は、ブランド名「INDEX」の「TITAN 5」エディションのヘルメットの装飾部分と上訴人(共同原告)の意匠特許と類似しているとして、当該意匠特許は無効であることを、控訴段階で主張した。意匠特許の有効性および新規性を考慮するにあたって、控訴する内容は、第一審のCIPITCで提起された事実に基づかなければならない。従って新たに提起されたこの争点については最高裁は審理しない。

<争点②>被上訴人(被告)2および3は当該意匠に対して有罪か否か。

・ 被上訴人(被告)らは従業員に対し、自身が製造するヘルメットの装飾部分と比較するために当該意匠特許の商品を購入するよう指示し、被上訴人(被告)らは購入した当該意匠特許の商品と被上訴(被告)らが製造するヘルメットの装飾物が同じデザインであることを発見し、それを認識していた。

・ 本事件の被上訴人(被告)1は法人である。特許法第88条により、その法人の責任者または代表者も処罰の対象となることから、従業員に販売のための製造を命じた被上訴人(被告)2および3は責任を負うものとする。

・ 違法行為は被上訴人(被告)2および3の指示によるものとして、被上訴人(被告)2および3はのも有罪と認める。しかし、第一審が命じた罰金は高すぎるため、被上訴人(被告)1名につき10万パーツに減額することとする。、被上訴人(被告)らが罰金を支払わない場合、刑法第29条および第30条に従って処分を行うものとする。

【S&Iコメント】

被上訴人(被告)1は法人または有限会社である。また被上訴人(被告)2および3は、被上訴人(被告)1の会社の代表権を有する者である。被上訴人(被告)2および3が行為を命じなければ、

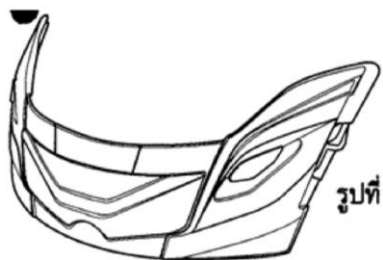
会社は、当該意匠特許を侵害する商品を製造販売することができなかった。侵害品は上訴人(被告)1の会社で押収されていた。従って、以下の特許法第88条に基づき、専務取締役である被上訴人(被告)2および小切手支払の義務を負う被上訴人(被告)3も侵害責任を負うことになる。

(特許法第88条)

この法律に基づく処罰を受ける違反者が法人である場合、その法人の事業経営者又は代表者は、その違反に対して法律が定める処罰を受けなければならない。但しその法人の行為が自身が知らずに又は同意せずに行なわれたことを証明できる場合を除く。

本事件の罰則に関して、CIPITCは、1人あたり20万バーツの罰金を命じたが、最高裁判所は、本件の詳細を考慮した結果、罰金額が高すぎるとして、1人当たり10万バーツに減額した。最高裁はは犯罪の重大性を考慮した上で罰金額を確定したが、判決には罰金額の算出方法について詳細は示されていない。

【参考:上訴人(共同原告)意匠特許の代表図面】



③タイ控訴裁判決 No.658/2564 (2021)

判決日:2021年5月25日

控訴人(原告)	A.N.B. Labatory (Amnuay Pasat) Ltd.
被控訴人(被告)	Thai Nakorn Pattaya Ltd.

【事件の要約】

本事件は控訴人(原告)が所有する「鼻洗浄器具の部品」に係る意匠特許第 51800 号に関する事件である。バンコク病院のタイ法人の支店の 1 つである控訴人(原告)は、滑らかな手触りで、刺激がなく、洗浄が容易な「鼻洗浄器具の部品」を設計して、2012 年 12 月 21 日に意匠特許出願し(出願番号 1202003343)、2016 年 10 月 7 日に登録された(意匠特許第 51800 号)。控訴人(原告)はこの「鼻洗浄器具の部品」を「Klean & Kare」の名称で販売している。

その後控訴人(原告)は、被控訴人(被告)が 2018 年 10 月 29 日に「SOFLENS」の名称で類似品(サイズ、重量、軸の数、軸の大きさ、蓋上部の穴の大きさ、器具の肩部分と蓋本体の接続部分が同じ)を同じ店舗で販売していることを確認した。外観から、消費者はその違いを認識することができなかった。

一方、被控訴人(被告)は、両者の意匠の外観が異なるとし、被控訴人(被告)の商品は外注先が新規に創作したものだとして主張した。被控訴人(被告)は、控訴人(原告)の意匠と類似していることに気づいた後、新しい意匠を創作し、販売した。

【引用条文】

・1979 年特許法第 3 条

【事件の経緯】

<控訴人(原告)の主張>

・ 2018 年 10 月 29 日、被控訴人(被告)は「SOFLENS」の名称で控訴人(原告)の類似品(サイズ、重量、軸の数、軸の大きさ、蓋上部の穴の大きさ、器具の肩部分と蓋本体の接続部分が同じ)を販売した。

- ・ 2019年1月9日、控訴人(原告)側の弁護士は、被控訴人(被告)に対して警告書を送付し、侵害行為を停止するよう求めたが、被控訴人(被告)は停止しなかった。そのため、控訴人(原告)は3か月と18日の間に900万パーツの損害を被った。さらに控訴人(原告)はエンフォースメント費用として弁護士費用を含む200万パーツを支払っている。

- ・ 被控訴人(被告)に対し、侵害を停止するまで、1,100万パーツ、年7.5%の利息、および毎月250万パーツの損害を支払うよう求める。

<被控訴人(被告)の主張>

- ・ 被控訴人(被告)の意匠の外観は控訴人(原告)の意匠とは異なる。被控訴人(被告)の商品は外注先であるNR Packaging Ltd.が設計し、新規にデザインされたものである。また、商品の名称、包装、模様、色彩、使用方法、説明書、価格などに違いがある。従って、被控訴人(被告)の商品は控訴人(原告)の意匠特許権を侵害するものではない。

- ・ 被控訴人(被告)は、包装に意匠番号を表示していなかった控訴人(原告)の意匠との類似性について気付いた後、新たに意匠を創作し、「SOFCLENS」の名称で販売するようになった。被控訴人(被告)は2019年1月25日以降、NR Packaging Ltd.の商品を使用、販売、販売提供していない。被控訴人(被告)は、損害賠償を支払うことなく、新たに創作した商品を販売する権利を有する。

(経過)

第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、控訴人(原告)の意匠特許権は特許法第3条の定義に則していないとして無効であると判断し、本件を棄却したため、控訴人(原告)は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>控訴人(原告)の意匠特許権は有効か否か。

- ・ 意匠の定義について、模様や色彩の外観や要素が特許法3条に基づくものかを検討する。

控訴人(原告)は意匠特許第 51800 号について、図面には円筒の先端がドーム状になったものが示されており、このドーム形状により、鼻腔洗浄時の刺激や痛みを防ぐことができ、子供から大人まで使えるサイズでること、また、完全にフィットするため、洗浄中に水が逆流することがないと主張した。

・ 控訴人(原告)の意匠特許は鼻洗浄器具の耐久性や価格などの問題を解決し、機能を追求した意匠であることを認める。ただし、保護できる意匠とは外観、模様や色の組合せに関するものであり、発明や方法の機能に関するものではないが、控訴人(原告)は、商品の特徴である形状、模様、色彩よりも、機能を重視したもののみを主張している。円筒の先端がドームのようになった形状は、通常見られる形状である。従って、控訴人(原告)の意匠は、特許法第 3 条に規定する意匠の定義に該当せず、当該意匠特許は無効とした第一審判決を支持する。

【S&I コメント】

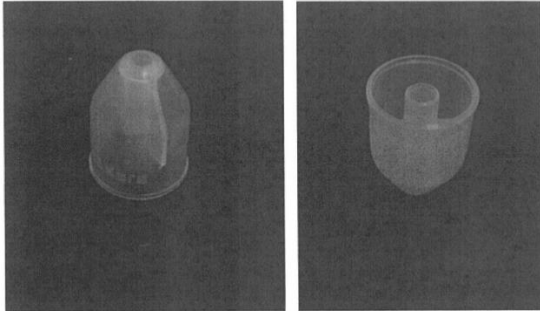
意匠権を取得するためには、創作者が商品または製造物品の外観を向上させるために、意識的に意匠を創作する行為を行うことが必要となる。意匠が本質的に、主に機能的であるか、装飾的であるかを判断する際、その意匠を全体的に見る。意匠は要素ごとに見るのではなく、その意匠が実際に物品の外観を向上させるか、または物品の機能を本当に向上させるかどうかを判断するために、物品を全体として見ることになる。

控訴人(原告)は、自身の意匠が装飾的であるとの認められるよう、その意匠が物品のエンドユーザーが物品の使用で目にされ、意匠に気付くようなものであることを証明しなければならない。一方、意匠が物品の通常の使用中に隠れたり、物品の機能に着目したりするものである場合、その意匠は無効となる可能性がある。

この場合、控訴人(原告)は、意匠によって機能的な問題がどのように解決されたかを説明するのではなく、その意匠が他の意匠に比べてどのように商品の外観を向上させたかを説明する必要がある。

知的財産権を保護する最善の方法は、発明の外観を保護するために意匠特許を取得し、発明の機能面を保護するために小特許を取得することである。

【参考①: 控訴人(原告)意匠特許第 51800 号の代表図面】



【参考②: 控訴人(原告)の商品 Klean & Kare】



(出所) <https://www.lazada.co.th/products/klean-kare-2-i856902332-s7639363962.html?>

【参考③: 被控訴人(被告)の商品 SOFCLENS】



(出所)

<https://shopee.co.th/-%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B9%81%E0%B8%97%E0%B9%89-100-SOFCLENS-%E0%B8%88%E0%B8%B8%E0%B8%81%E0%B8%A5%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%88%E0%B8%A1%E0%B8%B9%E0%B8%81-%E0%B8%99%E0%B9%89%E0%B8%B3%E0%B8%A1%E0%B8%B9%E0%B8%81%E0%B9%84%E0%B8%AB%E0%B8%A5-%E0%B8%84%E0%B8%B1%E0%B8%94%E0%B8%88%E0%B8%A1%E0%B8%B9%E0%B8%81-%E0%B9%81%E0%B8%9E%E0%B9%89-%E0%B8%AB%E0%B8%B1%E0%B8%A7%E0%B8%95%E0%B9%88%E0%B8%AD-%E0%B9%84%E0%B8%8B%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%87%E0%B8%88%E0%B9%8C-i.70920767.2243034038>

④タイ控訴裁判決 No.481/2564 (2021)

判決日: 2021年4月26日

控訴人(原告)	最高検察局
控訴人(共同原告)	PP WHEELS INTERTRADE COMPANY LIMITED
被控訴人(被告)1	WHEEL MART (THAILAND) CO.,LTD.
被控訴人(被告)2	Mr. Prajuob Siriket
被控訴人(被告)3	Mr. Manus Srianun

【事件の要約】

本事件は、控訴人(共同原告)名義の「合金製自動車用ホイール」に係る意匠特許第 55062 号(出願番号 1302002838、2013 年 10 月 10 日出願)に関する事件である。当該意匠特許は 2017 年 5 月 18 日に登録されている。被控訴人(被告)1 は 2017 年 10 月から 2018 年 5 月 28 日まで、当該意匠特許に係る意匠と同一の意匠の合金製自動車用ホイールを 1,007 個販売し、その後そのホイールはバンコクでを押収された。しかし、被控訴人(被告)らは容疑を否定した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、本件を棄却した。

控訴人(共同原告)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所はまず、第一審が検討した合金製自動車用ホイールの安全性に関する争点は、本事件と関連性があると判断した。第二に、被控訴人(被告)らの意匠は、ホイールの裏側、空気挿入口、ホイールの曲線、厚さ、ねじの曲線など、類似していないと認めた。従って控訴裁判所は、第一審の判断を支持し、本件を棄却した。

【引用条文】

・1979 年特許法(改正)第 3 条、第 36 条、第 63 条、第 65 条、第 77 条の 4、第 85 条、第 88 条

【事件の経緯】

<控訴人(原告、共同原告)の主張>

控訴人(共同原告)は、2013 年 10 月 10 日に出願し、2017 年 5 月 18 日に特許意匠第 55062 号の意匠権を得た。当該意匠特許権は 2023 年 10 月 9 日に権利が満了する。被控訴人(被告)らは、原告登録意匠と類似する意匠の合金製自動車用ホイールを販売した。控訴人(共同原告)は、販売、販売の申出、販売について独占権を有する。被控訴人(被告)らの倉庫にあったホイール 1,007 個を強制捜査により押収したため、控訴人(原告、共同原告)は裁判所にその見本を証拠として提出した。

<被控訴人(被告)の主張>

控訴人(共同原告)の意匠特許と被控訴人(被告)らの合金製自動車用ホイールの意匠は類似し

ない。

(経過)

控訴人(原告、共同原告)は 2020 年 3 月 26 日、CIPITC に提訴したが、CIPITC は、本件を棄却した。そのため控訴人(原告、共同原告)は 2020 年 11 月 2 日に控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> CIPITC が検討した「自動車用合金ホイールの安全性」に関する判断は範囲内か否か。

控訴人(原告、共同原告)側の証人は、控訴人(共同原告)の合金製自動車用ホイールは、ボディに二重線が入っているためにより軽く、より耐久性のある製品となっていると主張した。しかし、被控訴人(被告)らは、そのデザインは美観のためのものであり、耐久性とは関係ないと主張した。控訴裁判所は、この安全性が自動車ホイールの違いを示していることから、CIPITC が検討した合金自動車ホイールの安全性の争点は、本件と関係があると認める。

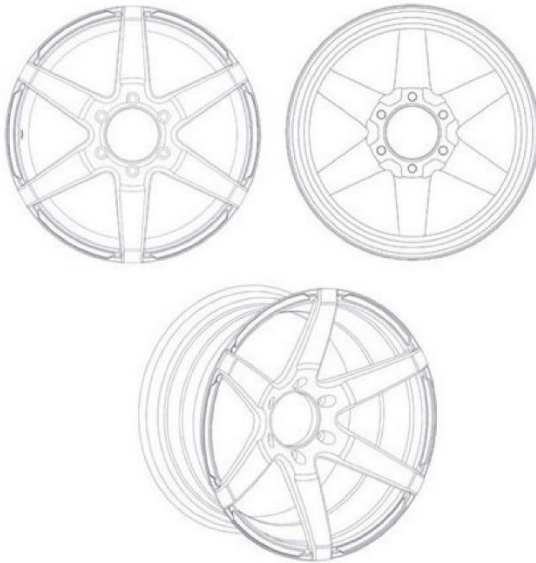
<争点②> 被控訴人(被告)らは控訴人(共同原告)の意匠特許第 55062 号を侵害したか否か。控訴裁判所は控訴人(共同原告)の意匠特許権の書類と商品見本の証拠を、タイ知的財産局から召喚した控訴人(原告、共同原告)側の証人の証言とともに検討した。同証人は、控訴人(共同原告)の当該意匠特許と被控訴人(被告)らの商品は、ホイールの裏側、ホイールの側面、ホイールのボディおよび空気挿入口の位置に相違があることを証言した。よって、被控訴人(被告)らの意匠は控訴人(共同原告)の当該意匠特許類似していないと認める。特許法 85 条、第 63 条に基づき、被控訴人(被告)らは当該意匠特許を侵害していないものと認める。

さらに、合金ホイールの裏側、合金ホイールのボディ、合金ホイールの内側など、明確に見ることができない僅かな違いについては、正面図と斜視図のみに注目せず、保護を請求する 7 つの面すべてにおいて等しく検討し、(1) 6 個のネジ穴の大きさ、(2) 空気挿入口の位置、(3) 合金ホイールの曲線、(4) アームの厚み、(5) ホイールのボディの突出、(6) 6 本のネジがある内輪の曲、(7) 各ネジ間の接続部に相違点を認める。従って、控訴審は第一審判決を支持し、本件を棄却する。押収した証拠品は所有者に返還されるものとする。

【S&I コメント】

本事件では、他の要素との接続時に表示されない部分であっても、その意匠特許の図面全てが考慮されるという類似意匠の解釈が示されている。例えば、ホイールは車両に接続され、正面方向と斜視方向のみが見られる。この場合、裁判所は、使用中に見られない背面方向も含め、すべての面を考慮している。ここから、出願人は、車両全体として 1 つの意匠特許を出願する代わりに、車両の部品を出願するなどして各要素／部品を別々の出願で出願することにより、意匠特許の保護における請求範囲を拡大することができると言える。

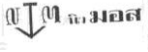
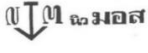



【参考：、控訴人(共同原告)の意匠特許第 55062 号代表図面】



(4) 商標

①タイ最高裁判決 No.2464/2563 (2020)

判決日:2020年5月21日

上訴人(原告)	Mr. Surasak Prasertbodee-kul	(1)  (2)  (3) 
被上訴人(被告)	Ms. Saranya Udonrungrueng	(1)  (2) 

【事件の要約】

上訴人(原告)が、被上訴人(被告)の登録商標3件は商品の所有者または出所について公衆に混同または誤認を生じさせるとして、第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に被上訴人(被告)の商標登録の取り消しと賠償金を請求したところ、CIPITCは、(i)被上訴人(被告)の商標登録を全て取り消し、(ii)上訴人(原告)のその他の請求を棄却するとの判決を下した。しかし第二審の控訴審は、上訴人(原告)はCIPITCに本件を提起する前に商標法第64条または第65条に基づき商標委員会に対して被上訴人(被告)の商標の取消請求を行わなければならないと、上訴人(原告)には提訴権がないとし、上訴人(原告)の請求を棄却した。その後最高裁は、控訴審判決を修正し、(i)被上訴人(被告)の商標登録番号TM417409の取消し、(ii)被上訴人(被告)に対し、商標登録番号TM365807およびTM365808を被上訴人(被告)の商品に使用することを禁止するよう決定した。修正箇所以外については下級審の判断を支持した。

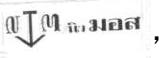
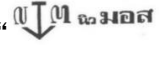

【引用条文】

・1991年商標法(改正)第67条

【事件の経緯】

<上訴人(原告)の主張>

- 上訴人(原告)は、①「N」と「M」の間に矢印の図形があり、文字「นิวมอส」(NEW MOS のタイ語表記)を含む商標、②「N」と「M」の間にイカリの図形があり、文字「นิวมอส」(NEW MOS のタイ語表記)を含む商標の所有者である。これらの商標はタイにおいて以下の通り登録されている。

- 1) “” 出願番号 428386／登録番号 TM132139、第 25 類(2000 年 8 月 9 日出願)
- 2) “” 出願番号 776680／登録番号 TM340301、第 25 類(2010 年 8 月 17 日出願)
- 3) “” 出願番号 776682／登録番号 TM340302、第 16 類(2010 年 8 月 17 日出願)

- 上訴人(原告)は学生服を製造する工場の所有者である。上訴人(原告)の商品はタイのウドンタニー県で非常に人気があった。上訴人(原告)は、被上訴人(被告)および県内の顧客数名に、上訴人(原告)の学生服の販売代理店になってもらうよう依頼したことがあり、被上訴人(被告)は 2000 年から上訴人(原告)の衣服、学生服、スポーツウェアの販売代理店となり、上訴人(原告)商標を付した学生服を販売していた。

- その後被上訴人(被告)は、文字 “มอส” (MOS のタイ語表記)とイカリの図形からなる商標を出願した。同商標は、上訴人(原告)の商品と同種の、学生服、シャツ、スポーツシャツ、パンツ、スポーツパンツ等について、商標登録番号 No. TM365807、TM365808 および TM417409 で登録された。被上訴人(被告)は上訴人(原告)に帰属する文字 “มอส” (MOS のタイ語表記)を含む商標が存在することを知っていた。

- 被上訴人(被告)の 3 件の登録商標は、商品の所有者または出所について公衆に混同または誤認を生じさせるものである。被上訴人(被告)の行為は、上訴人(原告)権利を侵害し、上訴人(原告)の流通量を減少させて上訴人(原告)に損害を与えた。

<被上訴人(被告)の主張>

- 被上訴人(被告)商標は他人の商標と同一または類似せず、混同または誤認を生じさせるものでもない。被上訴人(被告)は、タイ知的財産局に対して以下3件の商標を登録した。



1) “Dartly MOS” 出願番号 825881／登録番号 TM365807、第25類(2011年11月10日出願)



2) “MOS Dartly” 出願番号 825882／登録番号 TM365808、第25類(2011年11月10日出願)



3) “มอส Dartly” 出願番号 949636／登録番号 TM417409、第25類(2014年8月14日出願)

- 被上訴人(被告)は1990年から既製服を販売していた。上訴人(原告)は1997年、被上訴人(被告)に対し、学生服の販売について相談した。被上訴人(被告)は上訴人(原告)に対して学生服の名称やブランドを持つことを提案し、さらに上訴人(原告)の好きな男性俳優の愛称であるタイ語表記「MOS」を提案した。上訴人(原告)はその提案に同意し、“มอส”(MOSのタイ語表記)を学制服のラベルに使用した。上訴人(原告)および被上訴人(被告)は共同で、「M」および「O」をイカリの図形に含んだ商標を創作した。

- 被上訴人(被告)は、上訴人(原告)から学制服を購入し、ウドンタニー県とラオスで販売した。また被上訴人(被告)は“มอส”(MOSのタイ語表記)を含む商標ついてラオスで商標登録した。

- 被上訴人(被告)は、文字「MOS」及び“มอส”(MOSのタイ語表記)を使用しているが、上訴人(原告)は、文字「นิวมอส」(NEW MOSのタイ語表記)を創作している。上訴人(原告)と被上訴人(被告)は、業務上何度も連絡を取り合い、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)と上訴人(原告)が共同で彼らのブランドとして使用する文字“มอส”(MOSのタイ語表記)を創作したことを認識していた。従って両者には同文字を使う権利がある。上訴人(原告)は悪意を持って本件を裁判所に提訴した。

2017年1月18日、上訴人(原告)は第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に対し、被上訴人(被告)の商標登録番号 TM365807、TM365808、TM417409 の取消しと、被上訴人(被告)の当該商標登録の使用を禁止するよう請求した。さらに、被上訴人(被告)に対し、100万パーツと提訴日から完済まで年7.5%の利率で賠償するよう求めたが、その根拠は提示しなかった。

2017年12月1日、CIPITC は被上訴人(被告)商標全ての登録を取消し、上訴人(原告)のその他の請求は棄却した。

2018年2月28日、被上訴人(被告)は控訴裁判所に控訴した。

2018年7月31日、控訴裁判所は、上訴人(原告)は CIPITC に本件を提起する前に商標法第64条または第65条に基づき商標委員会に対して被上訴人(被告)の登録商標に対する取消請求を行わなければならないと、上訴人(原告)には提訴権が無いとして、上訴人(原告)の請求を棄却した。

2018年11月30日、上訴人(原告)は最高裁判所へ上訴した。

【最高裁の判断】

＜被上訴人(被告)は上訴人(原告)の商標を侵害したか否か、上訴人(原告)がどれほどの損害を被ったかという争点について、CIPITC は、被上訴人(被告)が1991年商標法に基づく権利に基づき商標出願をおこない、商標を登録後、被上訴人(被告)はその登録商標を登録した商品に使用する権利を有していたと判断した。従って CIPITC は、この被上訴人(被告)の行為は上訴人(原告)の権利を侵害するものではなく、上訴人(原告)は、この被上訴人(被告)の行為に対して賠償を請求する権利を有しないと判断した。両当事者はこの点について控訴しなかったため、CIPITC の判決により終了した。＞

＜争点①＞上訴人(原告)が本件を提訴する前に商標委員会に被上訴人(被告)の登録商標

(TM365807、TM365808、TM417409)に対する取消を申請しなかったことを理由に本件を棄却した控訴審判決は合法か否か。

－ 上訴人(原告)の訴状によると、上訴人(原告)は、被上訴人(被告)が第 25 類で商標出願する前に第 16 類および第 25 類で登録した「N」、「M」、文字「นิวมอส」(NEW MOS のタイ語表記)、イカリ／矢印の図形を含む商標の所有者である。被上訴人(被告)は、上訴人(原告)に帰属する“มอส”(MOS のタイ語表記)を含む商標が登録されていることを知っていた。上訴人(原告)は、被上訴人(被告)の登録商標が商品の所有者または出所について公衆に混同または誤解を生じさせると考え、裁判所に当該商標登録の取消を請求した。このような主張から、上訴人(原告)は、よりふさわしい権利(better right)の根拠に基づいて、本件訴訟を提起したものと認められる。また CIPITC は、第一審の争点を、商標“มอส”(MOS のタイ語表記)についてどちらがよりふさわしい権利を有するか、と設定し、本件の両当事者は、この争点について異議を述べなかった。

－ 利害関係人である上訴人(原告)は、タイ商標法第 67 条に基づき、被上訴人(被告)の登録商標の取り消しを裁判所に請求する権利を有すると認める。

<争点②>上訴人(原告)は商標“มอส”(MOS のタイ語表記)について被上訴人(被告)よりふさわしい権利を有するか。

－ 被上訴人(被告)の商標 3 件には商標の要部として“มอส”(MOS のタイ語表記)が含まれる。同文字は太字で大きく表示され、見やすいものである。また被上訴人(被告)は、文字「MOS ブランド(タイ語表記)」を商標登録番号 TM417409 に表示して、被上訴人(被告)のブランド名であることを示した。さらに、被上訴人(被告)の登録された商品(第 25 類の衣料品)は、“มอส”(MOS のタイ語表記)を含む原告の登録商標の商品と同じ性質を有する。

－ 両者の商標は、(i)商標の要部として文字“มอส”(MOS のタイ語表記)を有する、かつ(ii)同じ性質の商品に対して使用されている。従って、両者の商標の使用は、公衆に商品の所有者または出所について混同または誤認を生じさせると認める。

－ ここで、登録された商品における“มอส”(MOS のタイ語表記)商標のふさわしい権利について検討する必要がある。事実によれば、上訴人(原告)は(i)上訴人(原告)が製造する商品に“มอส”(MOS のタイ語表記)を含む商標を使用し、(ii)当該商品を市場で販売し、(iii)被上訴人(被告)よ

りも前に当該商標を登録している。従って上訴人(原告)は、登録された商品における“มอสน” (MOS のタイ語表記) 商標について、被上訴人(被告)よりふさわしい権利を有すると認める。

- 両当事者が共同で商標となる語句や図形を創作したとする被上訴人(被告)の主張について、被上訴人(被告)はこの主張を裏付ける証拠を示さなかった。従ってこの主張は弱いと認める。

- 上訴人(原告)は“มอสน” (MOS のタイ語表記) 商標について、よりふさわしい権利を有するが、上訴人(原告)は、裁判所に対して商標法第 67 条第 1 段落に基づき商標登録番号 TM365807 および TM365808 の取り消しを請求する権利はない。なぜなら、登録官は 2011 年 11 月 10 日に当該商標 2 件の登録を命じたが、上訴人(原告)は 2017 年 1 月 18 日に本件を裁判所に提訴しており、この提訴日は、登録官が TM365807 及び TM365808 の登録を命じた日から 5 年以上経過しているためである。従って上訴人(原告)は、商標登録番号 TM417409 のみ取り消しを裁判所に申し立てる権利を有する。

【S&I コメント】


最高裁判所の判決および商標法第 67 条により、利害関係者は、商標権者として登録されている者よりもふさわしい権利を有することを示すことにより、直接裁判所に商標登録取消訴訟をおこなうことができる。商標法第 67 条に基づき、裁判所に提訴する前に商標委員会またはタイ知的財産局に取り消しを申請する必要はない。また、裁判所は、“มอสน” (MOS のタイ語表記) 商標は上訴人(原告)の方が被上訴人(被告)よりふさわしい権利を有すると判断したが、上訴人(原告)が登録官の商標登録命令日から 5 年以上経過した後、裁判所に申し立てた場合、裁判所は被上訴人(被告)の商標登録を取り消すことができない。そのため、本件では、上訴人(原告)の権利を保護するために、被上訴人(被告)の登録商標の使用を禁止する判決を得ることができたが、その登録を取り消すことができなかった。

②タイ最高裁判決 No.2871/2563 (2020)

判決日:2020年6月16日

被上訴人(原告)	Castech Intertrade Co., Ltd.	
上訴人(被告)①	タイ知的財産局	“ OASIS ” (異議申立人商標)
上訴人(被告)②	Mr. Somsak Panichayakul	-
上訴人(被告)③	Mr. Wanchart Santikunchon	-
上訴人(被告)④	Ms. Nuchanart Kasemphiboonchai	-
上訴人(被告)⑤	Mr. Wararuk Chunsamart	-
上訴人(被告)⑥	Pol. Maj. Gen. Rattawit Santaweek	-
上訴人(被告)⑦	Mr. Juggapong Na Bangchang	-
上訴人(被告)⑧	Mr. Sutta Pariyawat	-
上訴人(被告)⑨	Mr. Jetsada Thumawanich	-
上訴人(被告)⑩	Mrs. Panumas Sitthiwekin	-
上訴人(被告)⑪	Ms. Aorrapan Panaspattana	-

【事件の要約】

被上訴人(原告)は、第25類において商標“**OASIS**  ”を出願した。被上訴人(原告)の商標出願が公告されたとき、異なる区分のタイ登録商標の所有者が当該商標に対して異議を申し立て、自身は商標“**OASIS**”における被上訴人(原告)よりふさわしい権利を主張したが、登録官は異議申立を却下した。その後商標委員会は登録官の判断を支持せず、被上訴人(原告)の登録を拒絶したため、被上訴人(原告)は第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に提訴した。第一審は被上訴人(原告)の請求を棄却したが、第二審の控訴裁判所は被上訴人(原告)の主張を認め、被上訴人(原告)の商標の登録手続を命じたため、上訴人(被告)は最高裁判所へ上訴した。最高裁は被上訴人(原告)の商標と異議申立人の商標を比較し、外観、称呼が類似し、商品が関連するとして、被上訴人(原告)の商標の登録は認められないと判断した。


【引用条文】

・1991 年商標法第 13 条

【事件の経緯】

＜被上訴人(原告)の主張＞

－ 被上訴人(原告)は有限会社で、商標「OASIS」の所有者である。2010 年 12 月 8 日に第 25 類

の衣服および靴において商標“OASIS ”を出願した(出願番号 790118)。被上訴人(原告)の商標出願が公告されたとき、英国法人の異議申立人(Oasis Fashions Limited)は、当該商標に対してよりふさわしい権利(better right)を有することを理由に異議申立を行い、被上訴人(原告)の商標が、タイを含む多くの国で登録されている異議申立人の商標と混同されるほど類似していると主張した。異議申立人の商標“OASIS”は、2007 年 7 月 4 日にタイで出願され、登録番号 TM194947(第 9 類)、TM201663(第 14 類)、TM205612(第 18 類)、SM32556(第 35 類)で登録されている。

－ 登録官は、被上訴人(原告)の商標と異議申立人の商標が異なる区分および商品／役務に使用されており、両商標の商品は、同じ性質のものではないとして、公衆は、被上訴人(原告)の商標を付した商品／役務の所有権や出所について混乱または誤解しないとして、異議申立を却下した。

－ 2013 年 3 月 4 日、異議申立人は商標委員会(上訴人(被告)②～⑪)に対して審判請求を行った。商標委員会は登録官の判断を支持せず、被上訴人(原告)の商標登録を拒絶した。

－ 2016 年 4 月 26 日、被上訴人(原告)は、CIPITC に本件を提訴し、商標委員会の決定を取り消し、上訴人(被告)①に対し、被上訴人(原告)商標の登録手続を進めるよう命じることを請求した。主な主張は以下の通りである。

・ 被上訴人(原告)の商標は第 25 類の衣料品および靴において出願されており、第 18 類の靴、箱、皮革に関する異議申立人の登録商標とは異なる。また、被上訴人(原告)の商品の使用状況も異議申立人の商品の使用状況とは異なっている。両商標は、異なる区分の商品に使用さ

れており、両者の商品は、同一の性質を有するものではないため、公衆が商品の所有者や出所について混同または誤認することはない。

- ・ 異議申立人の商標は周知商標ではない。
- ・ 被上訴人(原告)は、第 25 類の商品において、文字「OASIS」について異議申立人よりふさわしい権利をを有している。

<上訴人(被告)の主張>


- 以下の理由から被上訴人(原告)の主張を棄却するよう求めた。
 - ・ 商標委員会の決定は、権限に基づき誠実に行われたものであり、合法である。よって、商標法第 13 条に基づき、被上訴人(原告)の商標は登録されない。
 - ・ 被上訴人(原告)の商標にヤシの木の図形が含まれていても、両商標の外観や称呼は非常に類似する。
 - ・ 両商標の登録された商品はそれぞれ異なる区分に属するが被上訴人(原告)の商標は第 25 類の衣服に、異議申立人の商標は第 18 類のなめし革、人工皮革、傘、日傘、杖、鞆製品について登録されており、両者の商品は、(i)衣服用の物品もしくは器具、または(ii)衣服用の付属品である。従って、両者の商品は、その所有者または出所について、公衆に混乱や誤解を与える可能性がある。

2017 年 6 月 30 日、CIPITC は被上訴人(原告)の請求を棄却したため、被上訴人(原告)は 2017 年 9 月 28 日、控訴裁判所へ控訴した。

2018 年 9 月 5 日、控訴裁判所は CIPITC の判決を覆し、商標委員会審決第 1322/2558 を取消し、上訴人(被告)①に対して被上訴人(原告)の商標(出願番号 790118)の登録手続を進めるよう命じた。

2019 年 1 月 9 日、上訴人(被告)らは最高裁判所へ上訴した。

【最高裁の判断】


＜争点＞被上訴人(原告)の商標“OASIS ”は、異議申立人の商標“OASIS”と類似し、公衆に商品の所有者または出所について混同または誤認させ、商標法 13 条に基づき商標登録が禁止されるか否か。

－ まず、両者の商標を比較すると、両商標は、商標の要部または特徴的な部分として、同じ「OASIS」の文字を含む。被上訴人(原告)の商標にはヤシの木の図形が含まれているが、この図形部分は些細な違いに過ぎない。また、被上訴人(原告)の商標は「OASIS」または「OASIS coconut tree」と発音することができ、異議申立人の商標は「OASIS」と発音することができることから、両商標の称呼は類似する。従って、両商標は外観および称呼が非常に類似し、被上訴人(原告)はこの点について異議を唱えなかった。

－ 次に、両商標の類似性によって商品の所有者または出所について公衆に混同または誤解を生じさせるか否かを検討しなければならない。この問題を検討する際には、両商標の登録された商品、被上訴人(原告)および異議申立人の販路、消費者層など、様々な要素を検討する必要がある。

- ・ 指定商品を検討すると、両者の商品は異なる区分に属すが、両者の商品は、一般消費者の衣服と一緒に使用され、または衣服に装着されて使用される身の回り品または衣服の付属品である。従って、両者の商品は関連商品であると認める。

- ・ 両者の顧客は同じグループである。もし顧客が、(i) 商標の細部まで考慮せず、(ii) 両者の商品と商標と一緒に比較せず、(iii) 商標の発音のみで商品を選択し購入した場合、商品の所有者を混同する可能性がある。

以上から、被上訴人(原告)の商標“OASIS ”は、異議申立人の商標“OASIS”と類似し、商品の所有者または出所について公衆に混同または誤認を生じさせる可能性がある」と認める。よって、1991 年商標法第 13 条により、被上訴人(原告)の商標は登録が禁止された。控訴裁判所の判決を支持しない。

【S&I コメント】


商標法第 13 条(商標の類似)を検討する際、本件は以下 2 段階で考慮した。

- 1) 両商標の外観と称呼が類似するか否か
- 2) 両商標の類似は、公衆に商品の所有者または出所について混同または誤解を生じさせるか否か。

1)について最高裁は、商標の要部となる部分に着目した。両者の商標は、その要部である「OASIS」の文字が類似する書体であり、称呼も類似していることから、両商標は類似すると判断した。

2)について最高裁は、商品の性質、顧客層、販路に着目し、両者は関連であると判断した。

最高裁は 1)および 2)を「Yes」と判断し、商標法第 13 条に基づき被上訴人(原告)の商標は異議

申立人の登録商標と混同するほど類似しており、被上訴人(原告)の商標“OASIS ”の登録は禁止されると判断した。

【商標法和訳】


第 13 条

第 27 条に基づき登録官が以下のように判断した場合、登録官はその商標を登録してはならない。



- (1) 同一若しくは異なる区分の商品に使用するかを問わず、登録官が同じ特徴を持つと判断した、既に登録された他人の商標と同一する商標、又は
- (2) 同一若しくは異なる区分の商品に使用するかを問わず、登録官が同じ特徴を持つと判断した、既に登録をされた他人の商標と商品の所有者若しくは原産地について公衆に誤認又は混同を生じさせる恐れのある程に類似する商標

③タイ控訴裁判決 No.2544/2563 (2020)

判決日:2020年9月30日

被控訴人(原告)	BOE Technology Group Co., Ltd.	
控訴人(被告)	タイ知的財産局	-

【事件の要約】


登録官および商標委員会が被控訴人(原告)の商標出願“”は文字が装飾されていないために識別力を備えていないとして登録を拒絶した決定に対して、被控訴人(原告)は提訴した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)は、登録官命令と商標委員会の審決を取り消し、登録官に商標登録手続を進めるよう命じる被控訴人(原告)に有利な決定を下したが、他の請求は棄却された。控訴人(被告)は控訴裁判所に控訴したが、当該出願“”は本質的な識別力を備えていると認め、控訴裁判所は CIPITC の判決を支持した。

【引用条文】

・1991年商標法第7条第2段落(3)、第80条

【事件の経緯】

<被控訴人(原告)の主張>

- 被控訴人(原告)は中国法人で、商標“”の下、電子機器、医療機器、照明機器、医療サービスなどの分野において製造販売する事業を長年に渡り行っている。当該商標は、多くの国で登録されている。タイでは2015年3月5日に出願番号976544(第9類)、976545(第10類)、976546(第11類)、976547(第44類)を出願した。
- 登録官および商標委員会は、当該商標には装飾されていないアルファベットしか含まれておらず、創作された文字ではないために識別力がないとして、第7条第2段落(3)に基づき登録は認められないと判断した。被控訴人(原告)は商標委員会に審判請求をおこなったが、登録官の判

断が維持された。

- 2018年5月15日、被控訴人(原告)は登録官および商標委員会の判断に不服として、以下の理由によりCIPITCに本件を提訴し、(i)登録官命令と商標委員会の決定を取り消すこと、および(ii)登録登録官が控訴人(原告)の出願について登録手続きを進めるよう命令することを請求した。

・ 商標法第7条第2段落(3)の「創作された文字」とは、商標権者のアイデアや創作によって、文字を組み合わせ、結合したものを指すと考えられる。同条文によると、創作された文字は、通常の文字と異なるように、何らかの模様や装飾化、特別な方法で表現されていなければならないということはない。そのような文字は、第7条第2段落(3)に規定されていない「装飾された文字」に該当すると考えられる。

・ 当該商標“**BOE**”は被控訴人(原告)の名称(BOE TECHNOLOGY GROUP CO., LTD.)の一部に由来している。

・ 当該商標“**BOE**”は“B-O-E”と発音することができ、翻訳することができない。アルファベット「BOE」は水平線上に配置され、「O」の下には実線が描かれている。従って当該商標は、公衆および需要者が被控訴人(原告)の商品および役務と他人の商品および役務との違いを識別することができるようにするための創作された文字であり、当該商標の使用により、公衆および需要者は、被控訴人(原告)の商品および役務と他人の商品および役務との違いを識別することができる。従って、当該商標は、第7条第2段落(3)に基づき十分に識別力を有するものである。

・ 被控訴人(原告)は当該商標“**BOE**”を公衆に周知させるまで継続して真摯に配布し、宣伝した。当該商標は第7条第3段落に基づく使用による識別力を獲得した商標と見なされる。

<控訴人(被告)の主張>

- 登録官の命令と商標委員会の決定は合法であるとして、被控訴人(原告)の訴えを退けるよう裁判所に要求する。商標委員会は以下のように判断した。

・ 当該商標は、アルファベット「B」、「O」および「E」をその要部とするものである。これらの文字は、一般に使用されている通常の大文字にすぎず、他の通常のアルファベットと異なるところはな

い。従って、創作された文字とは認められず、識別力は不十分である。

- ・ アルファベット部分が当該商標の要部であり、識別力がない場合、商標法第 16 条に基づき商標全体の登録は認められない。

- ・ 被控訴人(原告)の証拠は、当該商標が、被控訴人(原告)の商品および役務と他人の商品および役務との相違を公衆または関係人が知り、理解するまでに継続して流通または宣伝されたことを証明するには不十分であり、また、当該商標の使用により、被控訴人(原告)の商品および役務と他人の商品および役務との相違を理解することができるかと認めることはできない。

- ・ 他国での商標登録は、その国の登録官の規則や見解に基づき検討されている。被控訴人(原告)が挙げた最高裁の判例も、本件とは事実関係や内容が異なっている。従って、被控訴人(原告)は、このような登録例や判例を本件の裏付けに用いることはできない。

2019 年 9 月 5 日、CIPITC は 当該商標の登録を拒絶した (i) 登録官命令 PorNor 0704/139431、PorNor 0704/139432、PorNor 0704/139433、PorNor 0704/139434 および 商標委員会審決第 1944/2560、1945/2560、1946/2560、1947/2560 号を取り消し、(ii) 登録官に被控訴人(原告)の商標出願番号 976544、976545、976546 および 976547 の登録手続を進めるよう命じた。その他の請求は棄却された。

2020 年 1 月 3 日、控訴人(被告)は控訴裁判所へ控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点> 被控訴人(原告)の商標“**BOE**”(出願番号 976544、976545、976546 および 976547)は商標法第 7 条第 2 段落(3)(旧法)に基づき識別力を有するか否か。

－ 第 7 条第 2 段落(3)(旧法)で規定する「創作された文字を有する／からなる商標」は、一般に見られない配列で文字を並べられたものである。各文字を装飾化し、他の通常の文字と異ならせること(例えば、文字を連結する、文字に太さや深さや影をつける、文字に模様をつけるなど)ではない。前述の例で表される文字は、「文字に類似した、または文字を含む、創作された図」であると考えべきである。「創作された語句」とは、辞書に載っていない語句や一般的な意味を持たない語句であり、装飾された特別な語句ではない。

- 被控訴人(原告)の商標“**BOE**”は、同じ大きさの「B」、「O」、「E」で構成されている。当該商標は、「B」、「O」、「E」を一行に並べ、「O」の下にアンダーラインのような一本線が引かれている。当該商標は3つの文字の組み合わせで「B-O-E」と発音され、翻訳することはできない。アルファベット「BOE」の使用は、一般に見られない。従って、第7条第2段落(3)(旧法)および第80条(旧法)により、本質的な識別力を有するものと認める。登録官の命令及び商標委員会の決定は違法である。


- CIPITC の判断に同意し、。被告のこの問題での訴えは認められない。他の争点については、裁判の結果が変わらないため検討する必要はない。

【S&I コメント】

控訴裁は、一般に使用されていない配列の文字の組み合わせは「創作された文字」であり、第7条第2段落(3)に基づき十分な識別力を有し、「創作された文字」は「装飾された文字」ではないと判断した。控訴裁は装飾された文字は第7条第2条(8)の「創作された図」に該当すると判断した。

④タイ最高裁判決 No.1167/2564 (2021)

判決日:2021年3月23日

上訴人(原告)	Yara International ASA	
被上訴人(被告)①	Hydro Thai Co., Ltd	(登録番号 TM199455)
被上訴人(被告)②	Rojana Kasikit Fertilizer Limited	 <p>กรมเรือใบ (図+バイキング船ブランド) の タイ語表記)</p>
被上訴人(被告)③	Mr. Prawit Rojanapiansatit	

【事件の要約】

本件は、最高裁判所が、商標“バイキング船の図形”、“VIKING SHIP”、“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)、“ไวกิ้ง”(バイキングのタイ語表記)について、上訴人(原告)の方が被上訴人(被告)らよりもふさわしい権利(better right)を有していると判断したことに関連する、執行段階にある事件である。被上訴人(被告)らは、その商標はタイで被上訴人(被告)1の名義で登録されており、最高裁判決でもその登録は取り消されていないために使用できると主張し、最高裁判所の判決後もバイキング船の図形と文字“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)を含む商標を使用していた。そこで上訴人(原告)は、上記の最高裁判所の最終判決に基づき、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court、CIPITC)に執行を申し立てた。

CIPITC が被上訴人(被告)に最高裁判所の判決を遵守させるために逮捕状を発行することを決定したため、被上訴人(被告)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は CIPITC の判決を破棄し、逮捕状を取り消した。その後最高裁判所は、被上訴人(被告)はバイキング船の図形と文字“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)を含む商標を使用する権利を有さず、それらの要素からなる商標登録番号 TM199455 の使用を中止しなければならないとして、控訴裁判所の判決を支持せず、CIPITC の判決に従って執行することを決定した。

【事件の経緯】

<上訴人(原告)の主張>

– 2011年3月18日付の CIPITC 判決は、以下の通り 2016年3月25日付の最高裁判決で支持された。

1. 上訴人(原告)は、商標“バイキング船の図形”、“VIKING SHIP”、“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)、“ไวกิ้ง”(バイキングのタイ語表記)について、被上訴人(被告)らよりもふさわしい権利を有する。

2. 商標登録番号 TM232978、TM295662、TM302676 を取り消す。

3. 被上訴人(被告)1 は、出願番号 742469、742470、743287、743288、748513～748515、748622、748623 および 753620～753623 を取り下げるものとする。

4. 被上訴人(被告)ら、商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)の被上訴人(被告)商品との使用を中止するものとする。

5. 被上訴人(被告)らは、上訴人(原告)の事業と被上訴人(被告)らの事業が無関係であることを国民に知らせるため、タイの日刊紙および英字新聞に判決文の要約を共同発表するものとする。

6. 上訴人(原告)による商標登録番号 TM199455 の取消請求について、最高裁判所は、請求を棄却する。

- 最高裁判所が(i) 上訴人(原告)は、商標“バイキング船の図形”、“VIKING SHIP”、“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)、“ไวกิ้ง”(バイキングのタイ語表記)について、被上訴人(被告)らよりもふさわしい権利を有しており、(ii) 被上訴人(被告)らは、商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)の被上訴人(被告)商品との使用を中止するものとするとして決定した CIPITC の判決を支持したため、被上訴人(被告)らは商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標登録番号 TM199455 の使用を中止しなければならない。

- 被上訴人(被告)らによる商標登録番号 TM199455 の継続的な被上訴人(被告)商品との使用は裁判所の判断に違反するものである。従って、CIPITC による被上訴人(被告)らに対する逮捕状の発行は合法である。

- 控訴審の判断は違法であり、最高裁の最終判決に反するものである。

<被上訴人(被告)の主張>

最高裁判決では商標登録番号 TM199455 の取り消しを命令していない。従って、被上訴人(被告)らは、当該商標登録を被上訴人(被告)らの商品に対して使用する権利を有している。裁判所に対し、逮捕状の取り消しを求める。

2018 年 8 月 23 日、CIPITC は民事訴訟法に基づき手続きの継続を命じたため(逮捕状による手

続きの継続)、2018年9月3日、被上訴人(被告)らは控訴裁判所へ控訴した。

2019年4月10日、控訴裁判所は、最高裁判所は商標登録番号 TM199455 を取り消さなかったため、被上訴人(被告)1 は当該商標の所有者であり、被上訴人(被告)の商品に対して当該商標を使用する権利を有するとして、CIPITC の判決を破棄し、逮捕状を取り消した。

2019年5月2日、上訴人(原告)は最高裁判所に上訴した。最高裁判所は、逮捕状を取り消した控訴審判決が適法か否かという点のみ審理を認めた。

【最高裁の判断】

<争点>逮捕状の取消しを命じた控訴審判決は合法か否か。

- 最高裁判所の最終判決は、商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標について、上訴人(原告)が被上訴人(被告)らよりふわしい権利を有するとして、事件全体の争点を判断したものであると考えられる。商標登録番号 TM199455 について、登録官の当該商標の登録命令日から5年経過していたため、上訴人(原告)は、当該商標登録に対する取消訴訟を裁判所に提起する権利を有さない。

- また、CIPITC は、逮捕状を発行する前に、最高裁判所の最終判決に基づく執行について問い合わせを行っていた。最高裁判所は、(i) 被上訴人(被告)が悪意を持って本事件の商標を使用して上訴人(原告)の権利を侵害した、また、(ii) 商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標の被上訴人(被告)商品との使用を停止しなければならないとする CIPITC の判断を支持するとして、本件執行については、最終判決に基づき出された CIPITC の逮捕状に従う必要があると認める。

- 以上から、最高裁判所の最終判決および執行に関する最高裁判所の判断は、被上訴人(被告)が、商標“バイキング船の図形”および“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)からなる商標を被上訴人(被告)商品と使用する権利を有しないことを明確に指摘している。商標登録番号 TM199455 は、バイキング船の図形と文字“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)で構成されているため、被上訴人(被告)は当該商標を使用する権利を有さず、商標登録番号 TM199455 の使用を中止しなければならない。

- 被上訴人(被告)による、最高裁の最終判決では商標登録番号 TM199455 を取り消していないために当該商標を使用する権利を有するという主張について、当該商標登録が取り消されなかった理由は、上訴人(原告)が法律で定める期限後に訴訟を提起したためである。これは、被上訴人(被告)が当該商標登録を使用する権利を有することを意味しない。従って、この被上訴人(被告)の主張は認められない。
- 被上訴人(被告)は最高裁の最終判決を知っていながら、依然として商標登録番号 TM199455 を使用していた。このような行為は、最高裁判所の判決に基づき出された CIPITC の判断に反している。従って、CIPITC は被上訴人(被告)に対し逮捕状を発行することができるものと認める。
- 最高裁は、逮捕状を取り消すとした控訴裁判所の判決を支持せず、上訴人(原告)の請求を認める。

【S&I コメント】

最高裁判所は、上訴人(原告)が登録官の商標登録命令日から5年以上経過した後に裁判所に申し立てたことを理由に被上訴人(被告)の商標登録番号 TM199455 を取り消すことはできないとしても、被上訴人(被告)は依然として当該商標を使用する権利を有しないことには変わりはない、と判断した。これは、最高裁判所の最終判決が、商標“バイキング船の図形”、“VIKING SHIP”、“เรือใบไวกิ้ง”(バイキング船のタイ語表記)、“ไวกิ้ง”(バイキングのタイ語表記)について、上訴人(原告)の方がよりふさわしい権利を有すると判断したためである。従って被上訴人(被告)は、被上訴人(被告)の登録商標を含め、当該語句および図形を含む商標を使用することを禁止された。

従って最高裁判所は、被上訴人(被告)が裁判所の命令に従わず、自身の登録商標を依然として使用しているとして、上訴人(原告)の権利を保護するために、逮捕状を発行することができるとする CIPITC の判断を支持した。

(5) 営業秘密

①タイ最高裁判決 No.1323/2560 (2017)

判決日:2017年3月6日

上訴人(原告)	Cedar Freight & Terminal Co., Ltd.
被上訴人(被告)1	Chok Anan Trans Service Part. Ltd.
被上訴人(被告)2	Ms. Dumri Ritraengdej

【事件の要約】

上訴人(原告)は、物流・運送業を営んでおり、上訴人(原告)の会社で経理を担当していた被上訴人(被告)は、見積書、顧客の名簿、住所録などを閲覧することができた。後日、被上訴人(被告)は上訴人(原告)を退職して新しい会社を設立し、上訴人(原告)の顧客に対し、より低い料金で話を持ち掛けた。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、上訴人(原告)が機密保持のための適切な措置を講じなかったと判断し、上訴人(原告)の主張を棄却したため、上訴人(原告)は最高裁番所に上訴したが、最高裁も第一審を支持した。

【引用条文】

・2002年営業秘密法第3条

【事件の経緯】

<上訴人(原告)の主張>

- 上訴人(原告)は運送業、通関業を含む荷揚げ業、各種輸送の手配業を営む有限会社である。被上訴人(被告)1は合資会社で、上訴人(原告)と同種の事業を営んでおり、かつて上訴人(原告)の顧客であった顧客を有している。被上訴人(被告)2は、被上訴人(被告)1の業務執行社員であり、会計士として、上訴人(原告)の顧客に対する見積書の作成、船積書の送付、領収書または請求書の発行等の業務をおこなっていた上訴人(原告)の元従業員である。
- 上訴人(原告)の取締役社長には、各顧客が満足し、顧客のコンテナの定期的な輸送を上訴人(原告)に依頼することを決定するに至るまでの、特に賃金の対価に関する条件に関して交渉

を行う知識および能力がなければならない。一般の公衆は上訴人(原告)と各顧客が合意した条件や価格を知らないため、上訴人(原告)は営業上または商業上の営業秘密情報の所有者である。

- 被上訴人(被告)2がまだ臨時社員として上訴人(原告)と働いていた頃は、条件が決まると、上訴人(原告)は顧客リスト、住所、各顧客と取り決めた運送料金などの情報を被上訴人(被告)2に送付し、被上訴人(被告)2は上訴人(原告)から割り当てられたパソコンにデータを保存していた。被上訴人(被告)2は専属の管理者であり、コンピュータにアクセスするためのパスワードを独占的に保有していた。上訴人(原告)の取締役社長は被上訴人(被告)2に対し、これらの秘密を守る義務があり、他に漏らさないよう告げていた。

- 2012年2月2日、被上訴人(被告)2は上訴人(原告)を退職した。被上訴人(被告)2らは、上訴人(原告)の営業秘密を利用して、被上訴人(被告)らの利益のために上訴人(原告)の事業に対抗する合資会社、被上訴人(被告)1を共同で設立した。被上訴人(被告)らは、上訴人(原告)が秘密にしていた住所録や価格表に関する情報を意図的に共有し、上訴人(原告)よりも安い価格で上訴人(原告)の顧客に入札して被上訴人(被告)らの利益を図った。その結果、上訴人(原告)の顧客は、上訴人(原告)ではなく被上訴人(被告)らを選択し、被告に依頼するようになった。

- 被上訴人(被告)らの行為は、上訴人(原告)の営業秘密権に対する侵害行為である。被上訴人(被告)らは商業的利益を得て、上訴人(原告)の事業に損害を与え、上訴人(原告)は年間180万パーツ以上の収入を失った。

- 2012年12月3日、上訴人(原告)は第一審のCIPITに対し、被上訴人(被告)らに286万1300パーツの損害賠償の支払いを命じるよう請求した。

<被上訴人(被告)の主張>

- 被上訴人(被告)1は合資会社で、被上訴人(被告)2はその業務執行社員である。被上訴人(被告)2は上訴人(原告)の元臨時社員である。上訴人(原告)が訴状で主張する営業秘密は、

営業秘密ではない単なる経営方法であって、2002年営業秘密法第3条で定義する営業秘密ではない。被上訴人(被告)らが共謀して上訴人(原告)を侵害し、上訴人(原告)に損失を与えたとする主張は、証拠がなく、不合理である。裁判所に対し、上訴人(原告)の請求を棄却するよう求める。

2014年10月10日、第一審のCIPITは上訴人(原告)の請求を棄却した。

2015年1月12日、それに対し上訴人(原告)は、最高裁判所に対して上訴した。

【最高裁の判断】

<争点>上訴人(原告)が主張する住所録や輸送費用に関する情報は営業秘密であるか否か。

上訴人(原告)と顧客が雇用契約を合意または締結する際、上訴人(原告)は、顧客リスト、住所録、各顧客と合意した輸送費用等の情報を被上訴人(被告)2にコンピュータ上に保存するように渡していた。被上訴人(被告)2は情報を保存した後、その情報を含んだ書類を出力し、その紙媒体を上訴人(原告)の仕事場に保管しなければならなかった。出力された見積書には、顧客の名前、住所、輸送費用が含まれており、出力された書類は上訴人(原告)の机の横にある、社内の全従業員が閲覧が可能なファイルの中に保管されていた。従って見積書などの書類を出力した際、その書類を保護し、秘密を保持するための措置は取られていなかったと認める。それらの情報はコンピュータ上だけではなく、被上訴人(被告)2以外の従業員も容易にアクセスできる状態となっていた。

また、コンピュータに保存されているデータについては、コンピュータのモニターの右隅に貼られた1インチ×2インチの大きさの付箋にパスワードが書かれており、他の従業員がコンピュータ上のデータにアクセスできる状態になっていた。

これらの事実から、秘密情報の分類やその保管方法に関する社内規定、秘密情報であることを示す書類への表示、退職した従業員が企業秘密を使用することを禁止する規則を設けた雇用契約など、秘密保持のための措置が取られていなかったと認める。

住所録や輸送費用に関する情報に、書類とコンピュータの両方でアクセスできることは、上訴人(原告)が当該情報を秘密にするための合理的な措置を講じていなかったことを示していると認められる。従って、当該情報は、2002年営業秘密法第3条に基づく営業秘密とはみなされない。上訴人(原告)の主張を棄却した第一審の判決を支持する。

【S&Iコメント】

裁判所は、その情報が営業秘密かどうかを判断する際、2002年営業秘密法第3条に従い、①まだ一般に広く認識されていない、またはその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であること、②機密であることにより商業価値をもたらす情報であること、および③営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している、という3つの要件から判断する。本件で裁判所は、上訴人(原告)は前述の要件③を満たしていないと判断し、上訴人(原告)の住所録および価格表を営業秘密と認めないと判断した。

②タイ最高裁判決 No.2409/2561 (2018)

判決日:2018年7月4日

上訴人(原告)	Star Art Co., Ltd.
被上訴人(被告)1	Mr. Kasem Tanyapreak
被上訴人(被告)2	Ms. Chantrat Kantee
被上訴人(被告)3	Hit Galleria Co., Ltd.

【事件の要約】

上訴人(原告)と被上訴人(被告)1は、アートスクール“Star Art”を開校するためにフランチャイズ契約を締結し、被上訴人(被告)1は、内装を含め、経営方法やカリキュラムの知識を得た。その後、被上訴人(被告)らは、被上訴人(被告)1が契約を解除した後に、アートスクール“Hit Galleria”を開校した。上訴人(原告)の訴状は、被上訴人(被告)らが上訴人(原告)の営業秘密をどのように開示したのか、なぜ上訴人(原告)の情報が営業秘密にあたるのかについて記載されておらず、被上訴人(被告)らがスクールの設計やカリキュラムを模倣したことのみに依拠していたため、最高裁は被上訴人(被告)らが理解できるよう違反行為の全要素を十分に記述していな

いと判断し、上訴人(原告)の請求を棄却した第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)の判断を支持した。

【引用条文】

- ・2002年営業秘密法第3条、第6条、第33条、第36条
- ・刑法第83条

【事件の経緯】

＜上訴人(原告)の主張＞

- 上訴人(原告)と被上訴人(被告)3は有限会社である。被上訴人(被告)2は被上訴人(被告)3の専務取締役として、署名権限および社印の押印権限を有している。
- 2014年11月3日、被上訴人(被告)1は上訴人(原告)が考案したコースで指導するアートスクールを“Star Art”の商標の下で開設するため、上訴人(原告)との間でフランチャイズ契約を締結した。被上訴人(被告)2は、被上訴人(被告)1と共同経営者であることを示しながら当該事業を行うことを認識していた。被上訴人(被告)2は、上訴人(原告)から講義コースや備品を譲り受けた者である。
- 被上訴人(被告)1は、2015年1月からアートスクールの運営を開始した。上訴人(原告)はその間、被上訴人(被告)1および被上訴人(被告)2に対して経営方法や経営に必要なデータ等を伝授した。また上訴人(原告)は、自身が伝授するコースのプロセスを被上訴人(被告)2名に習得させた。そのため、被上訴人(被告)らは、上訴人(原告)の商取引情報にアクセスすることができた。
- 2015年3月29日、被上訴人(被告)1は上訴人(原告)に対してフランチャイズ契約の解除を求める書面を送付し、同年3月分のサービス料金の支払を拒絶した。その後、同年4月1日、上訴人(原告)が調査したところ、被上訴人(被告)1は、スクール名を“Star Art”から“Hit Galleria”に変更したものの、引き続き上訴人(原告)のカリキュラムを使用していることが判明した。

- 2015年9月27日、被上訴人(被告)1と被上訴人(被告)2は、フェイスブックのアカウント名”Hit Galleria Children’s Art School”を通じて、「近日中に The Crystal SB Ratchapruек と The Crystal PTT Chaiyapruек に Hit Galleria アートスクール 2校を開校予定」と告知した。その後、被上訴人(被告)1と被上訴人(被告)2は、2015年11月5日に共同で新会社、すなわち被上訴人(被告)3を設立し、上訴人(原告)のスクールの設計及び指導方法を模倣して、さらに2校のアートスクール“Hit Galleria”を共同で開校した。

- 被上訴人(被告)らの行為はいずれも、被上訴人(被告)らが共謀して、上訴人(原告)の講義コースに関する情報、費用情報、授業料等の技術指導に関する情報を開示したものと認められる。これらの情報は、上訴人(原告)が独自の指導技術を確立するために7年以上の時間をかけて情報収集し、開発したものであり、上訴人(原告)に帰属するもので、上訴人(原告)に商業的利益をもたらすものであり、一般に知られていない上訴人(原告)の営業秘密である。営業秘密である情報を故意に持ち出し、上訴人(原告)の承諾を得ることなく、当該営業秘密を他人に開示し、不法に利益を求めることによって、上訴人(原告)に損害を与え、営業秘密である情報を営業秘密でなくさせた。

- 上訴人(原告)は、第一審の CIPIT に対し、2002年営業秘密法第3条、第6条、第33条、第36条、および刑法第83条に基づき上訴人(被告)らを罰するよう請求した。

2016年5月3日、第一審の CIPIT は、上訴人(原告)の主張には根拠がないとして、その主張を棄却した。

上訴人(原告)は最高裁判所に対して上訴した。

【最高裁の判断】

<争点>上訴人(原告)は、2002年営業秘密法第33条に基づき、犯罪の全要素を訴状に記述したか否か。

- 上訴人(原告)の訴状には、カリキュラムに関する営業情報、授業料に関する情報を含むアー

ト教育に関する情報が上訴人(原告)の営業秘密であると記述されている。また被上訴人(被告)らの侵害行為について上訴人(原告)は、訴状において、z被上訴人(被告)1 および被上訴人(被告)2 によるアートスクール開設の広告、スクール設計の手配、被上訴人(被告)3 の設立と記述されている。

- 上訴人(原告)は、自身に帰属した営業秘密であると主張するカリキュラムに関する商取引情報、アートの指導技術に関する情報または授業料について、どのように被上訴人(被告)らが共謀して開示し、当該営業秘密が営業秘密でなくなる状態で一般に知られるようになったのか、その事実を十分に述べていない。従って、上訴人(原告)の訴状は、上訴人(原告)の営業秘密およびそれを開示した被上訴人(被告)の行為について、被上訴人(被告)らが十分理解できる程度に事実及び詳細が記述されていない訴状である。

- 上訴人(原告)は、訴状に事実、同法第 33 条に基づく犯罪の全要素を記述していないと認め、第一審の判断を支持し、上訴人(原告)の請求を棄却する。

【S&I コメント】

本件で上訴人(原告)は訴状の記載にあたって、被上訴人(被告)が上訴人(原告)からアートスクールの情報を不当に入手したことに着目し、被上訴人(被告)らが単に上訴人(原告)の営業秘密を知るために、上訴人(原告)とフランチャイズ契約を締結し、契約終了後、被上訴人(被告)らは、上訴人(原告)と同業であるアートスクールを開校した、と主張した。

これに対し最高裁は、上訴人(原告)の訴状には、犯罪の要素が記載されていないと判断した。営業秘密法第 3 条では、営業秘密は、(1)まだ一般に広く認識されていない、またはその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、(2)機密であることにより商業価値をもたらす情報であって、且つ(3)営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるものを意味する、と定義している。上訴人(原告)は、営業秘密法第 33 条を主張する前に、同法第 3 条の営業秘密の要素を記述しなければならなかったため、最高裁は第一審の CIPIIT の判決を支持する判決を下した。

③タイ最高裁判決 No.4214/2561 (2018)

判決日:2018年7月4日

上訴人(原告)	最高検察庁
被上訴人(被告)	Mr. Kongpol Decha

【事件の要約】

被上訴人(被告)は自動車部品会社のコンピュータ担当者であり、未発表のトヨタのハイラックス新型車(レボ)の写真をインターネット上に掲載した。このモデルはまだ機密扱いで、一般に公開される予定はなかった。被上訴人(被告)は罪を認めたが、第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、上訴人(原告)の訴えは犯罪が完全な要素で構成されていないと判断し、上訴人(原告)の主張を棄却した。一方、最高裁はこの判決を覆し、訴状は明確で完全なものであると判断し、被上訴人(被告)に罰金刑を科した。

【引用条文】

- ・2002年営業秘密法第3条、第6条、第33条
- ・刑事訴訟法第158条(5)

【事件の経緯】

<上訴人(原告)の主張>

- 上訴人(原告)は検察官であり、本事件の被害者は、タイへの輸入、海外への輸出、車両およびスペアパーツ装置および潤滑油の販売、購入、レンタル、車両およびスペアパーツの組立に従事するToyota Motor (Thailand) Co, Ltdである。被上訴人(被告)は、スペアパーツやカーアクセサリーの販売および輸入を行うUnion Sangthong Parts Center Co, Ltd.でコンピュータを担当する従業員である。
- 2015年2月3日、被上訴人(被告)サムットプラカーン県において、被害者がまだ発表しておらず、当該情報を持ち出しを認めていなかったトヨタの車、すなわちハイラックス新型車(レボ)の外観に関する情報及び写真を公表および開示した。当該情報は被害者の営業秘密とされてお

り、被上訴人(被告)が www.newvigoclubthailand.com (ユーザー名「@K@P」)、www.facebook.com (ユーザー名 KPDA)、および www.facebook.com/KONG1225 で当該情報及び写真を公開したことにより、一般に知られることとなった。

- 被害者は、トヨタのハイラックス新型車(レボ)の外観情報に関する営業秘密の所有者であり、営業秘密管理者であった。この新型車の外観は商業的な利益をもたらすものであったため、被害者は公表しなかった。もし情報が公開されれば、被害者の現行モデルの販売に直接影響を与えることになるからである。被上訴人(被告)が被害者の情報を公開した結果、トヨタの同業他社がマーケティングプランを含むこの取引情報を知り、最終的に取引に影響を与えることになった。その結果、被害者の現行モデルの販売台数も減少することになった。従って、被上訴人(被告)は、故意に被害者の営業秘密が営業秘密でなくなるように、被害者の営業秘密情報を公開し、被害者に営業上の損害を生じさせる意図があったものと認められる。

- 被害者は捜査官に対し、所定の期間内に被上訴人(被告)を起訴するよう申し立てた。その後、2015年7月21日、被上訴人(被告)は捜査官と面会した。取調べの段階で、被上訴人(被告)は容疑を否認したため、上訴人(原告)は裁判所に対し、2002年営業秘密法第3条、第6条、第33条に基づき、被告を罰するよう請求した。被上訴人(被告)は尋問の際に容疑を認めた。

2016年5月23日、第一審のCIPITは、上訴人(原告)の主張を棄却した。
上訴人(原告)は最高裁判所に対して上訴した。

【最高裁の判断】

<争点>上訴人(原告)の訴状に、2002年営業秘密法第33条に基づく他人の営業秘密を開示する犯罪の要素がすべて記載されていたか否か。

- 上訴人(原告)は、被害者が販売のために公表しておらず、当該情報を持ち出しを認めていなかったトヨタハイラックス新型車(レボ)の外観に関する情報や写真について訴状に記載しており、裁判所は、これが2002年営業秘密法第33条に基づく営業秘密の開示罪の要素の1つで

あると認める。

- 上訴人(原告)の訴状には、当該営業秘密情報について、営業秘密管理者が営業秘密法第3条に基づき機密保持のために適切な措置を講じていた情報であることについては記載されていなかったが、定義におけるその記載は“営業秘密”とされるものの単なる意味であると考え。従って、同条項は、犯罪の要素や要件とはみなされない。また、訴状に同条項を引用する必要はなかった。従って、上訴人(原告)の訴状には、2002年営業秘密法第33条に基づく他人の営業秘密の開示を理由とする犯罪の要素がすべて記載されていると判断する。第一審 CIPIT の判決を支持せず、上訴人(原告)の主張を認める。

- 上訴人(原告)が被上訴人(被告)に対する処罰を求めた件について、本件は被上訴人(被告)が自白した時点で、さらなる調査を行う必要はなく、被上訴人(被告)が訴状に基づいた犯罪を行ったという事実に結論付けることができると判断する。第一審 CIPIT の判決を破棄し、2002年営業秘密法第33条に基づき被上訴人(被告)を有罪とし、1万バーツの罰金を科すこととする。しかし、被上訴人(被告)の自白が訴訟手続きに有用であったため、刑罰を半減し、被上訴人(被告)に対して5,000バーツの罰金を科す。

【S&I コメント】

本事件は刑事事件であるため、刑事訴訟法158条(5)に規定されているように、上訴人(原告)が犯罪のすべての要件を引用しているかどうか重要な論点となる。これを怠ると、本事件のように、被上訴人(被告)が容疑を認めたにもかかわらず、事件が棄却されることがある。

本事件で上訴人(原告)は、CIPITにおいて、営業秘密法第3条を正確に訴状で引用しなかったため、第3条の全文が犯罪の構成要件であると判断されて敗訴した。従って原告は、裁判所に対し、営業秘密法第33条に基づく処罰を求めることができなかった。

一方、最高裁は、営業秘密法第3条は、訴状に正確に引用する必要はないとし、同規定は、何が営業秘密であるかを定義したものに過ぎないと判断した。訴状に、車の写真が営業秘密であること、被上訴人(被告)がその写真を開示したことが既に記載されており、審理の中ですべて証明できたため、最高裁はこれを認めた。このように、訴状は明確で完全なものであった。

この判決は、営業秘密法第3条の全文を引用することを上訴人(原告)に要求した従来の判例を覆す可能性がある。また、刑事事件、特に被上訴人(被告)が容疑を認めた場合の訴状の書き方について、訴訟代理人や検察官に対する寛容な姿勢を示したものである。

本事件の罰則について、営業秘密法第33条に基づき、1年以下の禁固刑もしくは20万バーツ以下の罰金、またはその両方とされている。最高裁は裁量権を行使し、被上訴人(被告)に5,000バーツの罰金を科したが、営業秘密の所有者のビジネスにおける損害を考えると意味がないように思われる。これは、最高裁が、犯罪の重大性と被上訴人(被告)の経済的地位に基づいて罰金を自由に決定するためだと考えられる。最高裁は、被上訴人(被告)が裕福ではなく、会社のコンピュータ担当役員に過ぎないことを考慮した可能性がある。もし、最高裁が高い罰金を要求すれば、被上訴人(被告)は払えない可能性がある。そのような場合、被上訴人(被告)は財産を没収されるか、罰金の代わりに禁固刑に処せられることになるが、特に初犯の場合、裁判所はそれを望まない可能性がある。損害賠償が犯罪に見合わない可能性があることも、知的財産所有者が刑事事件を追及する際のデメリットである。

上訴人(原告)は、「営業秘密である営業情報の管理者が、その秘密を保持するためにどのような適切な措置を講じていたか」について訴状に明確に書いていないが、最高裁は、そのような事実は審理の過程で認定することができるとした。このように、訴状が明確かつ完全であったことから、営業秘密法第3条の全文を言及することを求めた過去の判例を覆した可能性がある。

④タイ控訴裁判決 No.185/2562 (2019)

判決日:2019年1月28日

控訴人(原告)	Mr. Pravit Kanokwuttipong
被控訴人(被告)1	Siam Sindhorn Co., Ltd.
被控訴人(被告)2	Mr. Chalalak Bunnag
被控訴人(被告)3	Mrs. Sukanya Koslanantakul
被控訴人(被告)4	Parisian Café Co., Ltd.

【事件の要約】

控訴人(原告)は、レストランの設立準備中、上控訴(原告)と被控訴人(被告)らが空きスペースに関する契約書にサインする段階で被控訴人(被告)らによって営業秘密が取得されたことを知り、著作権および営業秘密の侵害を理由に裁判所に提訴した。第一審の知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)が上控訴(原告)の訴えを棄却したため、上控訴(原告)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、被控訴人(被告)2が控訴人(原告)のピザ生地レシピに関する営業秘密を侵害したと判断し、被控訴人(被告)2に損害賠償の支払いを命じた。

【引用条文】

・2002年営業秘密法第3条、第13条(2)

【事件の経緯】

<控訴人(原告)の主張>

- 控訴人(原告)は、イタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」と Zanotti グループのレストランの共同設立者、パートナーおよび役員で、約16年間、飲食業、特にイタリアンレストランでの経験を有している。また控訴人(原告)は、Positana Co., Ltd.の代表取締役として権限を有する常務取締役である。

- 被控訴人(被告)1は、土地および不動産の所有権の取得、商業施設として使用するために土地上に他の構造物を建設して販売、賃貸、賃借することを含む、あらゆる種類の不動産の売買、交換、賃貸、抵当権の設定を目的とする有限会社で、被控訴人(被告)2である Mr.Yot Euerchukiat(訳注:原文ママ)を取締役とする会社である。被控訴人(被告)3は被控訴人(被告)1の従業員で、ビルマネージャーという役職に就いている。被控訴人(被告)4は、飲食店経営を目的とする有限会社である。

- 被控訴人(被告)1~4が控訴人(原告)の営業秘密を含む著作権侵害行為を行い、控訴人(原告)に損害を与えたとして、損害賠償を請求するために本件訴訟を提起する。

- 2013年6月から2014年10月にかけて、被控訴人(被告)2は被控訴人(被告)1の代理人として、控訴人(原告)に対して Sindhorn Tower 前の Glass House building 内の空きスペースを借りてイタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」と同質のイタリアンレストランを開業することを申し出た。控訴人(原告)はこの申し出を受け入れた。

- 2013年12月、控訴人(原告)は風水鑑定士と共に空きスペースを見に来て、鑑定士から集金場所や店内の物の配置等を決めるためのアドバイスを受けた。

- 2014年4月、被控訴人(被告)2は控訴人(原告)に対し、内装会社「Abacus Design Co., Ltd」および原告の厨房やレストランに機器を配置する電気系統の設計会社「AJ Kitchen and Service Co., Ltd.」を紹介した。
- 2014年5月、控訴人(原告)は2014年12月に開店する必要があった当該レストランで働く従業員の採用を開始した。

- 2014年8月、レストランの設計が完成し、控訴人(原告)に一部請求がなされた。支払いを完了し、その図面が被控訴人(被告)1から被控訴人(被告)3に送付された。その後、8月18日、被上控訴人(被告)1～3は代理人を派遣して、控訴人(原告)に対し、多くの本質的事項が修正された覚書案を提出した。控訴人(原告)はこの覚書が事前に合意した条件と異なるとして、同意しなかった。

- 2014年10月6日、被控訴人(被告)1～3は、従業員を控訴人(原告)に派遣して、被控訴人(被告)1は飲食店出店のための場所貸しを認めないことを伝えた。契約がまとまらず、事前の合意通り本件レストランを開店することはできなかった。

- 控訴人(原告)は本件レストランの開店準備中に、被控訴人(被告)2からビールを材料としたピザ生地の配合に関する控訴人(原告)のピザレシピについて尋ねられ、その後、被控訴人(被告)4のレストランでそのレシピは使用された。ピザ窯については、被控訴人(被告)1～3の従業員が、控訴人(原告)に対し、本件レストランに設置するピザ窯は Siam Refractory Industry Co, Ltd.が製造したものでなければならない旨伝えた。この要求のもと、被控訴人(被告)1～3の従業員

員は、イタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」のピザ窯の寸法を測り、細部を検討した。被控訴人(被告)2は控訴人(原告)に対し、チェンマイ県にある被控訴人(被告)2のレストランに同じピザ窯を建設するよう依頼した。被控訴人(被告)2は、従業員がイタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」の厨房に入り、小麦粉、発酵、調理、火の使い方、調理レシピ、様々な作業に関する秘密を学ぶことができるように、様々な理由をつけて説得を試み、最終的に被控訴人(被告)は、控訴人(原告)自身が秘密にしていた、特にピザ窯のサイズ、ピザ窯を組み立てるための素材、窯内の熱制御といった情報及び営業秘密を取得した。

- 2015年5月、被控訴人(被告)らは、控訴人(原告)が進んで借りていたエリアに、イタリア料理店「Cafe Milano」を開店した。控訴人(原告)は担当者を派遣して同店を確認したところ、被控訴人(被告)4が控訴人(原告)の風水の理念や思想、経験に基づいて設計した控訴人(原告)と同じ店内デザインを用いていることが判明した。これらの行為はいずれも、被控訴人(被告)1~3が控訴人(原告)のアイデアを被控訴人(被告)4に持ち込んで飲食店経営に利用させることによって控訴人(原告)の著作権を侵害したものと考えられる。

- したがって、被控訴人(被告)らおよび Siam Refractory Industry Co, Ltd.は、控訴人(原告)の秘密情報を入手し、被控訴人(被告)全員がイタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」と同一または類似の薪のピザ釜を設計および製造できるようになり、控訴人(原告)に損害を与えた。また、被控訴人(被告)らは、控訴人(原告)の設計図を持ち出して被控訴人(被告)4のレストランで使用し、控訴人(原告)の権利を侵害し、控訴人(原告)に 33,500,000 バーツの損害を与えた。

控訴人(原告)は、2016年10月6日に第一審の CIPIT に提訴した。

<被控訴人(被告)の主張>

- 被控訴人(被告)1~3は、薪のピザ窯の製作は一般に知られている営業情報であると証言した。イタリア料理のレシピやピザ、薪のピザ窯の製作は、原告の営業秘密ではない。訴えにあるレストランの設計図の著作権は、これを設計した Abacus Design Co., Ltd.に帰属し、控訴人(原告)に帰属しない。電気システムの配置、厨房機器の配置については、設計者である AJ Kitchen and

Service Co., Ltd.に帰属するものである。ピザ窯については、Siam Refractory Industry Co., Ltd.が使用可能なモデルを挙げて、立地条件に合わせた追加改造を控訴人(原告)に提案したものである。従って、これらの著作物は、控訴人(原告)の著作物および営業秘密には該当しない。また、チェンマイ県にある被控訴人(被告)2のレストランの薪のピザ窯の製作については、本件とは関係がない。控訴人(原告)の訴えを棄却するよう求める。

- 被控訴人(被告)4は、控訴人(原告)のレストラン設計を使用していないと証言した。被控訴人(被告)4は、Capannina Co., Ltd.に厨房器具、厨房設備、ピザ釜を発注しており、イタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」の営業秘密を知る、または取得していない。被控訴人(被告)4は「Cafe Milano」において、これらの情報を利用して利益を得ていない。被控訴人(被告)4は控訴人(原告)に損害を与える行為をしておらず、控訴人(原告)の訴えを棄却するよう求める。

2017年3月23日、第一審のCIPITは、控訴人(原告)の主張を棄却した。

控訴人(原告)は控訴裁判所に対して控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>被控訴人(被告)らは共謀して控訴人(原告)の著作権を侵害したか否か。

- 控訴人(原告)が主張する著作物は建築のカテゴリーにあり、1.1) Abacus Design Co., Ltd.による家具のレイアウト、1.2) AJ Kitchen and Service Co., Ltd. による厨房機器のレイアウトの2つに分けられる。

1.1) 家具のレイアウト

- 控訴人(原告)は、Abacus Design Co., Ltd.と共同で設計、改造を行い、控訴人(原告)は、2階に上がる階段を右から左に変更する、フードシステムを地下から店舗上部に変更する、入口ドアを左中央から左上に変更し入口ドアの横にレジを設けることを要望した。厨房の床については、溝の代わりに床の排水管を使用することを提案した。また控訴人(原告)は、ドリンクバーを2階から階段下に移動することを提案した。被控訴人(被告)1は、本件建物のテナントである控訴人(原告)の意見を受けて、その可否を判断することになっていた。

- 裁判所は、被控訴人(被告)1が Glass House プロジェクトにおけるレストランの内装工事において Abacus Design Co., Ltd.に依頼し、Abacus Design Co., Ltd.が家具のレイアウトを提供することになったと認める。控訴人(原告)は内装工事契約に関与していない第三者であった。従って、その契約に基づいて提供された家具レイアウトは控訴人(原告)の著作物ではなく、被控訴人(被告)1 および Abacus Design Co., Ltd.の著作物である。

- この内装工事について、控訴人(原告)が著作者となるか否かを検討するとき、控訴人(原告)がその本質的部分において創作、設計した事実を証明する必要があり、Abacus Design Co., Ltd.は、控訴人(原告)の創作性に応じて行動するものと考えられる。2階への階段、フードシステム、レジの位置、厨房の床の排水管、ドリンクバーの点は細部にすぎず、家具のレイアウトの本質的部分といえるほどではない。従って、控訴人(原告)が著作権者であることを証明することはできない。

1.2) 厨房機器のレイアウト

- 厨房機器のレイアウトと、床の排水管レイアウト、給排水設備レイアウト、電気設備レイアウト、ガス設備レイアウト、排気設備レイアウト、壁およびカウンターレイアウト等の機械と電気レイアウトの2つの部分から構成され、控訴人(原告)は、AJ Kitchen and Service Co., Ltd. をデザイナーとして雇った。厨房設備レイアウトの著作権者は、別に定める著作権契約がないときは、控訴人(原告)であった。その目的は、控訴人(原告)が使用する厨房機器の詳細と、その厨房機器の作業をサポートするシステムを示すことであった。従って、厨房機器のレイアウトは、家具のレイアウトが完成した後に施工することができた。

- 裁判所は、家具レイアウトとは別に追加された厨房機器のレイアウトについて、控訴人(原告)が著作権者として保護されていると認める。控訴人(原告)から提供された写真、「Cafe Milano」の位置を厨房機器レイアウトの位置と比較したところ、それらは同じ位置を共有している。しかし、控訴人(原告)は、家具レイアウトに著作権を持たず、厨房機器のレイアウトについては、提供された写真以上の複製および改変があったことを証明する義務があった。従って、厨房機器のレイアウトに著作権侵害があったということだけでは不十分である。被控訴人(被告)ら共謀して

控訴人(原告)の著作権を侵害したとは認められない。

<争点②> 被控訴人(被告)ら共謀して控訴人(原告)の営業秘密を侵害したか否か。

2.1) 薪のピザ窯の問題

- もともと控訴人(原告)はタイにピザ窯を輸入し、レストランに設置していた。この窯は熱を拡散するものであった。控訴人(原告)は、熱を拡散させず、従業員が窯の近くで作業できるように、また、ピザ生地が均一に焼け、表面が滑らかになり、ピザを早く作れるように改良を加えた。控訴人(原告)は、窯の口を浅くする、釜の天井の高さを調整するなど、窯の開発および改良を行った。また、窯の床を石膏にしてピザ窯の周囲にレンガを敷き、窯の内部に断熱材を入れるなどして、実際の大きさが分からないようにした。さらに、窯の口やピザ生地台に部外者が入れないような秘密の保持も工夫されていた。

- 裁判所は、控訴人(原告)がピザ窯をレンガで囲ったとはいえ、窯の入り口は開いていて、形式的な妨害や他人の進入を妨げるようなことはなかったと認める。小麦粉用のテーブルと皿のテーブルのカウンターの間には、開錠が容易なチェーンがかかっているだけで、それは境界を区切るために使われるものであって、秘密を守るためのものではない。従って、部外者を含む無関係の人がピザ窯の中を容易に探ることができる可能性があった。従って、控訴人(原告)が秘密保持のために適切な措置を講じていたとは認められず、薪ピザ窯は 2002 年営業秘密法第 3 条に基づく営業秘密とは認められない。

2.2) ピザ生地のレシピおよびピザの焼き方

- 控訴人(原告)は、2006 年頃にイタリアンレストラン「Pizzeria Limoncello」で使用されているピザ生地のレシピを考案し、控訴人(原告)のみが秘密保持者であった。店では 2 種類の配合を使用していた。一般に「180 グラム」と呼び客に提供されていた配合は、控訴人(原告)と従業員 1 名しかその方法を知らなかった。もう一つの配合は、「180 グラム」の配合とは異なる秘密の材料を使った控訴人(原告)の配合である。この配合は、控訴人(原告)だけが知っており、控訴人(原告)は有名人や特別な客にだけ出していた。

- 裁判所は、控訴人(原告)のピザ生地は 2002 年営業秘密法第 3 条に基づく商業情報である

レシピであると認める。一般に知られていない商業情報であり、機密性により商業的に有用な情報であり、控訴人(原告)は情報管理者として当該情報を単独で保持することによって機密保持のための適切な措置がとられていたものと認める。ピザ生地のレシピは、控訴人(原告)の営業秘密である。ピザ生地は控訴人(原告)の営業秘密であるが、ピザ焼きについて控訴人(原告)は証言していないことから、ピザ焼きが控訴人(原告)の営業秘密であるとは認められない。

- ここで、被控訴人(被告)2がピザ生地の製造について控訴人(原告)の営業秘密を侵害したか否かを検討する必要がある。

控訴人(原告)は、被控訴人(被告)2が、原告に対して何度かピザ生地のレシピを要求したことを証言した。控訴人(原告)は拒否し続けたが、Glass House プロジェクトにスペースを借りたいため、被控訴人(被告)2に配合を教えなければ被控訴人(被告)2がスペースを貸さないのではないかと恐れた。そこで控訴人(原告)は被控訴人(被告)2に対し、レシピを誰にも教えず、どこにも公表しないよう強く求めて、配合を書き留めた。その後、2015年7月25日付け Bangkok Business 新聞に、控訴人(原告)が被控訴人(被告)2に渡した控訴人(原告)のピザ生地のレシピについて言及されている Mr. Weerasak(又は Tuk シェフ)のインタビュー記事が掲載された。控訴人(原告)はハードディスクが破損したパソコンに自身のレシピを保存していた。その後、データを復旧したところ、Mr. Weerasak が明らかにしたピザ生地のレシピは、確かに、控訴人(原告)のピザ生地のレシピであったことが判明した。

- 両者2つのピザ生地の原材料を比較すると、すべての原材料が全く同じ量で、これは稀なケースであると判断する。従って、レシピの複製があったと認められる。一方、控訴人(原告)は、原材料の由来や使用比率について詳細に証言することができた。ハードディスクに保存されている控訴人(原告)のピザ生地の情報は、Bangkok Business 新聞の取材の9年以上前の2006年に作成されており、控訴人(原告)が実験、改良していたと認められる。一方、Mr. Weerasak は、このレシピは Mr. Rosano から得たと証言したが、それは単なる証言であり、証拠がなかった。従って、その証言には信ぴょう性がない。Mr. Weerasak が Bangkok Business 新聞のインタビューに答えたピザ生地のレシピの所有者は控訴人(原告)であると認める。

- Mr. Weerasak と被控訴人(被告)2 との関係について、被控訴人(被告)2 がレストランを開業した際、Mr. Weerasak が同レストランのシェフを務め、同レストランで唯一のピザ職人であったと見受けられる。従って、Mr. Weerasak は被控訴人(被告)2 と密接な関係だと考えられる。

- 被控訴人(被告)2 が控訴人(原告)の同意なしに控訴人(原告)のピザ生地のレシピを Mr. Weerasak に開示したという控訴人(原告)の証拠は一貫しており、説得力がある。被控訴人(被告)1、3 および 4 について、控訴人(原告)は、被控訴人(被告)3 名が控訴人(原告)の営業秘密権の侵害行為に関与していることを示す証拠を有していない。従って、被控訴人(被告)3 名が控訴人(原告)の営業秘密権を侵害したとは認められない。

<争点③> 控訴人(原告)の損害が生じたか否か、また、その額はどの程度か。
被控訴人(被告)2 に対し、ピザ生地のレシピを開示し営業秘密侵害の罪で、控訴人(原告)に対して 1,500,000 バーツの賠償金の支払いを命じる。その他の争点については、第一審の CIPIT の判決を支持する。

【S&I コメント】

本事件で控訴裁判所は、イタリアンレストラン「Pizzaria Limoncello」のどの要素が著作権法および営業秘密法によって保護されるかを審理した。また、2002 年営業秘密法第 3 条に基づき、機密保持のためにどのような措置が適切とみなされるかという点について様々に示唆した良い例と考えられる。